

# 長島町地域防災計画

地震・津波災害対策編

長島町防災会議





## 目 次

### 第1章 総 則

#### 第1節 計画の目的等

|            |   |
|------------|---|
| 第1 目的      | 1 |
| 第2 計画の性格   | 1 |
| 第3 計画の周知徹底 | 1 |

#### 第2節 計画の基本的な考え方

|              |   |
|--------------|---|
| 第1 減災対策      | 2 |
| 第2 自助・共助の促進  | 2 |
| 第3 適切な支援     | 2 |
| 第4 計画の継続的な改善 | 2 |

#### 第3節 災害の想定

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1 趣旨           | 3  |
| 第2 想定地震の概要      | 3  |
| 第3 本町における被害想定概要 | 10 |

#### 第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第5節 町民及び事業所の取るべき措置

### 第2章 災害予防対策

#### 第1節 地震・津波災害対策の基本的な考え方

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1 総合的な津波災害対策の基本的な考え方 | 15 |
| 第2 地震・津波想定に係る留意点      | 15 |

#### 第2節 地震・津波に強い街づくり

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1 建築物等災害予防          | 16 |
| 第2 交通・ライフライン関係施設災害予防 | 18 |
| 第3 地盤対策              | 21 |

#### 第3節 地震防災緊急五箇年計画

#### 第4節 津波予防対策

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1 津波災害予防施設の整備  | 22 |
| 第2 避難関連施設の整備    | 22 |
| 第3 情報伝達体制の確立    | 22 |
| 第4 避難誘導体制       | 23 |
| 第5 津波に係る防災知識の普及 | 23 |

### 第3章 災害応急対策

|     |                          |             |
|-----|--------------------------|-------------|
| 第1節 | 応急活動体制                   | [全]         |
| 第1  | 方針                       | 2 6         |
| 第2  | 災害警戒本部                   | 2 7         |
| 第3  | 災害対策本部                   | 2 9         |
| 第2節 | 情報の収集・伝達、緊急連絡体制の確立       | [全]         |
| 第1  | 地震情報                     | 3 8         |
| 第2  | 津波警報等                    | 4 0         |
| 第3  | 地震情報及び津波警報等の伝達           | 4 2         |
| 第3節 | 避難対策                     | [災・総・住・教・社] |
| 第1  | 避難の勧告・指示                 | 4 4         |
| 第2  | 避難所                      | 4 8         |
| 第3  | 避難路の確保                   | 5 1         |
| 第4  | 学校等施設における安全確保            | 5 1         |
| 第5  | 帰宅困難者対策                  | 5 1         |
| 第6  | 要配慮者の避難対策                | 5 2         |
| 第4節 | 津波対策                     | [総・消]       |
| 第1  | 活動体制                     | 5 4         |
| 第2  | 津波警報等及び避難勧告・指示の伝達        | 5 5         |
| 第5節 | 被害情報の収集・伝達               | [全]         |
| 第1  | 被害情報の収集                  | 5 7         |
| 第2  | 住民からの問合せに対する対応           | 5 9         |
| 第3  | 被害情報の報告・共有化              | 5 9         |
| 第6節 | 広報                       | [総]         |
| 第1  | 町及び県による広報                | 6 2         |
| 第2  | 関係機関による広報                | 6 3         |
| 第3  | 放送機関への要請・公表等             | 6 3         |
| 第7節 | 消防活動                     | [総・消]       |
| 第1  | 消防活動の基本方針                | 6 5         |
| 第2  | 消防活動                     | 6 6         |
| 第8節 | 救助活動                     | [総・消]       |
| 第1  | 実施機関                     | 7 0         |
| 第2  | 町の活動                     | 7 0         |
| 第3  | 自主防災組織・事業所等の活動           | 7 2         |
| 第9節 | 応援要請，自衛隊の派遣要請，海上保安庁の支援要請 | [総・消・警・海・自] |
| 第1  | 応援要請（鹿児島県地域防災計画より）       | 7 3         |
| 第2  | 自衛隊の派遣要請                 | 7 4         |

|      |                     |             |
|------|---------------------|-------------|
| 第3   | 海上保安部への支援要請         | 77          |
| 第10節 | 医療救護活動              | [総・住・消]     |
| 第1   | 医療活動                | 78          |
| 第2   | 救護所等での活動            | 82          |
| 第3   | 後方医療機関への搬送          | 82          |
| 第4   | 心のケア                | 83          |
| 第6   | 災害救助法が適用になった場合      | 84          |
| 第11節 | 交通確保・緊急輸送           | [総・経・警・海・自] |
| 第1   | 陸上輸送体制              | 85          |
| 第2   | 地震発生時における運転者のとるべき措置 | 87          |
| 第3   | 海上輸送体制              | 88          |
| 第4   | ヘリコプター等による輸送体制      | 89          |
| 第5   | 緊急輸送                | 89          |
| 第12節 | 給水                  | [総・経]       |
| 第1   | 応急給水の実施             | 92          |
| 第2   | 資機材及び人員の確保          | 93          |
| 第3   | 施設等の応急復旧            | 93          |
| 第4   | 応援要請                | 94          |
| 第13節 | 食料，生活必需品の調達供給       | [総・経]       |
| 第1   | 物資の供給               | 95          |
| 第2   | 食料の調達・供給            | 96          |
| 第3   | 生活必需品の調達・供給         | 99          |
| 第4   | 燃料の確保               | 101         |
| 第14節 | 遺体の搜索，収容，処理，埋総      | [総・住・消・警]   |
| 第1   | 遺体の搜索               | 102         |
| 第2   | 遺体の収容，処理            | 103         |
| 第3   | 遺体の埋火葬              | 104         |
| 第4   | 応援協力要請              | 105         |
| 第5   | 災害救助法が適用された場合       | 105         |
| 第15節 | 防疫，保健衛生             | [総・住・経]     |
| 第1   | 実施体制                | 106         |
| 第2   | 防疫活動                | 106         |
| 第3   | 保健衛生活動              | 108         |
| 第4   | ペットの管理              | 109         |
| 第5   | 獣畜及び家きんの処理          | 110         |
| 第16節 | 障害物の除去，がれきの処理       | [総・住・経・消]   |

|      |                       |           |
|------|-----------------------|-----------|
| 第1   | 除去の対象                 | 1 1 1     |
| 第2   | 除去の実施機関等              | 1 1 1     |
| 第3   | 除去の実施方法               | 1 1 1     |
| 第4   | 障害物等の除去の実施            | 1 1 2     |
| 第5   | 生活障害物等の除去             | 1 1 2     |
| 第17節 | 廃棄物及びし尿処理             | [総・住・経]   |
| 第1   | 基本方針                  | 1 1 3     |
| 第2   | 廃棄物処理                 | 1 1 3     |
| 第3   | し尿処理                  | 1 1 4     |
| 第18節 | 被害調査（り災証明）            | [総・住・経・消] |
| 第1   | 被害状況の現地調査             | 1 1 6     |
| 第2   | り災証明                  | 1 1 6     |
| 第3   | 町税等の減免等               | 1 1 7     |
| 第19節 | 社会秩序の維持               | [総・経・警]   |
| 第1   | 鹿児島県警察の行う対策           | 1 1 8     |
| 第2   | 町の行う対策                | 1 1 8     |
| 第20節 | ボランティアとの連携            | [総・住・社]   |
| 第1   | 町災害支援ボランティアセンターの設置・運営 | 1 1 9     |
| 第2   | ボランティアの活動             | 1 2 0     |
| 第21節 | ライフラインの応急復旧           | [総・経]     |
| 第1   | 水道施設                  | 1 2 2     |
| 第2   | 電力施設                  | 1 2 2     |
| 第3   | ガス施設                  | 1 2 3     |
| 第4   | 通信施設                  | 1 2 4     |
| 第5   | 郵便事業者                 | 1 2 5     |
| 第22節 | 公共・土木施設等の応急復旧         | [総・経・教]   |
| 第1   | 公共施設等                 | 1 2 6     |
| 第2   | 道路施設                  | 1 2 7     |
| 第3   | 海岸保全施設                | 1 2 7     |
| 第4   | 河川管理施設                | 1 2 7     |
| 第5   | 砂防等施設                 | 1 2 7     |
| 第6   | 治山等施設                 | 1 2 7     |
| 第7   | 港湾施設                  | 1 2 8     |
| 第8   | 漁港施設                  | 1 2 8     |
| 第9   | 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等    | 1 2 8     |
| 第23節 | 住宅対策                  | [総・経・消]   |

|                      |                        |         |
|----------------------|------------------------|---------|
| 第1                   | 応急危険度判定                | 129     |
| 第2                   | 応急住宅対策の実施機関            | 130     |
| 第3                   | 被害調査                   | 130     |
| 第4                   | 応急仮設住宅の建設              | 131     |
| 第5                   | 応急住宅の確保                | 132     |
| 第6                   | 住宅の応急修理                | 133     |
| 第24節                 | 文教対策                   | [総・教・住] |
| 第1                   | 園、学校における幼児、児童・生徒等の安全確保 | 134     |
| 第2                   | 応急教育                   | 135     |
| 第3                   | 教材学用品の調達及び給付           | 137     |
| 第4                   | 授業料の減免、育英資金            | 138     |
| 第25節                 | 孤立化対策                  | [総・警・消] |
| 第1                   | 孤立地区の把握                | 139     |
| 第2                   | 外部との通信手段の確保            | 139     |
| 第3                   | 緊急救出手段の確保              | 139     |
| 第4                   | 集団避難の指示等               | 139     |
| 第5                   | 警戒警備体制の確立              | 139     |
| 第6                   | 緊急支援物資の確保・輸送           | 139     |
| 第26節                 | 災害救助法の適用               | [総]     |
| 第1                   | 災害救助法の適用               | 140     |
| 第2                   | 災害救助法の適用基準             | 140     |
| 第3                   | 救助の程度、方法及び期間           | 141     |
| 第27節                 | 危険物施設等の安全確保            | [総・警・消] |
| 第1                   | 危険物施設の応急処置             | 142     |
| 第2                   | 高圧ガス施設                 | 142     |
| 第3                   | 毒劇物貯蔵施設                | 143     |
| 第28節                 | 激甚災害の指定                | [総]     |
| 第1                   | 激甚災害の指定                | 144     |
| 第2                   | 災害復旧事業                 | 145     |
| 第3                   | 特別財政援助の申請              | 145     |
| <br><b>第4章 復旧・復興</b> |                        |         |
| 第1節                  | 復興体制の整備                |         |
| 第1                   | 災害復興対策本部               | 146     |
| 第2                   | 人員の確保                  | 146     |
| 第2節                  | 復興に関する調査               |         |

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 第1  | 建築物の被害調査           | 1 4 8 |
| 第2  | 都市整備基盤復興に係る調査      | 1 4 8 |
| 第3  | 応急住宅対策に関する調査       | 1 4 9 |
| 第4  | 生活再建に係る調査          | 1 4 9 |
| 第5  | 地域経済復興支援に係る調査      | 1 4 9 |
| 第3節 | 復興計画               |       |
| 第1  | 復興計画の策定            | 1 5 1 |
| 第2  | 復興計画の公表            | 1 5 2 |
| 第3  | 災害に強いまちづくり         | 1 5 2 |
| 第4節 | 復興財源の確保            |       |
| 第1  | 財政需要見込額の算定         | 1 5 3 |
| 第2  | 予算の編成・執行方針の決定      | 1 5 3 |
| 第3  | 財源の確保              | 1 5 3 |
| 第5節 | 市街地復興              |       |
| 第1  | 復興方針の策定            | 1 5 6 |
| 第2  | 復興整備条例             | 1 5 6 |
| 第3  | 建築制限               | 1 5 7 |
| 第4  | 基盤施設等の復興           | 1 5 7 |
| 第5  | 応急復旧後の本格復旧・復興      | 1 5 7 |
| 第6節 | 被災者の生活再建支援         |       |
| 第1  | 被災者の経済的再建支援        | 1 6 0 |
| 第2  | 雇用対策               | 1 6 3 |
| 第3  | 恒久住宅対策             | 1 6 3 |
| 第4  | 精神的支援              | 1 6 3 |
| 第5  | 要配慮者対策             | 1 6 4 |
| 第6  | 医療機関               | 1 6 5 |
| 第7  | 社会福祉施設             | 1 6 5 |
| 第8  | 生活環境の確保            | 1 6 5 |
| 第9  | 教育，社会教育，文化財        | 1 6 6 |
| 第10 | 情報提供，相談窓口          | 1 6 6 |
| 第11 | 男女共同参画             | 1 6 6 |
| 第7節 | 地域経済復興支援           |       |
| 第1  | 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 | 1 6 7 |
| 第2  | 金融・税制面の支援          | 1 6 7 |

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

- 第1 推進計画の目的 . . . . . 1 6 9
- 第2 計画の性格と役割 . . . . . 1 6 9
- 第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 . . . . . 1 6 9

### 第2節 関係者との連携協力

- 第1 資機材、人材等の配備手配 . . . . . 1 7 0
- 第2 他機関に対する応援要請 . . . . . 1 7 0
- 第3 帰宅困難者への対応 . . . . . 1 7 1

### 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1 津波からの防護 . . . . . 1 7 2
- 第2 津波に関する情報の伝達等 . . . . . 1 7 2
- 第3 避難対策等 . . . . . 1 7 2
- 第4 防災部局及び消防機関等の活動 . . . . . 1 7 3
- 第5 ライフライン、通信、放送関係 . . . . . 1 7 3
- 第6 交通対策 . . . . . 1 7 4
- 第7 町自らが管理を行う施設等に関する対策 . . . . . 1 7 5
- 第8 迅速な救助 . . . . . 1 7 6

### 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 第1 建築物、構造物の耐震化 . . . . . 1 7 7
- 第2 避難場所、避難経路の整備 . . . . . 1 7 7
- 第3 土砂災害防止施設 . . . . . 1 7 7
- 第4 治山施設 . . . . . 1 7 8
- 第5 避難誘導及び救助活動のための拠点となる施設その他の消防用設備 . . . . . 1 7 8
- 第6 港湾・漁港の整備 . . . . . 1 7 8
- 第7 通信施設 . . . . . 1 7 8

### 第5節 防災訓練

- 第1 防災訓練の実施 . . . . . 1 7 9
- 第2 訓練の実施時期等 . . . . . 1 7 9
- 第3 訓練の内容 . . . . . 1 7 9

### 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- 第1 町職員に対する教育 . . . . . 1 8 0
- 第2 地域住民等に対する教育 . . . . . 1 8 0
- 第3 教職員及び児童生徒等に対する教育 . . . . . 1 8 0
- 第4 相談窓口の設置 . . . . . 1 8 1

※ 第3章 災害応急対策の[ ]内は担当対策部を示す。

全：全対策部

災：災害対策本部

総：総務対策部

住：住民対策部

経：経済対策部

水：水道対策部

教：教育対策部

消：消防対策部

社：社会福祉協議会

警：鹿児島県警，阿久根警察署

自：自衛隊

海：海上保安庁

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的等

#### 第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長島町の地域に係る地震・津波災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての基本を定め、住民、事業所等及び関係機関の役割を明らかにし、それぞれの積極的な協力及び連携のもと、活動体制の整備を図るとともに、地震・津波災害対策を総合的かつ計画的に推進し、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 第2 計画の性格

##### 1 長島町の地域に係る地震・津波災害対策の基本となる計画

この計画は、長島町の地域に係る地震・津波災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

町及び関係機関は、想定される全ての事態に対して、対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

##### 2 長島町地域防災計画との関係

この計画は、「長島町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「長島町地域防災計画（一般災害対策編）」に拠るものとする。

##### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

#### 第3 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

## 第2節 計画の基本的な考え方

### 第1 減災対策

自然災害、特に地震の発生は予期することが困難であり、完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を本町の防災対策の基本理念とする。

たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的損失ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、社会経済活動への影響を最小限にとどめるように本計画を定める。

### 第2 自助・共助の促進

大規模かつ広域的な災害の発生直後は、行政による迅速な対応にはある程度の限界があり、被害の程度やその広がりによっては、被害の態様や想定を超える被害の発生も予想される。

これらに迅速に対応するには、行政に頼ることなく住民による主体的な活動やボランティア活動を、柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておく必要があるため、平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を認識し、「自分の命は自分で守る」自助の取り組みの強化を図ることが重要である。

また、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊により生き埋めとなった被災者を地域の人たちが救助し、救命に大きな成果をあげるなど、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

本町では、過疎化、高齢化の急速な進行から、高齢者世帯の増加や核家族化が進む中、「自分達の地域は自分達で守る」という共助の考え方を再認識し、自主防災組織の機能強化や地域防災リーダーの育成などの取り組みを行うものとする。

### 第3 適切な支援

高齢者、身体障害者、精神障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報、危険回避行動、移動行動、生活又は適応など避難行動や避難生活に様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本町でも、高齢化の進行が顕著であり、今後更なる対策の充実が求められており、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、避難が長期化する場合は、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配付をはじめとし、様々な場面における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した災害対策を進める必要があることから、防災に関する施策・方針決定の過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

### 第4 計画の継続的な改善

本計画は、町防災行政の基本計画であり、この計画に基づく施策の効果的推進に努め、科学的知見及び過去の災害の教訓を踏まえ絶えず改善を図る。

## 第3節 災害の想定

### 第1 趣 旨

平成23年3月に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、鹿児島県では平成24年度から25年度に地震等災害予測調査を実施し、鹿児島県の地域において発生しうる地震等の大きさと、その被害の想定を行っている。

鹿児島県が想定する地震のうち、本町の地域に特に影響を及ぼすと想定される、熊本県南部地震と南海トラフ地震（南海トラフ地震対策については、本編第5章に規定する。）を本計画の災害想定として考慮するが、自然災害は不確定な要素を伴うものであることに留意する必要がある。

本計画で想定する災害は、必ずしも一定期間内の高い発生率のものではなく、発生頻度はきわめて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の地震を想定する。

### 第2 想定地震の概要

#### 1 鹿児島県地震等被害予測調査による鹿児島県内における想定地震

##### ① 鹿児島湾直下地震

鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では一部の地域で震度7に、垂水市では一部の地域で震度6強に達すると想定される。鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

##### ② 県西部直下の地震

いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。鹿児島市、薩摩川内市本土、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

##### ③ 甕島列島東方沖地震

薩摩川内市甕島では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。薩摩川内市本土、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが予想される。

##### ④ 県北西部直下の地震

出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では一部の地域で震度7に、阿久根市と長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。

⑤ 熊本県南部の地震

長島町では、多くの地域で震度 6 弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度 7 に達すると想定される。阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度 6 弱の揺れが想定される。

⑥ 県北部直下の地震

霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度 5 強に達すると想定される。

⑦ 南海トラフの巨大地震

本県は、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会の 4 ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側のケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。

曾於市、志布志市では、多くの地域で震度 6 弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度 6 強に達すると想定される。鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度 6 弱の揺れが想定される。

⑧ 種子島東方沖の地震

種子島の 3 市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度 6 弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度 6 強に達すると想定される。鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度 6 弱の揺れが想定される。

⑨ トカラ列島太平洋沖の地震

中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度 6 弱に達すると想定される。

⑩ 奄美群島太平洋沖（北部）の地震

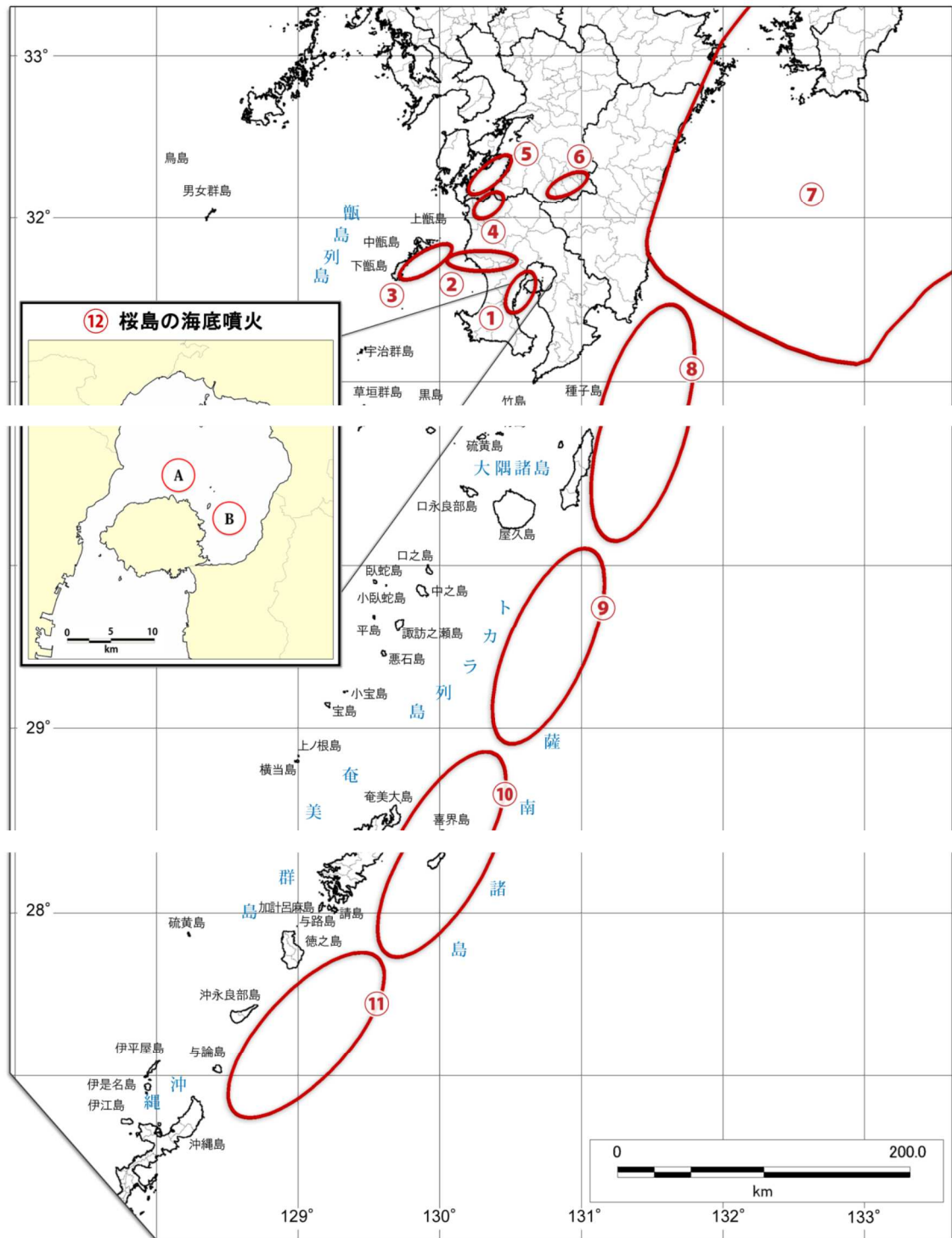
喜界町では、ほぼ全域で震度 6 強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度 7 に達すると想定される。奄美大島の 5 市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度 6 弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度 6 強に達すると想定される。

⑪ 奄美群島太平洋沖（南部）の地震

徳之島の 3 町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度 6 弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度 6 強に達すると想定される。

⑫ 桜島の海底噴火

## 2 想定地震等の位置（鹿児島県地震等被害予測調査）



### 3 想定地震等の概要（鹿児島県地震等被害予測調査）

| 番号 | 想定地震等の位置                    | 気象庁<br>マグニチュード<br>( $M_j$ ) | モーメント<br>マグニチュード<br>( $M_w$ ) | 震源断層<br>上端の震度<br>(km) | 津波 |
|----|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------|----|
| ①  | 鹿児島湾直下                      | 7.1                         | 6.6                           | 3                     | ○  |
| ②  | 県西部直下<br>【市来断層帯（市来区間）付近】    | 7.2                         | 6.7                           | 1                     | ○  |
| ③  | 甕島列島東方沖<br>【甕断層帯（甕区間）付近】    | 7.5                         | 6.9                           | 1                     | ○  |
| ④  | 県北西部直下<br>【出水断層帯付近】         | 7.0                         | 6.5                           | 3                     | —  |
| ⑤  | 熊本県南部<br>【日奈久断層帯（八代海区間）付近】  | 7.3                         | 6.8                           | 3                     | ○  |
| ⑥  | 県北部直下<br>【人吉盆地南縁断層付近】       | 7.1                         | 6.6                           | 2                     | —  |
| ⑦  | 南海トラフ<br>【東海・等南海・南海・日向灘4連動】 | —                           | 地震：9.0<br>津波：9.1              | 10                    | ○  |
| ⑧  | 種子島東方沖                      | —                           | 8.2                           | 10                    | ○  |
| ⑨  | トカラ列島太平洋沖                   | —                           | 8.2                           | 10                    | ○  |
| ⑩  | 奄美群島太平洋沖（北部）                | —                           | 8.2                           | 10                    | ○  |
| ⑪  | 奄美群島太平洋沖（南部）                | —                           | 8.2                           | 10                    | ○  |
| ⑫  | 桜島北方沖<br>【桜島の海底噴火】          | —                           | —                             | —                     | ○  |
|    | 桜島東沖<br>【桜島の海底噴火】           | —                           | —                             | —                     | ○  |

注）気象庁マグニチュード（ $M_j$ ）とモーメントマグニチュード（ $M_w$ ）について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（ $M_j$ ）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（ $M_w$ ）を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（ $M_w$ ）を求めている。

4 長島町における最大震度と津波高及び津波到達時間の想定（鹿児島県地震等被害予測調査）

| 番号 | 想定地震等の位置     |       | 最大震度 | 最大津波       |             | 1m 津波<br>到達時間<br>(分) |
|----|--------------|-------|------|------------|-------------|----------------------|
|    |              |       |      | 津波高<br>(m) | 到達時間<br>(分) |                      |
| ①  | 鹿児島湾直下       |       | 4    | —          | —           | —                    |
| ②  | 県西部直下        |       | 5 弱  | 1.92       | 54          | —                    |
| ③  | 甕島列島東方沖      |       | 5 弱  | 3.29       | 30          | 26                   |
| ④  | 県北西部直下       |       | 6 強  | —          | —           | —                    |
| ⑤  | 熊本県南部        |       | 7    | 2.48       | 45          | 8                    |
| ⑥  | 県北部直下        |       | 4    | —          | —           | —                    |
| ⑦  | 南海トラフ        | 基本ケース | 5 弱  |            |             |                      |
|    |              | 東側    | 5 弱  |            |             |                      |
|    |              | 西側    | 5 弱  | 3.40       | 340         | 126                  |
|    |              | 陸側    | 5 強  | 3.22       | 338         | 127                  |
| ⑧  | 種子島東方沖       |       | 5 弱  | 2.05       | 119         | —                    |
| ⑨  | トカラ列島太平洋沖    |       | 4    | 2.31       | 179         | —                    |
| ⑩  | 奄美群島太平洋沖（北部） |       | 3    | 2.13       | 326         | —                    |
| ⑪  | 奄美群島太平洋沖（南部） |       | 2    | 1.88       | 281         | —                    |

※上表は、鹿児島県地震等被害予測調査において想定される地震による長島町での想定最大震度と、各派源ごとから生じると予想される最大津波の到達時間を示したものである。

※「津波到達時間」は、津波の計算時間（6 時間）内において、気象庁が津波警報を発する際の水位変化の基準である +1.0m 以上の津波が海岸線に最初に到達する時間を表す。

※「最大津波到達時間」は、津波の計算時間（6 時間）内において、最大津波が海岸線に到達する時間を表す。

## 5 被害想定のかえ方（鹿児島県地震等被害予測調査）

### （1）被害想定の前提条件

被害想定は、季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定して行う。

#### 《設定するシーン》

- 冬・深夜
- ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。
  - ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。

- 夏・昼12時
- ・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。
  - ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
- ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部にいる。

- 冬・夕方18時
- ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。
  - ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。
  - ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(2) 被害想定 of 項目ごとの想定内容

| 項 目    | 想 定 内 容                                                                                                                                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建物被害   | 液状化による建物の全半壊棟数<br>地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数<br>斜面崩壊による建物の全半壊棟数<br>津波による建物の全半壊棟数<br>火災による建物の全半壊棟数                                                                                      |
| 落下物等   | ブロック塀等の倒壊件数<br>自動販売機の転倒台数<br>屋外落下物が発生する建物棟数                                                                                                                                    |
| 人的被害   | 建物倒壊（揺れ）による死傷者数<br>斜面崩壊による死傷者数<br>津波による死傷者数<br>火災による死傷者数<br>ブロック塀・自動販売機等の転倒，屋外落下物による死傷者数<br>屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物），屋内落下物による死傷者数<br>揺れによる建物倒壊に伴う要救助者（自力脱出困難者）数<br>津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数 |
| ライフライン | 水道，電力，通信（電話）の被害                                                                                                                                                                |
| 交通・施設  | 道路，港湾・漁港の被害                                                                                                                                                                    |
| 生活への影響 | 避難者，帰宅困難者，物資                                                                                                                                                                   |
| 産業廃棄物等 | 災害廃棄物，津波堆積物                                                                                                                                                                    |
| その他の被害 | 孤立化集落                                                                                                                                                                          |

### 第3 本町における被害想定概要

本町における被害想定概要を、想定地震のうち最大の被害の発生を想定するものについて示す。

注1 表中の「－」は、「なし」ではなく、「わずか」

注2 数値は概算であるため、ある程度幅を持つてみる必要があり、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

#### 1 建物被害

##### (1) 全壊・焼失棟数

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 液状化 | 揺れ  | 斜面崩壊 | 津波 | 火災 | 合計  |
|--------|-----|-----|------|----|----|-----|
| 冬 18 時 | 120 | 450 | 10   | 10 | 10 | 600 |

##### (2) 半壊棟数

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 液状化 | 揺れ  | 斜面崩壊 | 津波 | 合計    |
|--------|-----|-----|------|----|-------|
| 冬 18 時 | 360 | 920 | 30   | 30 | 1,300 |

#### 2 落下物等

##### (1) ブロック塀等倒壊件数

想定地震等：熊本県南部地震

| 塀件数   |     |         |       | 倒壊件数  |     |         |     |
|-------|-----|---------|-------|-------|-----|---------|-----|
| ブロック塀 | 石 塀 | コンクリート塀 | 合 計   | ブロック塀 | 石 塀 | コンクリート塀 | 合 計 |
| 960   | 210 | 220     | 1,400 | 280   | 170 | 60      | 500 |

##### (2) 自動販売機転倒件数

想定地震等：熊本県南部地震

自動販売機台数            440 台  
自動販売機転倒件数      わずか

##### (3) 屋外落下物が発生する建物棟数

想定地震等：熊本県南部地震

屋外落下物が想定される建物棟数      460 棟  
屋外落下物が生じる建物件数           110 棟

### 3 人的被害

#### (1) 死者数

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻 | 建物倒壊<br>うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒）、屋内落下物 |   | 斜面崩壊 | 津波 | 火災 | ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物 | 合計 |
|-------|----------------------------------|---|------|----|----|-----------------------|----|
| 冬深夜   | 30                               | — | —    | 10 | —  | —                     | 40 |

#### (2) 負傷者数

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻 | 建物倒壊<br>うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒）、屋内落下物 |    | 斜面崩壊 | 津波 | 火災 | ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物 | 合計  |
|-------|----------------------------------|----|------|----|----|-----------------------|-----|
| 冬深夜   | 180                              | 20 | —    | 10 | —  | —                     | 190 |

#### (3) 重傷者数

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻 | 建物倒壊<br>うち屋内収容物移動・転倒（屋内転倒）、屋内落下物 |   | 斜面崩壊 | 津波 | 火災 | ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物 | 合計  |
|-------|----------------------------------|---|------|----|----|-----------------------|-----|
| 冬深夜   | 100                              | — | —    | —  | —  | —                     | 110 |

#### (4) 建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)数

想定地震等：熊本県南部地震

季節・時刻 冬深夜  
要救助者数 50 人

#### (5) 津波被害に伴う要救助者・要搜索者

想定地震等：熊本県南部地震

季節・時刻 夏 12 時  
要救助者数 わずか  
要搜索者数 20 人

#### 4 ライフライン被害

##### (1) 水道被害（断水）

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 給水人口<br>(人) | 被災直後        |            | 被災1日後       |            | 被災1週間後      |            | 被災1ヶ月後      |            |
|--------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|        |             | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) | 断水人口<br>(人) | 断水率<br>(%) |
| 冬 18 時 | 11,300      | 2,900       | 26         | 2,800       | 25         | 1,900       | 17         | 410         | 4          |

##### (2) 電力被害（停電）

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 電灯件数<br>(軒) | 被災直後        |            | 被災1日後       |            | 被災1週間後      |            | 被災1ヶ月後      |            |
|--------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|        |             | 停電件数<br>(軒) | 停電率<br>(%) | 停電件数<br>(軒) | 停電率<br>(%) | 停電件数<br>(軒) | 停電率<br>(%) | 停電件数<br>(軒) | 停電率<br>(%) |
| 冬 18 時 | 11,300      | 90          | 1          | 60          | 1          | 20          | —          | 10          | —          |

##### (3) 通信被害

想定地震等：熊本県南部地震

(固定電話不通)

| 季節・時刻  | 回線数<br>(回線) | 被災直後              |                  | 被災1日後             |                  | 被災1週間後            |                  | 被災1ヶ月後            |                  |
|--------|-------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
|        |             | 不通<br>回線数<br>(回線) | 不通<br>回線率<br>(%) | 不通<br>回線数<br>(回線) | 不通<br>回線率<br>(%) | 不通<br>回線数<br>(回線) | 不通<br>回線率<br>(%) | 不通<br>回線数<br>(回線) | 不通<br>回線率<br>(%) |
| 冬 18 時 | 4,700       | 110               | 2                | —                 | —                | —                 | —                | —                 | —                |

(携帯電話不通)

| 季節・時刻  | 被災直後              |           | 被災1日後             |           | 被災1週間後            |           | 被災1ヶ月後            |           |
|--------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
|        | 停波<br>基地局率<br>(%) | 不通<br>リンク | 停波<br>基地局率<br>(%) | 不通<br>リンク | 停波<br>基地局率<br>(%) | 不通<br>リンク | 停波<br>基地局率<br>(%) | 不通<br>リンク |
| 冬 18 時 | 3                 | —         | —                 | —         | —                 | —         | —                 | —         |

#### 5 交通施設被害

##### (1) 道路施設被害箇所数

想定地震等：熊本県南部地震

津波浸水域 わずか  
津波浸水域以外 30 箇所

##### (2) 港湾・漁港等の被害箇所数

想定地震等：熊本県南部地震

岸壁 岸壁数 10 箇所 被害箇所数 10 箇所  
その他係留施設 施設数 140 箇所 被害箇所数 100 箇所  
防波堤 延長 7,900m 被災延長 0m

## 6 生活支障の被害

### (1) 避難者

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 被災1日後 |     |      | 被災1週間後 |     |      | 被災1ヶ月後 |     |      |
|--------|-------|-----|------|--------|-----|------|--------|-----|------|
|        | 避難者   |     |      | 避難者    |     |      | 避難者    |     |      |
|        | 計     | 避難所 | 避難所外 | 計      | 避難所 | 避難所外 | 計      | 避難所 | 避難所外 |
| 冬 18 時 | 820   | 500 | 320  | 1,200  | 620 | 600  | 1,100  | 330 | 780  |

### (2) 帰宅困難者

外出者（就業・通学）数           2,900 人  
 帰宅困難者数                       330 人

## 7 物資需要量

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 被災1日後 |       |     | 被災1週間後 |       |       | 被災1ヶ月後 |       |     |
|--------|-------|-------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-----|
|        | 食料    | 飲料水   | 毛布  | 食料     | 飲料水   | 毛布    | 食料     | 飲料水   | 毛布  |
|        | (食)   | (ℓ)   | (枚) | (食)    | (ℓ)   | (枚)   | (食)    | (ℓ)   | (枚) |
| 冬 18 時 | 1,600 | 8,300 | 870 | 2,100  | 5,800 | 1,100 | 1,100  | 1,200 | 610 |

## 8 災害廃棄物

想定地震等：熊本県南部地震

| 季節・時刻  | 災害廃棄物（万トン） |       |       | 災害廃棄物（万㎡） |       |       |
|--------|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
|        | 災害廃棄物      | 津波堆積物 | 計     | 災害廃棄物     | 津波堆積物 | 計     |
| 冬 18 時 | —          | —～10  | 10～10 | —         | —～10  | 10～10 |

## 9 孤立する可能性のある集落

想定地震等：熊本県南部地震

孤立に至る条件に該当する集落数           (漁業集落)   3  
 孤立する可能性のある集落                   (漁業集落)   2

※ 鹿児島県地震等被害予測調査では、熊本県南部地震を長島町の地域に最大の被害をもたらす地震災害として想定し、被害の予測をしているが、鹿児島県の実施した被害予測調査後、平成28年4月に発生した「熊本地震」では、熊本県南部地震と震源域を一にする「日奈久断層帯」が震源となっており、同地震災害による被害の状況を考慮すると、鹿児島県被害予測調査による被害想定より被害の拡大が想定される。

#### **第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、長島町地域防災計画 第1部 総則 第3章 「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

#### **第5節 町民及び事業所の取るべき措置**

長島町地域防災計画 第1部 総則 第4章 「町民及び事業所の取るべき措置」に準ずる。

## 第2章 災害予防対策

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるように整備するなどしておくことが基本となる。

また、災害対策にあたっては科学的見地を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの災害を想定し、その結果に基づき対策を推進する。

なお、本章は、特に地震・津波災害を想定した災害予防対策について規定するものであり、災害全般に係る災害予防対策（一般災害対策編第2章に規定）と合わせて対策を推進することにより、被害の軽減を図っていくこととする。

### 第1節 地震・津波災害予防対策の基本的な考え方

#### 第1 総合的な津波災害対策の基本的な考え方

津波災害予防対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
- (2) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、震度・津波高は小さいものの大きな被害をもたらす津波

以上の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波については、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフト・ハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御による街づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産の保護や地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

#### 第2 地震・津波想定に係る留意点

町は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県が実施する地震等被害予測調査に基づき、今後の防災対策推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害のシナリオの検討等に留意するものとする。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意し、とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど、地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけではなく、火山の噴火、大規模な地滑り等により生じる津波もあることにも留意する。

## 第2節 地震・津波に強い街づくり

災害予防対策には、発生頻度が高くなくても発生すると甚大な被害をもたらす災害を想定し備えておくことが重要である。

このため、町内の防災性を高めるとともに、建築物や土木構造物、ライフライン施設等の耐震強化や津波予防、液状化対策等及び孤立化集落対策を推進し、地震・津波災害への対応能力の向上を図る。

### 第1 建築物等災害予防

地震発生時の地震動による建築物の被害、窓ガラス、外装材等の損壊・落下、ブロック塀等の倒壊等による被害の発生を防止し、または、被害の拡大を防止するため、公共建築物や一般建築物の耐震診断及び耐震改修を進め、地震に強い建築物等の整備を図るとともに、ブロック塀等の転倒予防対策や家具の転倒防止対策など屋内の安全対策を推進する。

#### 1 公共施設対策

##### (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導・啓発、休息・安全な避難場所の確保が重要である。

町は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として、各施設の耐震性の確保について、計画的かつ効果的に実施し、災害発生時の施設機能停止・低下の回避に努める。

##### ① 防災上重要な建築物

ア 防災情報の伝達、搜索・救助・救護等、復旧活動の指示など防災業務の中枢を担う庁舎及び消防署所

イ 被災者の応急救護所、被災者の一時収容施設となる、保健福祉センター、学校（体育館）、文化ホール・開発総合センター、B & G 体育館・町民総合体育館など

##### ② 防災上重要な建築物に対する対応

防災上重要な建築物については、激甚な災害に当たっても機能の停止・低下を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿って、既存建築物の耐震診断、新設建築物の耐震設計・施工の確保、耐震性に疑問のある既存建築物の耐震改修の促進を推進する。

##### (2) その他の建築物の耐震性の確認

防災上重要な建築物ではないといっても、住民の生命、身体及び財産に重大な影響を与える建築物も多数存在する。このため、既存建築物についても、新耐震設計基準（昭和56年度制定）を踏まえ、耐震レベルの調査及び耐震改修を推進する。

##### (3) 文化財等

町は、文化財保護のための施設・設備等の耐震対策に努める。

#### (4) 消防施設等

町は、消防団が活動上の拠点とする施設（消防センター、詰所及び格納庫）が、激甚な災害に当たっても機能の停止・低下を発生させないための耐震対策及び整備に努める。

#### (5) 社会福祉施設等

町は、福祉避難所として指定する社会福祉施設と連携し、建築基準法、消防法等の関係法令に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させ、消防計画に基づいた定期的な消防施設の点検を実施するなど、要配慮者関連施設の災害に対する安全対策を推進する。

### 2 一般建築物

一般建築物、特に住宅の耐震化など事前対策を講ずることで、人命・財産の保護に資することから、一般建築物の耐震性に関する意識の向上を図るため、耐震診断や耐震工法、補強方法等の技術に関する知識等を広く住民に普及・啓発し、耐震性の向上を促す。

#### (1) 木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進

木造の個人住宅を対象とした耐震性能診断については、自らが耐震性能の診断を行う「我が家の簡易耐震診断」について積極的に普及・啓発に努めるとともに、平成28年7月から開始した「旧木造住宅耐震診断補助制度」の普及を図り、国、県、建設関係団体と連携し、耐震診断の促進に努める。

耐震改修については、「木造住宅耐震改修補助制度」の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修の促進を図る。

また町は、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会を開催するなど、技術者の育成に努める。

#### (2) 既存建築物の耐震化の促進

町は、耐震性を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や情報提供の充実など、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境の整備に努める。

また、必要に応じ、建設関係団体、消防機関その他の団体等と協力して、個々の建築物の耐震診断を実施し、危険発生のおそれのある建築物については、その所有者、管理者等に指導及び助言、命令等を適時行う。

#### (3) 普及・啓発及び指導

町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、住民が理解しやすく身近に感じることできる「地震防災マップ」や普及パンフレット等を作成し、所有者等の耐震化に関する知識の普及・啓発を図るとともに、建築基準法等の順守に関する指導等に努める。

### 3 ブロック塀等の倒壊防止

阪神・淡路大震災など過去の地震災害においては、ブロック塀の倒壊等により多くの人的被害が発生した。

ブロック塀等については、パンフレットの配布や広報誌等を通じて、所有者の自主的な点検・補強を促すとともに、施工関係者に対しての講習会・研修会の開催や

建築基準法による建築基準の遵守の指導等を行い、ブロック塀等の倒壊による災害を防止する。

#### 4 その他の対策

##### (1) 落下物等対策

町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など、総合的な地震安全対策を推進する。

また、医療機関や文化施設等の多くの人が集まる施設や通学路沿いに立地する建築物について、飛散防止用フィルムの装着や安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具の落下防止等の施策を講じるよう指導を行う。

##### (2) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんどが設置場所に固定されているが、コンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。町は、設置者に対し、転倒防止対策の強化を指導する。

##### (3) 家具転倒防止対策

町は、日頃から住民が自ら、家具・家電等の転倒防止留め具の設置、建物一体型の作り付け収納家具の設置、ガラス飛散防止フィルムの設置、観音開きの食器棚等両開き扉の留め金具の設置など、家庭内における防災対策を行うよう普及・啓発に努める。

#### 5 応急危険度判定体制の整備

町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした応急危険度判定士養成講習会に積極的に参加し、判定士の要請に努める。判定業務の実施にあたって、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成にも努める。

## 第2 交通・ライフライン関係施設災害予防

道路、河川、電気、水道等の施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また災害発生後の復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これらの施設の被害は、避難、救助、救護及び復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。

したがって、これらの施設は、耐震性の強化を図るとともに、被害軽減のための諸施策を実施し、災害の発生に際し被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じる。

### 1 道路、橋梁

災害時における住民の生活に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動及び警戒活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急搬送を行うため、事前に緊急輸送道路を指定するとともに、道路機能を確保するため、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、危険個所の点検及びパトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な個所について、緊急輸送道路等の緊急度の高い個所から順次対策を実施する。

被災した道路の迅速な復旧は、救助・救護活動の展開に不可欠であるため、町は、

あらかじめ建設・土木事業者等の民間事業者と協力体制を確立し、災害時には災害対策本部からの要請がなくても自発的に復旧活動に取り組めるようにする。

## 2 港湾・海岸

地震・津波時の被害を最小限に食い止め、二次災害を防止するため、また、本町の地勢から避難者の輸送、緊急物資や復旧資材、人員の大量輸送には、海上からのアクセスが不可欠であることから、在来の港湾施設について、補強や耐震岸壁化など必要な対策を進める。

特に、獅子島輸送拠点となる諸浦港（代替施設の薄井漁港、宮ノ浦港）及び片側港（代替施設の幣串漁港、獅子島港）については、県等関係機関に要請する。

また、津波災害により港湾施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮できるよう適切に維持管理する。

## 3 ライフライン施設

電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設は、生命の維持や社会経済活動に不可欠なものであり、町は、震災時においても機能を喪失することがないように施設の耐震化や代替性の確保を図る。

また、各ライフラインは相互に依存しあい、空間的にも重複することが多いことから、ライフライン機関相互の連携・調整が必要であり、防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制を強化する。

### （１）施設等の機能の確保

町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、重要性節への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

また、町及び防災関係機関は、自らが保有するコンピューターシステムのデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

### （２）電力

電力供給設備においては、震災時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については、各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

また、被災時には迅速、的確な復旧が不可欠であり、電力供給事業者は、日頃から組織、情報連絡体制の強化及び資機材、車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

### （３）ガス

ガスは、住民生活や生産活動に欠かせないエネルギー源であり、販売店等は、日頃から常に安定供給の維持に努めるとともに、安全確保のため設備の保安防災対策の強化に努める。

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、そ

の定期点検を実施して維持管理を行う。

また、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付きガスメーター、耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努めるとともに、震災時のガスの使用の中止、器具船・元栓の閉鎖、揺れが大きな場合の容器バルブの閉鎖など、消費者がとるべき初期行動の啓発に努める。

#### (4) 上水道

震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめることが重要である。このため町は、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進する。

##### ① 施設の耐震性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波危険地域や避難道路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも必要である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置しておく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している石綿セメント配管等の老朽管の更新を進めるとともに、避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に関する安全確保に努める。

また、防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽等を整備し、貯水機能強化を推進する。

##### ② 井戸の活用

町は、一般家庭用の井戸、営業用の井戸について、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。

##### ③ 応急給水体制と防災用等資機材の整備

町は、応急給水、応急復旧に必要な資機材を日頃から整備、点検補修及び増強しておくとともに、資機材が水道業者間で共用できるよう、仕様、規格の統一化に努める。

また、円滑な防災活動実施のため、応急給水及び応急復旧マニュアルと体制を整備し、日頃から自主防災組織等と意見交換を行い、共同での訓練等の実施に努める。

##### ④ 協力体制の確立

町は、応急復旧要員・資機材の確保のため、施工業者、メンテナンス事業者等との協力体制を整備する。

また、自らの飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合に、役務や資機材の提供について、県や近隣市町等と相互援助体制を整備する。

これらの対応を円滑かつ的確に実施できるよう、緊急時の連絡伝達、応急対策の実施、応急対策用資機材の運用及び取扱い等について、定期的に訓練を実施する。

#### (5) 下水道（農・漁業集落排水）

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るた

め、次の措置を講ずる。

① 耐震安全性の強化

下水道施設の施工にあたっては、十分な耐震・安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

② 被害の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性の高い地域の把握及び施設管理図書を保管・整備する。

③ 下水排除の制限及び仮排水等

処理施設又は管渠の損壊等により処理不能となった場合は、町は住民に対し下水排除の制限を行う。

また、その場合に備え、ポンプ、高圧洗浄機の確保、仮設トイレの設置などについて主管部局と連携して体制の整備を図るとともに、施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県や近隣市町との協力応援体制を整備する。

(6) 通信

町は、庁舎等の災害時の情報連絡の基地となる公共建築物の耐震化の強化を図り、また、通信施設のための予備電源を確保し、震災時の情報連絡体制を確保する。

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて二重化を図るなどして、災害耐性の強化に努める。

### 第3 地盤対策

地震による揺れ、液状化、擁壁の倒壊等が発生しないよう、地震防災上必要な施設等を整備する。

1 宅地災害の防止

梅雨期及び台風気に備え、町及び県は、地域住民及び宅地開発事業者等に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、6月第1週に、関係機関と合同で防災点検を実施し、危険個所の保全措置の進捗状況等の現状を把握するとともに、適切な指導を行う。また、広報誌等を通じて住民への周知に努める。

2 液状化対策

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策上の重要な事項であり、県は、「地震等被害予測調査」を実施し、その結果を公表している。

町は、この調査結果に基づき、液状化対策の周知、啓発に努める。

### 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

町及び県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、これらの計画に基づき、同法第4条から第6条に規定される国の財政上の特別措置を活用するなどして、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施するうえで必要な施設等を整備する。

また、町及び県は、地震防災対策を推進するため、防災対策に関する単独事業等を実施する。

### 第4節 津波予防対策

四方を海に囲まれた本町では、地震による津波により甚大な被害が発生する恐れがある。津波の発生を予知し、これを防御することは極めて困難なことであるが、高波、高潮及び津波による被害を防止するための海岸保全事業の推進や、津波の発生の恐れが生じた場合に迅速な避難行動がとれるよう、指定緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び津波防災に関する知識等の町民への周知を図る。

#### 第1 津波災害予防施設の整備

町は、津波予防対策として、鹿児島県地震等被害予測調査による津波浸水域等を参考として、県と連携しながら護岸・防潮堤や指定緊急避難場所、避難路の整備のほか、防災行政無線など多重化・多様化された情報伝達手段の整備を進める。

##### 1 海岸保全対策

町は、県と連携しながら、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

##### 2 港湾及び漁港整備

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤など、外角施設の整備事業を実施する。

#### 第2 避難関連施設の整備

町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、住民が徒歩で安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、安全性の点検及び避難時簡単種のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加などによる事故の発生等を十分考慮する。

#### 第3 情報伝達体制の確立

町は、住民等に対し津波危険地域の周知を行い、津波警報等の伝達手段として防災行政無線を活用するとともに、サイレン、広報車等多様な手段を確保し、迅速かつ確実な避難行動がとれるよう、避難経路、緊急避難場所の周知をしておく。

また、レジャー客、水産業者等への情報伝達体制を確立させるとともに、地理不案内者に対しても避難誘導標識を整備するなどの対応を図る。

#### 1 避難指示等伝達体制

町は、地域の特性等を踏まえ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定め、住民等の円滑な避難や安全を確保するため、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を伝えるための体制を確立する。

#### 2 伝達内容等の事前の検討

町は、緊急地震速報、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速で的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際は、高齢者や障害者、一時滞在者等に配慮する。

#### 3 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される漁業協同組合や海水浴場の施設の管理者、工事施工管理者等の事業者及び自主防災組織と大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達に関する協議をあらかじめ行い、協力体制を確立する。

### 第4 避難誘導體制

#### 1 津波避難計画の策定

町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等をとおして、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等に努める。

#### 2 徒歩避難

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損壊、交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とする。町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなどして、徒歩避難の原則の周知を図る。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ阿久根警察署と十分調整のうえで検討する。

#### 3 避難誘導

町は、消防職団員、警察官、町職員など、防災対応や避難誘導にあたる者の危機を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。また、高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を確実にを行うため、自主防災組織等の協力を得ながら、日頃から要配慮者に関する情報の把握及び地域と防災、福祉、保健、医療等の関係者との共有に努める。

### 第5 津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、町及び防災関係機関は、広報誌等を通じて、津波警報や避難指示等の意味を周知

するとともに、防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意の形成のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

## 1 津波警戒の周知

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して、津波警戒に関する次の内容について周知する。

### (1) 一般向け

- ① 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ② 「大津波警報」が発令された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる。
- ③ 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたときは、ただちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。津波注意報でも、海岸保全施設等より海側にいるときは避難する必要がある。
- ④ 地震・津波発生時は、家屋の倒壊、落下物、道路の損壊、交通事故等が発生する恐れがあることから、原則として徒歩により避難する。
- ⑤ 自ら率先して避難行動をとることがほかの地域住民の避難を促す。
- ⑥ 正しい情報を、防災行政無線、ラジオ、テレビ及び広報車等を通じて入手する。

### (2) 津波の特性に関する情報

- ① 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- ② 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- ③ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。
- ④ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。
- ⑤ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ⑥ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得る。

### (3) 船舶向け

- ① 強い地震（震度4以上）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに港外（水深の深い海域）退避する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたらすぐに港外退避する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④ 港外退避できない小型船舶は、ただちに高いところに引き上げて固縛するなどの最善の措置をとる。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気を緩めない。

※港外退避、小型船舶の引上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行い、余裕がない場合は、ただちに高台等の安全な場所に避難する。

## 2 津波ハザードマップの整備

町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該浸水想定を踏まえて緊急避難場所、避難所、避難経路等を示すハザードマップの整備を行い、住民等に周知する。

### 3 コミュニケーション

町は、津波に関する想定・予測の不果実性を踏まえ、津波発生時に刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等がとることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

### 4 防災意識の高揚

町内学校等教育関係機関は、児童・生徒が津波の特性を正しく理解することができるよう、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、緊急地震速報を取入れた津波避難訓練を実施する。

また、町は、地域住民等に対し、講習会の開催など各種普及・啓発活動を通じ、津波災害と防災に関する住民の理解向上に努める。

さらに、町、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難支援、救助・救護等の実践的な津波防災訓練を定期的に実施する。

## 第3章 災害応急対策

地震，津波が発生し，被害が発生するおそれのある場合において，被害の拡大を防止するために，町は，その機能のすべてをあげて対処するものであり，町民の生命，身体及び財産を保護するため，各防災関係機関と連携して災害発生状況の各段階に応じた災害応急対策を講じる。

### 第1節 応急活動体制

#### 第1 方針

大規模地震は突然に発生し，交通，通信等の途絶が予想されるため，町は，迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう，その体制について定める。

町の応急活動体制は，ここで定めるほか，「長島町災害対策本部条例（平成18年3月20日条例第17号）」等により実施する。

また，町は，迅速かつ円滑な応急対策を実施するため，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害対応業務実施マニュアル等の整備を推進する。

#### 1 基本方針

災害応急対策における基本方針は次のとおりとする。

##### ○ 人命の優先

発災後は，倒壊家屋からの救助や延焼火災からの避難など，町民の生命，身体を災害から保護することを最優先とする。

特に，発災当初の72時間は，救助・救命活動において極めて重要な時間であることから，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

##### ○ 消火活動の優先

地震後に発生する火災の拡大防止と早期鎮圧を優先する。

##### ○ 情報連絡体制の確立

正確な情報を迅速に把握するとともに適時，関係機関や町民等に提供するため，各対策部や関係機関，避難所等の拠点との連絡体制を確立する。

##### ○ 相互協力

被害の拡大を最小限にとどめるため，町，防災関係機関，町民，事業者などがそれぞれの責務を果たしつつ，相互に協力する体制を整える。

##### ○ 臨機応変な対応

常に状況把握を行い，状況に応じた的確な判断と迅速な行動による臨機応変な対応を実施する。

## 2 震災時における応急期の定義

地震発生後の時間経過から、震災時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。なお、被災の程度により数日前後する場合がある。

### ○ 初期活動期 発災～3日程度

職員の動員、避難所・拠点の開設、被害情報の収集等を行い、人命救助、消火活動、混乱防止に注力

### ○ 応急活動期 4日～10日程度

避難所運営の安定化、道路、橋梁、港湾等インフラ及びライフラインの復旧

### ○ 復旧活動期 11日目以降

被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

## 第2 災害警戒本部

### 1 設置及び廃止基準

町災害警戒本部の設置及び廃止基準は次のとおりとする。

#### (1) 設置基準

- ① 長島町内で震度5弱の揺れを観測したとき。
- ② 長島町沿岸（薩摩地方西部及び天草芦北地方沿岸）に津波注意報が発表されたとき。
- ③ その他町長が必要と認めたとき。

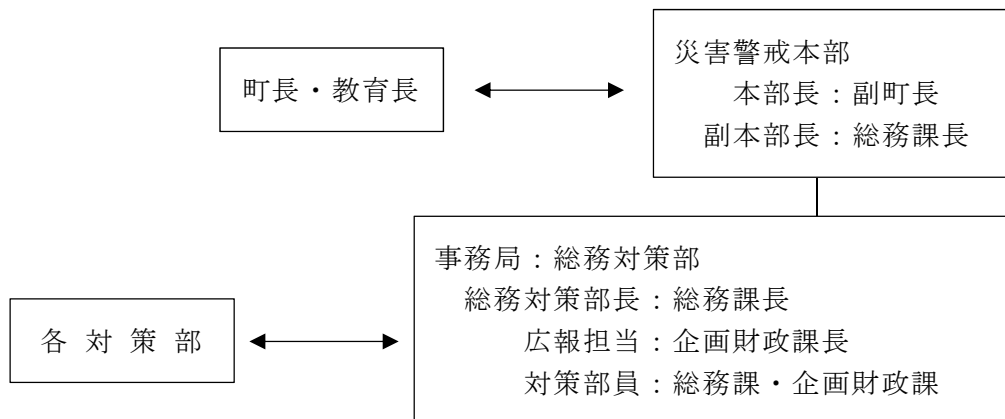
#### (2) 廃止基準

- ① 地震・津波の警戒に当たる必要がなくなったとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

### 2 組織

町災害警戒本部の組織は次のとおりとする。参集及び配備は、初期の情報収集活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な人員を各対策部であらかじめ選任しておくものとし、所定の場所において業務にあたるとともに、必要性に合わせ順次配備要員を拡大配備する。災害警戒本部は総務課に設置し、事務は総務課が所掌する。

#### 【長島町災害警戒本部組織図】



### 【町災害警戒本部の配備体制及び分掌事務】

災害警戒本部体制での配備体制及び分掌事務は次のとおりであるが、災害の状況に応じて適時増員・減員を行う。

#### 配備体制

○：所属全員を動員し災害警戒業務に従事させる。

◇：あらかじめ選任した職員を動員し災害警戒業務にあたらせる。

※：各所属において別に定める。

| 対策部   | 職・課   | 配備 | 分掌事務                                                                  |
|-------|-------|----|-----------------------------------------------------------------------|
| 警戒本部長 | 副町長   | ○  | 町長の命を受け、警戒本部の事務を総括する。                                                 |
| 副本部長  | 総務課長  | ○  | 警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。                                    |
| 総務対策部 | 総務課長  | ○  | 警戒本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他災害応急対策の実施、準備等に必要な事務を処理する。                   |
|       | 総務課   | ○  | 町災害警戒本部の設置・運営<br>災害情報の収集及び状況の把握<br>国、県、その他防災関係機関との連絡調整<br>災害警戒体制の総合調整 |
|       | 企画財政課 | ○  | 報道機関との連絡調整<br>町民等からの問合せへの対応<br>総務対策部連絡調整                              |
| 各対策部  | 各 課   | ◇  | 所管業務及び所管施設の連絡調整                                                       |
| 消防対策部 | 東分遣所  | ※  | 災害情報の収集及び状況の把握<br>関係機関等との連絡調整<br>消防対策部内の連絡調整                          |
| 共 通   |       |    | 所属職員の動員配備<br>所管施設の状況把握<br>災害警戒本部への報告                                  |

### 第3 災害対策本部

#### 1 設置及び廃止基準

町災害対策本部の設置及び廃止の基準は次のとおりとする。

なお、町は災害対策本部を設置し、又は廃止したときは直ちに関係機関に公表するとともに、町民等に対し防災行政無線、広報車その他の確かつ迅速な方法で周知する。

##### (1) 設置基準

- ① 長島町内で震度5強以上の地震を観測したとき。
- ② 長島町の沿岸（薩摩地方西部及び天草芦北地方沿岸）に津波警報が発表されたとき。
- ③ 上記①未満の震度及び津波注意報の発表であっても、町内に被害が発生し、若しくは近隣の市町で被災が確認されたとき。
- ④ その他町長が必要と認めたとき。

##### (2) 廃止基準

- ① 予想される災害の発生がないとき。
- ② 災害応急対策措置が完了したとき。

##### (3) 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関等に以下の方法を用いて速やかに通知及び公表する。

##### ① 災害対策本部各対策部

庁舎内放送、情報連携システム、電話、その他迅速な方法

##### ② 県、北薩地域振興局及び関係機関

専用メール、電話、FAX、その他迅速な方法

##### ③ 一般住民

防災行政無線、情報連携システム、広報車、ホームページ等を通じて公表

##### ④ 報道機関

電話、FAX等により通知

#### 2 組織及び運営

町災害対策本部が設置された場合は、直ちに大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員を参集させ、所定の場所において災害応急対策業務にあたる。

また、町災害対策本部が設置されたとき、すでに町水防本部、町消防対策本部等対策本部が複数設置されている場合は、町災害対策本部と統括あるいは要員の所在調整、情報伝達のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

災害対策本部長は町長とするが、町長が不在の場合は、副町長、教育長、総務課長の順に代理し、指揮系統を確立する。

なお、災害対策本部の事務は総務課が所掌する。

##### (1) 動員配備

災害対策本部体制時の職員の動員配備は、全職員体制とする。

なお、勤務時間外の動員は、1 設置及び廃止基準、(3) 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表、①災害対策本部各対策部、のとおりの方法を通じて動員するが、各所属長は、緊急時の各課における動員計画を策定しておく。

##### (2) 災害対策本部スペースの確保

災害対策本部を設置する場合は、以下のスペースを確保する。  
所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に確保する。

◇ 本部会議室：長島町役場（庁議室） 代替施設：町消防団本部（東分遣所）

- ・本部会議及び災害対策調整会議等開催のためのスペース

◇ 本部室：総務課執務室 代替施設：東分遣所

- ・情報の収集及び活動の全体調整のためのスペース
- ・情報整理のための地図，ボード等を配置する。
- ・災害時優先電話，県防災行政無線等通信設備を配置する。
- ・町民等からの通報受付専用電話を配置する。
- ・入口に「長島町災害対策本部」の掲示を行う。

◇ 応援調整室：長島町役場

- ・自衛隊，緊急消防援助隊等応援機関との活動調整を行うスペース。

◇ プレスルーム：長島町役場

- ・記者発表を行うためのスペース。

◇ 応援機関事務室

- ・自衛隊，緊急消防援助隊等応援機関が事務をとるためのスペース

◇ 報道機関詰所：長島町役場

- ・報道機関が待機等を行うためのスペース。

◇ 町災害ボランティアセンター：長島町保健福祉センター

- ・災害ボランティアの受入及び活動調整を行うスペース。

### （３）災害対策本部の役割

#### ① 災害対策本部長

本部を総括し，職員を指揮管理する。

#### ② 副本部長

本部長を補佐し，本部長に事故あるときはその職務を代理する。

また，広報総括責任者とする。

#### ③ 本部付

本部長を補佐し，本部長又は副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

#### ④ 本部会議

本部長，副本部長，本部付及び本部員で組織し，応急対策の重要事項について適時協議・調整する。本部長は，特に必要があるときは，本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は総務対策部が処理する。

#### ⑤ 本部室

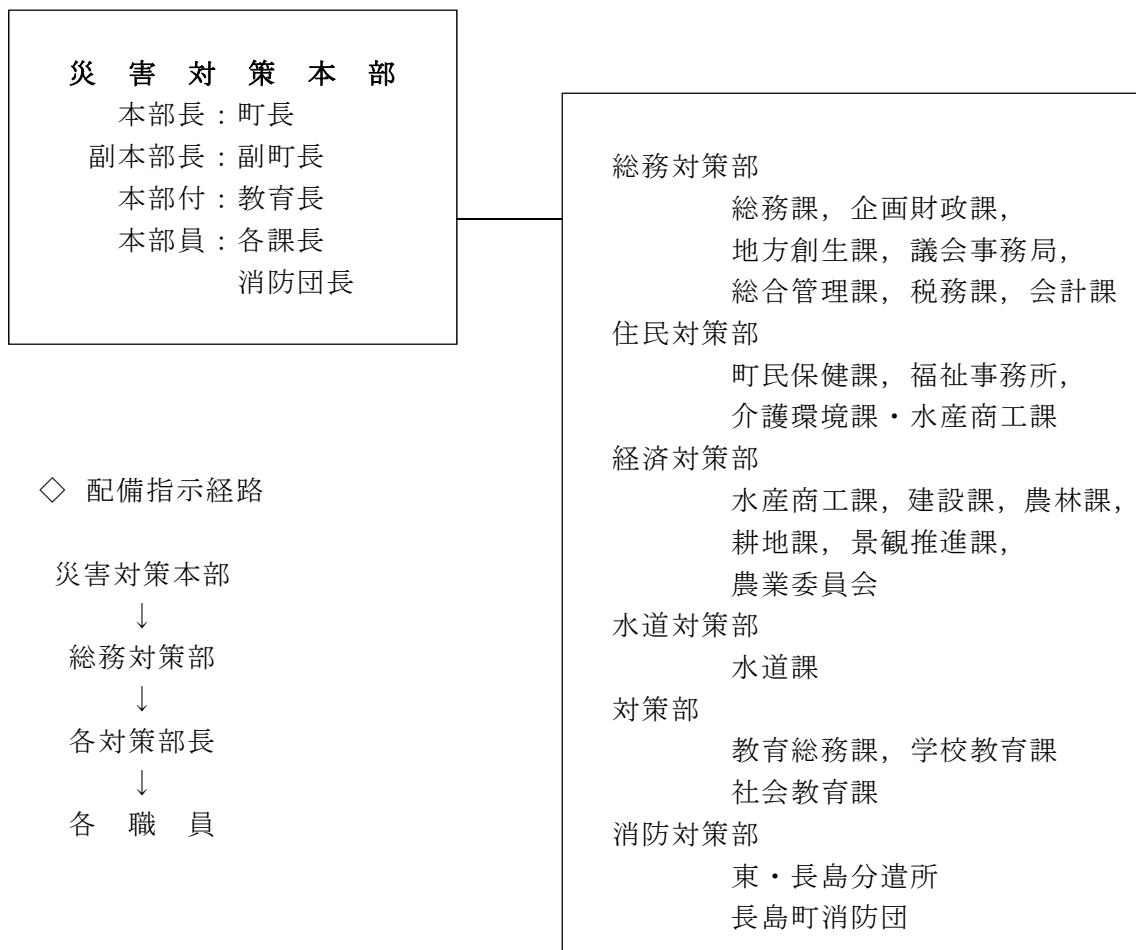
総括窓口として設置する。本部室の庶務は総務対策部が処理するものとし，必要がある場合は各対策部の要員を動員する。

### 【本部室の編成】

- ・総合調整チーム：応急対策活動全般の調整，応援要請等
- ・電話受付チーム：町民等からの電話受付
- ・情報処理チーム：情報の整理，県への災害報告資料，情報共有化のための資料（地図）の作成等
- ・広報チーム：町民，報道機関への広報等

- ・ 人的支援受入れチーム:他市町村等からの人的支援の受入れ
- ・ 災害救助法チーム：災害救助法適用の場合の事務
- ・ 本部連絡員：各対策部への連絡

#### 【町災害対策本部組織図】



#### (4) 災害対策本部の所掌事務

- ・ 災害状況の把握に関すること
- ・ 国，県，関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること
- ・ 住民等の避難及び立入制限の勧告等に関すること
- ・ 報道要請に関すること
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ・ 海上保安庁の派遣要請に関すること
- ・ 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること
- ・ 町内関係事業者等への災害出動要請に関すること
- ・ 応援協定締結事業者等への応援出動要請に関すること
- ・ 交通規制・緊急輸送等に関すること

- ・その他必要な事項
- (5) 災害対策本部の分掌事務
  - ① 各部共通事項
    - ・所管する施設及び分野の被害状況収集、応急対策に関すること
    - ・本部長の指示による事務及び他部等への応援に関すること
    - ・関係機関、団体等との連絡調整に関すること
    - ・部内外の連絡調整に関すること
  - ② 総務対策部
    - ア 本部班（消防防災係）
      - ・災害対策本部の設置・運営・廃止に関すること
      - ・国、県への報告及び連絡調整に関すること
      - ・災害救助法に基づく諸対策に関すること
      - ・住民等の避難及び立入制限の勧告等に関すること
      - ・行方不明者の捜索に関すること
      - ・自衛隊の災害派遣要請に関すること
      - ・海上保安庁・緊急消防援助隊の派遣要請に関すること
      - ・町内関係事業者及び応援協定締結事業者への応援等出動要請に関すること
      - ・避難の総合的な進行管理に関すること
      - ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること
    - イ 情報連絡調整班
      - ・各対策部の参集状況の把握に関すること
      - ・関係機関との連絡調整に関すること
      - ・気象情報等の収集・報告に関すること
      - ・被害情報の収集及び取りまとめ、連絡に関すること
      - ・避難者の把握に関すること
      - ・広域避難受入市町村との連絡調整に関すること
      - ・町民等からの要望の処理に関すること
      - ・各対策部、総務対策部内の連絡調整に関すること
      - ・議員との連絡調整、議会の開催及び調査団、視察団等の受入に関すること
      - ・通信の確保に関すること
    - ウ 庶務班
      - ・庁舎及び町有財産の被害状況の把握、復旧対策に関すること
      - ・公用車の運行管理及び緊急通行車両証の把握に関すること
      - ・職員の健康管理・公務災害に関すること
      - ・予算措置に関すること
    - エ 広報班
      - ・住民等に対する広報及び指示伝達に関すること
      - ・防災行政無線に関すること
      - ・報道機関を通じた住民等への情報提供に関すること
      - ・広報誌、ホームページ等を通じた災害情報の提供に関すること
      - ・報道機関への広報等に関すること
      - ・災害対策本部の広報に関すること

- ・災害資料の作成及び災害記録に関すること

オ 会計班

- ・災害弔慰金，災害見舞金等に関すること
- ・義援金の受理，保管及び配分に関すること
- ・配備職員の給食に関すること
- ・災害対策本部用物資の調達及び出納に関すること
- ・災害の応急費，災害対策本部等の予算措置に関すること
- ・国，県等の補助金の措置に関すること

③ 住民対策部

ア 住民班

- ・避難所の開設・管理運営に関すること
- ・避難者の誘導に関すること
- ・避難者の状況把握に関すること
- ・安否情報の収集，整理及び照会対応に関すること
- ・要配慮者の避難支援及び安全確保に関すること
- ・福祉避難所の開設・運営に関すること
- ・自主防災組織等との連絡調整に関すること
- ・応急仮設住宅の管理及び入居に関すること

イ 生活班

- ・社会福祉施設関連施設の被害状況及び応急対策に関すること
- ・ボランティアセンターの設置・運営及び連携に関すること
- ・被災者生活再建支援法に関すること
- ・被災地住民登録に関すること
- ・罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること
- ・臨時相談等に関すること

ウ 保健班

- ・県，出水郡医師会，町内医療機関等との連絡調整に関すること
- ・災害救助・救護機関との連絡調整に関すること
- ・応急・臨時救護所の設置に関すること
- ・死者，負傷者の把握に関すること
- ・応急救護，医療品，衛生材料の供給に関すること
- ・被災者，避難者の救護に関すること
- ・妊産婦，乳幼児等の対策に関すること
- ・被災者，避難者の健康管理に関すること
- ・国民健康保険料の免除及び各種給付金の支払いに関すること
- ・感染傷病者に関すること

エ 衛生班

- ・遺体収容施設の開設に関すること
- ・遺体の収容，処理及び埋火葬に関すること
- ・廃棄物処理体制の確立に関すること
- ・被災地のごみ収集及び処理に関すること
- ・し尿処理に関すること

- ・食品衛生に関すること
- ・愛護動物の救護に関すること
- ・死亡小動物の処理に関すること
- ・昆虫等の駆除に関すること
- ・仮設トイレに関すること
- ・防疫等保健衛生に関すること
- ・避難所等における衛生保持に関すること
- ・その他環境衛生に関すること

#### ④ 経済対策部

##### ア 水産商工班

- ・漁港，船舶，水産施設等の被害調査及び応急対策に関すること
- ・漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること
- ・水産物，観光施設及び商工業施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・被災水産・商工業者に対する融資のあっせんに関すること
- ・海上輸送に関すること

##### イ 物資班

- ・食料，生活等物資の調達，保管及び避難所等への配布に関すること
- ・支援物資の受入，保管及び避難所等への配布に関すること
- ・避難所等への飲料水の配送に関すること
- ・物資集積地の設置・管理及び調整に関すること

##### ウ 橋梁・道路班

- ・黒ノ瀬戸大橋，伊唐大橋及び乳ノ瀬橋の被害調査及び応急対策に関すること
- ・拠点港湾施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・主要道路の被害調査及び応急対策に関すること
- ・その他道路，港湾，橋梁，河川，堤防，砂防施設等の被害調査及び応急対策に関すること
- ・応急危険度判定の実施及び相談に関すること
- ・被害の拡大，二次災害要因の調査に関すること
- ・障害物の除去に関すること
- ・がれきの集積に関すること
- ・応急復旧資機材の確保に関すること
- ・住宅の応急修理など住宅対策に関すること
- ・仮設住宅の建設に関すること
- ・倒壊家屋等の解体に関すること
- ・災害危険個所の対策に関すること
- ・交通支障箇所に対する交通止め及び通行制限に関すること
- ・災害応急対策のための重機，労力等の確保に関すること

##### エ 農林班

- ・農作物の被害調査及び応急対策に関すること
- ・農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること
- ・被害の拡大，二次災害要因の調査に関すること

- ・病虫害の発生予防及び防除に関すること
- ・肥料，土壤改良資材，培土に関すること
- ・被害家畜の飼料に関すること
- ・家畜の避難・処分に関すること
- ・被災農林畜産業者に対する融資のあっせんに関すること
- ・救助用米穀等の確保及び供給に関すること
- ・農地，農道，林道，ため池及び水路等の被害調査及び応急対策に関すること
- ・応急措置用農産物の種苗等の補給に関すること
- ・治山施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・鳥獣対策に関すること
- ・応急対策用資材（木材等）の調達，配分に関すること
- ⑤ 水道対策部
  - ・ライフラインの被害調査及び応急対策に関すること
  - ・給水に関すること
  - ・上・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ⑥ 教育対策部
  - ・学校教育施設及び社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること
  - ・文化財及び文化施設等の被害調査及び応急対策に関すること
  - ・被災児童生徒の調査及び応急対策に関すること
  - ・児童生徒の登下校指導，臨時休校，臨時宿泊等に関すること
  - ・応急教育の実施に関すること
  - ・被災児童生徒への教科書・学用品の供給に関すること
  - ・児童生徒の保健管理，保健指導及び心のケアに関すること
  - ・学校給食に関すること
  - ・避難所施設の管理に関すること
  - ・学校施設の応用に関すること
- ⑦ 消防対策部
  - ・庁舎，消防センター及び格納庫，防火水槽・消火栓等の水利，消防用資機材等の被害調査及び応急対策に関すること
  - ・消火，救出・救助，救護・救急に関すること
  - ・消防活動及び災害情報の収集，連絡，記録集計等に関すること
  - ・消防機関，資機材等の運用に関すること
  - ・緊急消防援助隊の受入，連絡調整に関すること
  - ・自衛隊災害派遣部隊及び海上保安庁派遣部隊との連絡調整に関すること
  - ・危険物施設の被害調査及び応急対策に関すること
  - ・危険物の取扱いに関すること
  - ・避難誘導に関すること
  - ・避難所の開設・運営に関すること
  - ・行方不明者の捜索に関すること
  - ・避難指示等情報の伝達に関すること
  - ・災害広報に関すること
- ⑧ その他

その他、本計画において規定していない事務の所掌・分掌は、長島町地域防災計画で規定するその他の災害における応急対策所掌・分掌事務によるものとする。

【参考：地震・津波災害配備基準一覧】

| 種別     | 配備基準 |       | 動員計画                                                                                                  |
|--------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 震度   | 津波    |                                                                                                       |
| 注意体制   | 4    |       | あらかじめ定めた総務課職員                                                                                         |
| 警戒本部体制 | 5 弱  | 津波注意報 | 本部長：副町長<br>副本部長：総務課長<br>本部付：町民福祉課長<br>保健衛生課長<br>建設課長<br>水道課長<br>消防対策部<br>総務対策部：全職員<br>各対策部：あらかじめ定めた職員 |
| 対策本部体制 | 5 強  | 津波警報  | 本部長：町長<br>副本部長：副町長<br>本部付：教育長<br>本部員：全対策部長<br>職員動員：全職員                                                |

(6) 勤務時間外の職員の動員

勤務時間外の職員の動員に関する通知については、(1)で定めるが、職員は、災害発生時の情報等の収集に積極的に務め、参集に備えるとともに、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害を覚知した職員は、速やかに自主参集するものとする。

また、鹿児島県北部及び熊本県南部地方で震度6弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員はただちに登庁するものとする。

【震度5強以上の地震の発生、又は長島町の沿岸に津波警報が発令された場合】

●まず、自分と家族の命を守る行動

参集準備 職員は配備指令を待つことなく、直ちに参集の準備に取り組む



人命救助 職員は近隣の被災状況を確認し、まず人命救助を行い、その後所定



の部署に参集する

- 参 集 全職員が自発的にあらゆる手段をもって所定の部署に参集する  
災害その他により，所定の部署に参集できない場合は，最寄りの町  
機関及び避難所等に参集し，自主防災組織等と連携して支援活動を行  
い，所属長にその旨報告する。

職員の参集率が低く各部で十分な人員を確保できないとき，又は地震の規模から確保できないと予想されるときは，各部の事務分掌にかかわらず，順次参集した職員から班を編成する。

(7) 津波襲来時の職員の安全確保

津波の襲来時は，6時間から半日程度避難し続ける必要がある。職員も同様にまずは自分の命の確保を第一とするため，すべての職員が直ちに安全に登庁することは困難である。津波の襲来の危険性のない鷹巣，川床，平尾（行人岳経由）地区に居住し，安全に登庁可能な職員が登庁することを基本とする。

(8) 職員の服務

町職員の服務については，長島町地域防災計画（一般災害対策編）第3章 災害応急対策 第1節 活動体制 第2 動員配備 3 職員の服務 のとおり。

(9) 職員の健康管理

町職員の服務については，長島町地域防災計画（一般災害対策編）第3章 災害応急対策 第1節 活動体制 第2 動員配備 5 職員の健康管理 のとおり。

## 第2節 情報の収集・伝達，緊急連絡体制の確立

熊本県南部地震が発生した場合は，短時間に町内沿岸部に津波が襲来することが想定される。また，南海トラフ地震では，大津波警報の発表が想定される。

津波が発生した場合，地震情報（震度，震源，マグニチュード，引き続きおこる強い揺れの発生状況など）や津波警報等，気象情報等を迅速かつ的確に収集し，防災関係機関と連携を図り，多くの情報を効果的な情報手段，情報システムを用いて伝達及び共有し，必要に応じて連絡調整の職員を相互に派遣するなどして，応急対策の適切な実施を図り，被害を最小限にとどめる。

### 第1 地震情報

#### 1 緊急地震速報

気象庁は，地震動により重大な災害が起こる恐れがある場合は，強い揺れが予想されている地域に対し，緊急地震速報（警報）を発表する。また，これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお，震度6弱以上の揺れが予想される緊急地震速報は，特別警報に位置づけられる。

町は，全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により，防災行政無線を自動起動させ住民等に周知する。

#### ○ 緊急地震速報（警報）を発表する条件

- ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され，最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。

#### ○ 緊急地震速報（警報）の内容

- ・地震の発生時刻，発生場所（震源）の推定値，地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割，長島町は「鹿児島県薩摩地方」）
  - ※1 具体的な予測震度と猶予時間は発表せず，「強い揺れ」と表現する。
  - ※2 震度6弱以上が予想される場合を「特別警報」と位置付けるが，通常の警報と区別せず発表する。

#### ○ 緊急地震速報（警報）における続報

- ・緊急地震速報を発表した後の解析により，震度3以下と予想されていた地域が震度5弱以上と予想された場合に，続報として新たに震度5弱以上が予想されて地域及び新たに震度4が予想された地域を発表する。
- ・落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消す。たとえば震度5弱として予想していた地域が震度3以下の予想となった場合などは取り消さない。

## 2 地震情報

気象庁の発表する地震情報等は、次のとおりである。

| 地震情報の種類     | 発表基準                                                                                        | 内 容                                                                                                                                                                  |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報        | 震度 3 以上                                                                                     | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。                                                                                                           |
| 震源に関する情報    | 震度 3 以上<br>(津波警報・津波注意報を発表した場合は発表しない)                                                        | 震源やマグニチュードを発表。<br>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。                                                                                                      |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度 3 以上<br>・津波警報又は津波注意報発表時<br>・若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報(警報)を発表した場合     | 震源やマグニチュード、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表。                                                                                    |
| 各地の震度に関する情報 | 震度 1 以上                                                                                     | 震度 1 以上を観測した地点のほか、震源やマグニチュードを発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。<br>※地震が発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。 |
| 遠地地震に関する情報  | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード 7.0 以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、震源やマグニチュードを概ね 30 分以内に発表。<br>日本や外国への津波の影響に関しても記述して発表。                                                                                                         |
| その他の情報      | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など                                                               | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。                                                                                                                  |
| 推進震度分布図     | 震度 5 弱以上                                                                                    | 観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。                                                                                                                 |

## 第2 津波警報等

### 1 津波警報等の種類と発表基準

気象庁の発表する津波警報等の種類と発表基準は、次のとおりである。

地震発生後、津波による災害が発生するおそれがない場合には、津波予報で発表する。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、本町の津波予報区は、「鹿児島県西部」である。また、本町の北隣接地域は「有明・八代海」、西隣接地域は「熊本県天草灘沿岸」である。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定して地震の規模が過少に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

#### (1) 津波警報等

| 種類        | 発表基準                           | 発表される津波の高さ            |                    | 想定される被害と取るべき行動                                                                       |
|-----------|--------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|           |                                | 数値での発表<br>(津波の高さ予想区分) | 巨大地震<br>の場合の<br>発表 |                                                                                      |
| 大津波<br>警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合      | 10m超<br>(10m<予想高さ)    | 巨大                 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。               |
|           |                                | 10m<br>(5m<予想高さ<10m)  |                    |                                                                                      |
|           |                                | 5m<br>(3m<予想高さ<5m)    |                    |                                                                                      |
| 津波<br>警報  | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m<br>(1m<予想高さ<3m)    | 高い                 | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。 |
| 津波<br>注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m          | 1m<br>(0.2m<予想高さ<1m)  | 表記<br>しない          | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。<br>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。             |

## (2) 津波予報

| 発表される場合              | 内 容                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 津波が予想されない時           | 津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表                                                   |
| 0.2m 未満の海面変動が予想されたとき | 高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく，特段の防災対応の必要がない旨を発表                      |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | 津波に伴う海面変動が観測されており，今後も継続する可能性が高いため，海に入っの作業や釣り，海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

## (3) 津波情報

気象庁は，津波警報等を発表した場合には，津波の到達時間や予想される波の高さなどを津波情報で発表する。津波情報の種類等は次のとおりである。

| 種 類                       | 内 容                                                                                                    |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・津波注意報の種類の表に記載）を発表<br><br>※この情報で発表される到達時刻は，各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。 |
| 覚知の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表                                                                                 |
| 津波観測に関する情報 ※1             | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表                                                                                     |
| 沖合の津波観測に関する情報 ※2          | 沖合で観測した津波の時刻や高さ，及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表                                               |

### ※1 津波に関する情報

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻とその押し引き，その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については，大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において，観測された津波の高さが低い間は，数値ではなく「観測中」の言葉で発表して津波が到達中であることを伝える。

### ※2 沖合の津波観測に関する情報

沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き，その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また，これら沖合の観測値から推定される沿岸での観測値（第1波の推定到達時刻，最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測地及び推定値については，一定の基準を満たすまで数値では発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において，沿岸で推定される津波の高さが低い間は，数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での観測値）の言葉で発表して，津波が到達中であることを伝える。

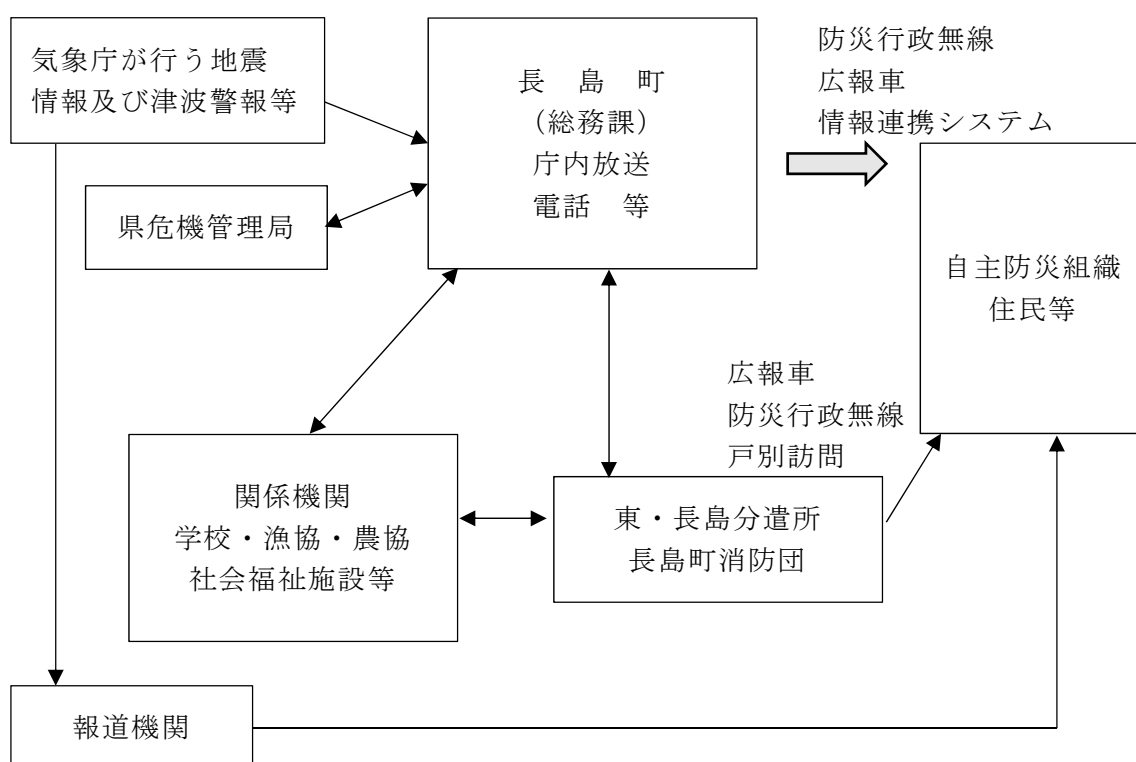
### 第3 地震情報及び津波警報等の伝達

#### 1 地震情報及び津波警報等の伝達方法

全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等により受信した地震情報及び津波警報等は，開庁時間内は総務課長が，時間外は警備員が受信する。

警備員が受信した場合は直ちに総務課長に伝達し，受領した総務課長は町長に報告するとともに，その指示を得て関係機関及び住民等に通報する。

#### 【地震情報及び津波警報等の伝達系統】



#### 2 情報伝達にあたっての留意点

- (1) 警報等の受信・連絡・通報等にあたっては，確実を期するために記録簿を作成し，記録のうえ原文のとおり連絡する。
- (2) 警報等の受信・連絡・通報等にあたっては，迅速に行うように努め，相手方の氏名等を確かめ，その時刻を記しておく。
- (3) 警報等の受信・連絡・通報等についての責任者（総務課職員）は，勤務時間外において異常な事態を知ったときは，直ちに登庁し状況を把握するとともに，警報等について適切な措置をとる。

### 3 津波に関する自衛措置等

町は、強い地震（震度4以上）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の情報が入手できなくても、直ちに避難勧告等を発表し、次の措置をとる。

- （1）町長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告または指示する。
- （2）町は、気象庁等から何らかの通報が届くまで、少なくとも30分間は、高台等の安全な地点から目視、あるいは監視カメラ等の機器を用いて海面の状態を監視する。
- （3）引き波等異常な状態を知ったときには、県危機管理局、東・長島分遣所及び関係機関に通報する。
- （4）町は、テレビ、ラジオ放送を聴取するように努める。

### 4 異常現象発見時の通報

頻発地震や数日間にわたり頻繁に感じるような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海水の動揺など、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、町長（町総務課）又は警察官、海上保安官及び消防職員等に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官及び消防職員等は、直ちに町等に通報するとともに、それぞれの警察署、海上保安部及び消防署に通報する。

また、通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係機関に通報する。

### 第3節 避難対策

地震・津波が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な避難行動を行うために町は、避難のための可能な限りの措置をとり、住民等の生命、身体の安全の確保に努める。

なお、津波災害から避難する場合は、住民等ばかりでなく、町職員、消防職団員、警察関係者等を含めたすべての人が自ら率先して避難することを基本とする。

#### 第1 避難の勧告・指示等

##### 1 実施責任者

##### (1) 避難の勧告及び指示

避難のための立ち退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、法律に定める特別な場合は、避難の勧告、指示を町長以外の者が行う。

なお、町長は、関係機関と連携を密にし、住民等の的確な避難措置を行う。

| 実施責任者                       | 災害の種類 | 要 件                                                                                | 根拠法            |
|-----------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 町 長                         | 災害全般  | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき | 災害対策基本法第 66 条  |
| 知 事                         | 災害全般  | 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき                                                  | 災害対策基本法第 60 条  |
| 知事又はその名を受けた職員、若しくは水防責任者(町長) | 洪水    | 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき                                                   | 水防法第 29 条      |
| 知事又はその名を受けた職員               | 地すべり  | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき                                                        | 地すべり等防止法第 25 条 |
| 警察官                         | 災害全般  | 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は町長から要求があったとき                                   | 災害対策基本法第 61 条  |
| 自衛官                         | 災害全般  | 災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況によりとくに急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合                            | 自衛隊法第 94 条     |
| 海上保安官                       | 災害全般  | 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は町長から要求があったとき                                   | 災害対策基本法第 61 条  |

## (2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。(災害対策基本法第63条)

警戒区域の設定は町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外のものが実施する。

| 実施責任者                | 災害の種類         | 要 件                                                          | 根拠法                |
|----------------------|---------------|--------------------------------------------------------------|--------------------|
| 町 長                  | 災害全般          | 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するために必要があると認めるとき | 災害対策基本法第63条        |
| 知 事                  | 災害全般          | 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき                           | 災害対策基本法第63条        |
| 警察官                  | 災害全般          | 町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき                 | 災害対策基本法第63条        |
| 災害派遣を命じられた部隊の自衛官     | 災害全般          | 町長等、警察官及び海上自衛官がその場にいないとき                                     | 災害対策基本法第63条        |
| 海上保安官                | 災害全般          | 町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき                 | 災害対策基本法第63条        |
| 消防吏員又は消防団員           | 水害を除く<br>災害全般 | 災害の現場において活動確保をする必要があるとき                                      | 消防法第28条<br>消防法第36条 |
| 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者 | 洪水・高潮         | 水防上緊急の必要がある場合                                                | 水防法第21条            |

## (3) 避難の勧告・指示等の報告

町長が避難の勧告又は指示をしたとき、若しくは、警戒区域を設定したとき、又は、他の実施責任者が避難の勧告・指示等をした旨の報告を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

## (4) 町長不在時の避難の勧告・指示等

町長不在時においては、副町長、教育長、総務課長の順位で避難の勧告・指示等を実施する。

## 2 避難の勧告・指示の発表基準

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、町民の生命、身体を保護し、災害による被害の拡大を防止するため避難の必要があると認めるときは、次により避難を勧告又は指示する。

また、町民に対し避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する「避難行動要支援者」に対し、避難行動支援対策と早めの避難行動を開始することを求める避難準備情報を発表する。

### (1) 避難準備情報

- ◆ 気象庁が、鹿児島県西部（有明・八代海地方、熊本県天草灘沿岸の場合も同様とする。）に津波注意報を発表した場合
- ◆ 地震災害により人的被害の発生する可能性が高まった場合

### (2) 避難勧告

- ◆ 気象庁が、鹿児島県西部（有明・八代海地方、熊本県天草灘沿岸の場合も同様とする。）に津波警報を発表した場合
- ◆ 地震災害により人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合
- ◆ 長島町で震度6弱以上の地震を観測した場合

### (3) 避難指示

- ◆ 気象庁が、鹿児島県西部（有明・八代海地方、熊本県天草灘沿岸の場合も同様とする。）に大津波警報（特別警報）を発表した場合
- ◆ 避難勧告の発表基準に該当し、危険な状態がより切迫している場合
- ◆ 長島町で震度7以上の地震を観測した場合

## 3 避難勧告・指示の伝達等

### (1) 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施する。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難勧告・指示の対象区域
- ③ 避難場所
- ④ 避難経路
- ⑤ 移動の方法
- ⑥ 避難に関する留意事項

### (2) 避難の勧告・指示の伝達方法

#### ① 住民等への周知徹底

避難の勧告・指示の住民等への伝達は、最も迅速かつ的確に周知できる方法により実施するが、災害による被害によって伝達することができない事態を招くことがないように多角的に行う。なお、おおむね次の方法によるものとする。

- ア サイレン
- イ 防災行政無線
- ウ テレビ、ラジオ放送
- エ 広報車（消防団車両含む）
- オ 戸別訪問
- カ 電話・FAX等（要配慮者関連施設等）

## ② 関係機関等への報告及び連絡

町長は、避難の勧告・指示を発表したとき、又は警察官、海上保安官又は自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに県の定める方法（※）で知事へ報告する。 ※県の定める方法：資料

また、町内の関係機関に対し、次のとおり連絡する。

### ア 指定避難所施設の管理者

指定避難所として利用する学校、社会福祉施設等の施設管理者又は所有者に対し、事前に連絡し開設等の協力を求める。

### イ 消防機関、阿久根警察署等

避難誘導・支援、及び整理のため、消防機関、阿久根警察署等の関係機関に避難の勧告・指示の内容を伝え協力を要請する。

## ③ 解除

町長は、避難の必要がなくなつたと認めるときは、避難の勧告・指示を解除して、直ちに公示その他の方法で対象地区の住民等に伝達し、避難の勧告・指示を解除した旨を知事へ報告する。

## 4 警戒区域の設定

町長等は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を設定するが、その方法等は次のとおりとする。

### （１）警戒区域の設定の方法

警戒区域の設定は、事実行為であり、かつ、不特定多数の者に対して一定の時間、客観的に明示しなければならないことから、情報伝達のみによるものではなく、ロープ等による立ち入り禁止区域等の明示及び町職員や警察官等による警戒区域内への進入規制を行う。

### （２）解除

町は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなつたと認めるときは、警戒区域を解除し、直に対象地域の住民等に伝達する。

## 5 避難誘導・方法

避難の勧告・指示を発表した場合の誘導等については、次のとおりとする。

- （１）地震・津波災害時の避難は、火災や引き続きおこる強い揺れのおそれがあるため、又は、緊急性を要するため、緊急避難場所に避難し、その後避難所に避難を行うものとする。
- （２）避難の勧告・指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難所ごとになるべく公民館単位とする。
- （３）避難の勧告・指示を発表するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民等は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所へ自主的に避難するものとする。
- （４）避難誘導にあたっては、適切な時期と適切な方向への避難誘導と携行を最小限にするよう指示するなど円滑な避難について適宜の指導をするものとする。

- (5) 避難誘導は、町職員、消防職団員及び自主防災組織避難誘導責任者等が当たることとし、災害の状況により誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- (6) 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難の集団に付き添って避難を誘導する方法と避難者に対して避難経路上で避難の方向を指し示したり口頭で示す方法のいずれか、あるいは併用により実施する。
- (7) 緊急避難場所までの避難の方法は、徒歩での避難を原則として誘導する。ただし、要配慮者の避難や自力での避難が困難な場合などやむを得ないケースについて、津波避難計画や地区防災計画等で合意形成がなされている場合には、自家用車、消防車両及び船舶等によって避難するものとする。
- (8) 避難・立ち退きの誘導にあたっては、高齢者、乳幼児、障害者等の要配慮者を優先し、要配慮者の情報把握については、民生委員や自主防災組織と連携して行う。
- (9) 被災地が広域で大規模な避難移送を要し、町において措置できない場合は、町は県に避難者移送の要請をする。また、事態が切迫しているときは、隣接市町、警察等に連絡して避難者移送を実施するものとする。

## 第2 避難所

### 1 緊急避難場所、避難所

町は、避難勧告・指示等の発表を決定した場合、又は、住民等の自主避難を覚知した場合は、住民等を一時収容し、保護するため避難所を開設する。

また町は、発災直後、あらかじめ避難所として指定した施設の緊急点検を行い、あるいは、優先的に緊急危険度判定を行い、安全性を確認したうえで避難所として開設する。

#### (1) 緊急避難場所

前項(1)で示した通り、地震・津波災害時の避難は、火災や引き続きおこる強い揺れによる二次災害や、緊急性が高いことを考慮し、避難の勧告・指示が発表された場合、又は、危険の切迫により自らが判断して避難する場合は、緊急避難場所に避難する。指定緊急避難場所については、資料12のとおりであるが、そこまでの避難経路の安全が確認できない場合や、津波の襲来により指定緊急避難場所まで避難するいとまがない場合は、自主防災組織等の判断で地区防災計画に定められた安全な場所に避難誘導する。

#### (2) 避難所の開設

町長は、避難勧告・指示の発表を決定した場合、又は、住民等の自主避難を覚知した場合は、住民対策部に避難所の開設を命令する。

住民対策部は、町長の命令に基づき、災害の規模、状況に応じて津波、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、直ちに職員を配置して所要の措置を取るものとする。道路の崩壊等により避難所に職員を配置できない場合は、当該地域に居住する職員をもって避難所への配置職員とし、学校が避難所にあてられた場合は、校長は施設管理者として学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力するものとする。

- ① 避難所は、原則としてあらかじめ指定した施設（※）を開設する。

ただし、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者又は所有者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮して福祉避難所を開設するとともに、その受入れ状況に応じて被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

※あらかじめ指定した施設：指定避難所 資料

- ② 震災の様相が深刻で、町内に避難所を設置することが困難な場合は、知事及び関係市町村と協議し、隣接市町等に住民等の収容を委託し、あるいは、隣接市町の施設又は土地を借り上げて避難所を設置する。
- ③ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

## 2 避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合には、県の定める方法（※）でその状況を速やかに知事に報告する。 ※県の定める方法：資料

また、閉鎖した場合も同様とする。

## 3 避難所に収容する者

避難所に収容する者は、住居が被害を受け居住の場所を失った者、現に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者、及び避難の勧告・指示等が発せられた場合で現に被害を受けるおそれがある者に対して行う。

## 4 避難所における職員の任務

避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て次の任務を行う。

- (1) 避難所開設の開示
- (2) 避難者の受付及び整理
- (3) 避難所日誌の記載
- (4) 避難者名簿の作成
- (5) 食料、物資等の受払及び記録
- (6) 避難所の開設（閉鎖）、運営状況、その他必要な事項の災害対策本部への報告

## 6 運営管理

避難所の運営にあたっては、次のことに留意するほか、「長島町避難所管理運営マニュアル」に定める。

- ① 避難所における「運営委員会」を早期に立ち上げ、定期的に運営会議を開催し、避難者と行政、施設管理者が互いに連携し、安全かつ秩序ある避難所の運営に努める。
- ② 避難所の情報伝達、飲料・食料等物資の配布、清掃等について、運営委員会を中心として、避難者、自主防災組織等の協力を得て避難者が過ごしやすい環境となるよう努める。
- ③ 町は、高齢者や乳幼児など食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう管理栄養士などを活用する。

- ④ 避難所の運営には女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、男女別のトイレや更衣室、女性専用の物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着等の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や乳幼児、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- ⑤ 運営委員会は、避難所内外の避難者の生活支援のため、必要な物資、食料、飲料水及び情報などのニーズを把握し、町に支援を要請する。町は、運営委員会の情報に基づき、必要な物資等を調達し、また、支援や応急復旧・復興等の情報を各避難所に供給する。
- ⑥ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変により被災者が心身操作法の健康に不調をきたす可能性が高くなることから、常に良好な衛生状態を保つとともに、町は、避難所に保健師などを巡回又は常駐させ、被災者の健康管理、健康相談等を実施する。
- ⑦ 運営委員会は、災害前の地域のコミュニティに配慮した避難者の配置を行い、また、避難者世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮した避難所運営に努める。
- ⑧ 避難所担当職員は、避難所における防犯対策を推進し、被災者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう、県警察等と連携し、避難所の巡回パトロールを実施するなど避難所内における混乱の防止、秩序保持等に努める。
- ⑨ 町は、避難者によっては長期にわたる避難生活が精神的・肉体的に大きな負担となることから、被災者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全が確認された避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や国、県の協力のもと、公営住宅や民間アパート等を斡旋するほか、応急仮設住宅の早期の設置などにより避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑩ 高齢者や障害者などの要配慮者について、必要な者から順次福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態について特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけ、必要に応じて救護所の設置などを行う。
- ⑪ 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入について、社会福祉協議会やボランティア団体のネットワーク組織等と連携して行う。
- ⑫ ペット同行の避難者に対しては、ペットの飼育場所を指定するなど、適正な飼育環境の確保に努め、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮する。

## 7 費用

避難所の設置及び収容のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 8 避難所の早期解消

避難所の設置は原則的に応急的なものであるため、応急住宅の供給や被災者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期の解消を図り、特に、町内のほとんどの小中学校が避難所として指定されていることから、学校教育等の早期再開に努める。

### 第3 避難路の確保

町は、危険な道路、橋梁、堤防その他新たに災害の発生のおそれがある場所を避け、あらかじめ想定した避難路の安全確認を直ちに行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、職員の派遣及び自主防災組織、町内建設業者等の協力を得ながら道路上にある障害物の除去に努め、避難の円滑化を図る。

### 第4 学校等施設における安全確保

不特定多数の者を収容する施設及び大規模集客施設、又は保育園、幼稚園及び学校における集団避難については、利用者及び園児、児童、生徒の安全を確保するため、次により自主的に防災活動を実施する。

また、町は、施設の自主的な防災活動が円滑に実施されるよう、防災関係機関と連携して施設管理者等に対して必要な指示を行う。

- (1) 施設管理者又は園長、校長等の避難実施責任者は、状況判断のうえ、あらかじめ定めた避難計画に基づいて避難を実施する。
- (2) 避難実施責任者は、避難誘導の状況を幼稚園、保育園にあっては町長に、小学校、中学校にあっては教育長に報告する。
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設及び大規模集客施設においては、利用者に災害情報を適宜伝達し、災害内容の周知を図る。また、避難誘導に際しては、高齢者、障害者等の要配慮者を優先し、必要に応じて介護措置を行う。
- (4) 人命尊重を第一として行動するが、人的被害が発生した場合は、可能な限り家族等へ状況連絡を行う。
- (5) 自主的な防災活動が困難な場合は、必要な措置について町及び防災関係機関に要請する。

### 第5 帰宅困難者対策

地震等の発生により町内に滞留する帰宅困難者及び滞留者への対応を次のとおり実施する。

#### (1) 避難誘導

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設を十分活用するとともに、必要に応じて警察官等の協力を得て、あらかじめ定められた地域の一時滞留施設に誘導するものとする。

#### (2) 情報等の提供

町は、県と協力して帰宅困難者等に関する情報を収集し、帰宅困難者の帰宅に資する公共交通機関や道路状況等の情報の提供を行う。また、帰宅困難者に対する安否確認や災害関連情報を関係機関と連携して適宜提供する。

#### (3) 高齢者、障害者等への対応

町は、県と協力して、自力での帰宅が困難な高齢者や障害者等の避難場所の確保や輸送対策等に努める。

#### (4) 町外からの通勤者への対策

企業等は、施設内に留まり被災状況等を踏まえ帰宅を控えることとする。

町は、被害状況や交通機関の復旧状況などの情報を提供し、道路の安全等が確保できた時点で順次帰宅させる。

## 第6 要配慮者の避難対策

町は、関係部局の連携のもと、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者、ボランティア等多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導・支援に努めるとともに、一人ひとりの状況に応じた援助活動を行う。

避難行動要支援者名簿に登録を同意している要配慮者に対しては、その情報を避難支援者等と共有することで、的確な避難ができるよう支援し、避難行動要支援者名簿に登録されていない要配慮者に対しても、町が保有する要配慮情報を有効に活用し、避難支援等に反映させることで総合的に要配慮者支援を行う。

### 1 避難行動要支援者の避難誘導

町は、あらかじめ作成した「災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害発生直後、あるいは避難準備情報が発表されたら速やかに避難誘導を行うほか、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速で確実な安否確認等が行われるよう努める。

### 2 平常時の名簿の提供に不同意であったものに対する避難支援

#### (1) 不同意者の名簿等情報の提供

町は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があると認めたときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、無条件に提供できるものではなく、災害の種別、規模、被災地域の地理的条件などを総合的に判断し、同意のない避難行動要支援者の情報等の提供が適切かを判断する。

#### (2) 不同意者の名簿等情報の提供先

自衛隊や他都道府県警察、緊急消防援助隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、町は、それらの者にも名簿等情報の提供ができる。

### 3 提供した情報の漏えい防止

町は、避難支援に必要な情報を提供した者が、適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

### 4 避難行動要支援者情報の引き継ぎ

町は、避難所等において、避難行動要支援者及び名簿等情報が避難支援関係者から避難所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等についてあらかじめ定めておき、避難行動要支援者の引き継ぎを確実に行之、その情報を避難所での生活支援に活用できるよう配慮する。

### 5 避難行動要支援者の安否確認

町は、災害による被害が予想される場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、消防団等の避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難所の調査や各戸を訪問することで所在及び安否の確認を行う。

6 福祉避難所等への移送

町は、要配慮者の負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、福祉避難所や病院、福祉施設等への移送を行う。

また、民間賃貸住宅、旅館等を借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違いに配慮する。また、避難所等へ移送した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

7 応急仮設住宅への優先入居

町は、応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

8 在宅要配慮者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、災害により補装具を亡失又は破損した者に対する修理や交付、被災障害者の更生相談など、在宅福祉サービス等被災障害者に対する支援を適宜実施する。

9 要配慮者対策窓口等の設置

町は、要配慮者の避難支援者や地域の支援者の要配慮者対策窓口を設置し、情報を収集・分析し、必要な支援を判断して防災関係機関等へ支援の要請を行う。

## 第4節 津波対策

東日本大震災の経験から、津波から安全に避難するには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していなくても近隣の声かけにより避難したことが明らかになっている。

また、地震発生のメカニズムが海溝型と活断層型のどちらかであるかを即座に判断することは困難であり、町内で強い揺れを感じたらまずは活断層型地震であり、到達までの時間が短い津波の襲来を予想して、直ちに避難行動に移ることを基本として避難計画を定めることが重要である。

このため、自主防災組織や隣近所で呼びかけながら避難行動を連鎖的に広げていくための地域主体の防災訓練の推進や、緊急避難場所の確保及び避難路の整備に努めていく。さらに、南海トラフ巨大地震のような海溝型地震の場合は、確実に安全を確保するため、さらに高い場所に避難するような段階的な避難を想定した対策を推進する。

### 第1 活動体制

組織等については、第1節応急活動体制 第2 災害警戒本部及び第3 災害対策本部によるほか、次のとおりとする。

- 1 震度4以上の地震を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときの措置
  - (1) 町職員及び長島町消防団は、自らの安全を確保することを最優先として、気象庁から何らかの発表がなされるまで少なくとも30分間は海面監視をする。
  - (2) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ等の放送による方が早い場合があるので、地震発生後は放送を視聴する。
  - (3) 沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線や広報車等により海岸から退避するよう広報する。
  - (4) 異常な海面の変化を覚知したときは、県、阿久根警察署及び関係機関に通報する。
- 2 津波警報等が発令され、災害の発生のおそれがある場合
  - (1) 町職員及び消防団員は、自らの安全の確保を最優先とし、直ちに海面監視を実施する。
  - (2) 沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線や広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

#### 【海面監視場所】

- ・サンセット長島駐車場
- ・田尻小学校
- ・本浦保育園
- ・伊唐大橋公園駐車場
- ・獅子島小中学校
- ・幣串漁港後方の高台

## 第2 津波警報等及び避難勧告・指示の伝達

津波警報等の発表を各機関の連携のもとに、迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類及び発表基準，伝達方法は，第2節 情報の収集・伝達，緊急連絡体制の確立 第2 津波警報等及び第3 地震情報及び津波警報等の伝達，避難勧告・指示については，第3節避難対策によるほか，次の措置を講じて住民等の避難が円滑に行われるよう努める。

### 1 津波警報等の伝達

津波警報等の発表を住民等に迅速かつ的確に伝達するため，防災行政無線及び消防団の広報車両等によるほか，多様な手段で確実に周知する。

### 2 避難勧告・指示

#### (1) 避難の勧告

津波の襲来に時間的余裕がある場合に発表し，要配慮者を優先的に避難させるとともに，津波危険予想区域内の自動車等を移動させるほか，当該区域内への立ち入りを禁止するなどの措置を行う。

#### (2) 避難の指示

避難の時期を失しないように速やかに行う。

津波危険予想区域内の全住民を避難させる。

#### (3) 避難勧告・指示の伝達

避難勧告・指示を発表したときは，防災行政無線，町車両・消防団車両による広報，サイレン等により住民等に周知徹底を図る。

また，休庁日に避難指示を発表する場合は，迅速さが住民の身体及び生命の保護に重要となることから，実施責任者の指示により東分遣所から防災行政無線を放送するものとする。

### 【津波による避難指示のサイレン】



### 3 避難

津波からの避難については，第3節避難対策によるほか，次のとおりとする。

#### (1) 徒歩避難の原則

地震・津波災害発生時は，地震の揺れやそれに伴う液状化などにより多くの家屋の倒壊，落下物や道路の損壊や段差の発生，土砂災害等による道路の通行不能が発生したり，渋滞・交通事故が発生するなど，多くの懸念が想定されるため，避難については徒歩によることを原則とし，町は住民等に対して周知徹底を図る。

ただし，津波到達時間や要配慮者の支援など，緊急でやむを得ない場合は，自動車等による避難も考慮する。

## (2) 避難場所

避難所については、資料 1 2 のとおりとするが、津波避難は原則として緊急避難場所に避難しまず身の安全を確保することとし、避難路等の安全が確認されたのち指定避難所に移動するものとする。なお、緊急避難場所は、資料 1 2 で定めるほか、地区防災計画等で定め、住民等の周知徹底に努める。

## 4 船舶等の避難

町は、津波災害発生時に速やかに対処できるよう、漁業組合等町内船舶等関係者に対して周知徹底する。

(1) 正しい情報をテレビ、ラジオ放送等を通じて入手する。

(2) 津波襲来まで時間がない場合は、人命の安全を最優先に考慮し、可能な限り船舶の流出措置をとった後、各地区ごとに定められた緊急避難場所に避難する。

(3) 津波襲来まで時間的余裕がある場合は、陸揚げ可能な小型船舶は陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛等後、緊急避難場所に避難するか、港外退避措置(※)をとり、陸揚げできない船舶については、原則として港外退避措置をとる。

(4) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。

※港外退避 港外の水深が深く十分広い海域とする。

## 第5節 被害情報の収集・伝達

町民等の避難，救助，救護等直ちに必要な応急対策を実施するためには，被害状況等を迅速かつ的確に把握して，防災関係機関及び住民等に伝達する必要がある。このため，町及び防災関係機関は，関係機関並びに自主防災組織等と連携を図り被害状況を確実に収集し，通報，報告するために必要な体制をとる。

### 第1 被害情報の収集

町長は，積極的に職員を動員し，又は関係機関の協力を得て，災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を迅速かつ的確に収集する。

#### 1 発災直後の措置

災害直後の応急対策を決定するために行う調査は，あらかじめ定められた地区ごとの担当職員が行う。ただし，震度5強以上の大規模地震が発生した場合は，参集する全職員が庁舎への参集途上において行う。

#### 2 被害情報収集・報告責任者

災害情報及び被害情報は，災害応急対策上極めて重要なものであることから，調査にあたる各対策部ではあらかじめ報告責任者を定め，数字等の調整は責任を持って処理する。

##### 【被害情報等取りまとめ担当】

人的被害：総務対策部

住家被害：税務対策部，経済対策部

公共建物被害：総務対策部

教育施設被害：教育対策部

港湾：経済対策部

漁港：経済対策部

道路・橋梁：経済対策部

水産物：経済対策部

農林・畜産被害：経済対策部

商工関係・観光施設：経済対策部

医療施設：住民対策部

社会福祉施設：住民対策部

水道・ライフライン：水道対策部

火災：消防対策部

#### 3 地域での被害情報の収集

地震災害が発生した場合は，道路の通行が不可能となることが想定されるため，速やかに被害調査担当職員を派遣できないことが予想される。その場合，迅速に応急対策を実施するため，自主防災組織等地域で被害情報を収集し，災害対策本部に報告する。地域での被害情報の収集にあたっては，避難所あるいは消防団の詰所に情報収集拠点を設置し，地域居住の町職員，又は女性消防団員（在籍しない場合は消防団員）を責任者として配置し，被害情報の収集・報告の一元化を図る。

#### 4 収集すべき被害情報

町は、関係機関等と協力して、次の項目について把握する。

○ 応急対策を実施するうえで必要とする災害の拡大及び二次災害の危険性に関する情報

- ① 住宅被害の状況
- ② 人的被害の発生状況及び人命危険の有無、行方不明者の数等状況
- ③ 火災等二次災害の発生状況及び発生危険の有無
- ④ 避難者の有無及び避難の状況
- ⑤ 住民の動向
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ 庁舎等所管施設の被害状況
- ⑧ 引き続きおこる強い揺れに関する情報、二次災害防止のための気象情報
- ⑨ その他災害の拡大防止上必要な事項

○ 応急対策を実施するうえで重要な判断材料となる情報

- ① 被害の状況
- ② 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 避難者の生活の状況
- ⑤ 救護所の設置及び活動の状況
- ⑥ 傷病者及び要配慮者の状況、町外へ移送を要する傷病者、要配慮者の状況
- ⑦ 観光客等の状況
- ⑧ 応急給水・給食の状況
- ⑨ その他応急対策を実施するうえで必要な事項

#### 5 黒ノ瀬戸大橋、伊唐大橋の被害状況の調査

本町は、黒ノ瀬戸大橋の通行が不可能となった場合は、町自体が孤立化してしまう危険性を有しているため、地震災害発生直後、経済対策部は県と連携し、速やかに黒ノ瀬戸大橋の被害情報について調査し、災害対策本部等に報告する。

なお、乳ノ瀬橋、伊唐大橋（担当：経済対策部）も同様の措置を講じる。

また、獅子島への人員、物資等の輸送、獅子島からの避難者、負傷者等の搬送及び、黒ノ瀬戸大橋、乳ノ瀬橋、伊唐大橋に被害が発生し通行が不可能となった場合の避難者、人員、物資等の輸送のため、町内港湾・漁港（※）の被害状況についても併せて速やかに調査し、災害対策本部等に報告する。

※主要港湾・漁港（直ちに調査が必要な港湾、漁港）

獅子島輸送拠点      諸浦港（代替：薄井漁港、宮ノ浦港）  
片側港（代替：幣串漁港）

港湾      片側港、指江港、宮ノ浦港、瀬戸港（以上、県管理）  
諸浦港、伊唐港、浦底港、長島港小浜・唐隈地区（以上、町管理）

漁港      薄井漁港、葛輪漁港、幣串漁港、茅屋漁港（以上、県管理）  
三船漁港、伊唐北漁港、蔵ノ元漁港、汐見漁港（以上、町管理）

## 6 県消防防災ヘリコプター

町は、交通・通信の途絶等により、職員を被害状況等の調査に派遣できない場合や、自主防災組織等からの被害状況の報告がなされない場合は、県に連絡し、県消防防災ヘリコプターにより被害の調査にあたる。

### 第2 住民からの問い合わせに対する対応

町は、災害発生後速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置し、人員の配置等体制の整備を図る。

また、町は、被災者の安否について、住民等から照会があった場合は、被災者に権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、救助・救護等人命に関わる災害直後の緊急性の高い応急対策に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

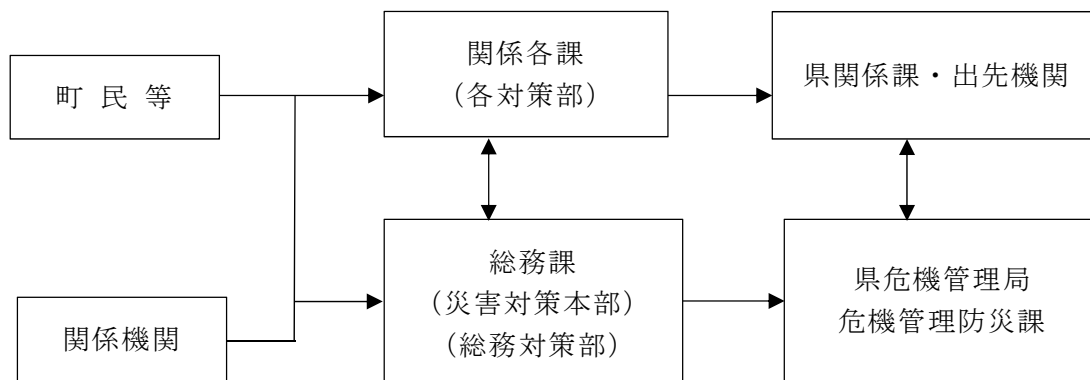
### 第3 被害情報の報告・共有化

各対策部は、収集した被害状況を総務対策部に伝達するとともに、県関係出先機関に報告する。

総務対策部は、その被害状況を取りまとめ、結果及び次の状況を県（危機管理局危機管理防災課）に所定の方法で報告する。

なお、通信途絶等により県との連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害状況等の連絡を行う。

#### 【災害情報収集報告系統】



【被害報告の判断基準】

| 区 分            | 被害の判断基準                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死 者            | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することはできないが、死亡したことが確実な者とする。                                                                                                                                                      |
| 行方不明者          | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                              |
| 重傷者<br>軽傷者     | 災害のため負傷し、医師の治療を受けた又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。                                                                                                                      |
| 住 家            | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                   |
| 非住家            | 住家以外の建築物をいうものとする。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。<br>ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。<br>公共建物…たとえば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共の用に供する建物とする。                                                                    |
| 住家全壊<br>全焼・全流失 | 住家がその居住のための基本機能を喪失したもの、すなわち、住家前部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>半焼     | 住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することのできる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                     |
| 一部損壊           | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                                                                                          |
| 床上浸水           | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                                |
| 床下浸水           | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                                                      |
| り災世帯           | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯とする。<br>たとえば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。                                              |

|     |              |
|-----|--------------|
| り災者 | り災家族の構成員とする。 |
|-----|--------------|

※ 1 住家被害戸数

「独立して生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出する。

※ 2 損壊

住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、日補修しなければ元の機能を復元しえない状態にいたったものをいう。

※ 3 主要な構成要素

住家の構成要素のうち、造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 第6節 広報

地震津波災害に際して、火災、二次災害等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要な情報を町民及び関係機関等に広報する。

このため、町及び関係機関は、県と連携して、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な対策を遂行するうえでそれを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 町及び県による広報

#### 1 広報の内容

地震津波災害時は、人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民等の防災活動を支援する広報を優先して以下に示す内容の広報を行う。

##### (1) 津波危険地域の住民等への警戒の呼びかけ、避難誘導及び避難の指示

町は、地震を感じたとき、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。この場合、広報の承認手続きのために時間を浪費しないよう事前に町長の指示を明文化しておく。

##### (2) 地震発生直後の広報

町及び県は、防災行政無線や各種広告媒体を活用して、自主防災組織、住民等への地震発生直後の防災行動を喚起するための以下の内容の広報を実施する。

- ① 出火防止、初期消火の喚起・指示
- ② 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救助活動の喚起・指示
- ③ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ④ 転倒プロパンガスの元栓の閉栓の喚起・指示

##### (3) 地震発生後事態が落ち着いた段階での広報

- ① 二次災害の危険が予想される地域の住民等への警戒の呼びかけ
- ② 地区別の避難所
- ③ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされないよう、テレビ、ラジオ、防災行政無線、町のホームページ、エリアメールなどから情報の入手をするようになど…

- ④ NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話会社が開設する災害用伝言板などを活用した安否確認
- ⑤ 被災者の救済活動方針、救援活動の内容

#### 2 広報の手段

##### (1) 町の広報手段

町による広報は、防災行政無線、サイレン吹鳴、町ホームページ、エリアメール、情報連携システム、SNS、広報車（町広報車・消防団車両）、町職員及び消防団員・自主防災組織（公民館長）による口頭などの各手段による。

また、避難の指示等の緊急性が高く住民等への周知が必要な情報については、報道機関への情報提供を行い、住民等への周知に努める。

## (2) 県の広報手段

県による広報は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に要請するほか、県政記者室及び記者会見室での報道発表や緊急連絡スタジオを活用しての放送など放送機関を活用するほか、県防災情報システム（Ｌ－アラート）、災害情報連絡による等の方法による。

## 第２ 関係機関による広報

### 1 放送機関による広報

地震津波災害時のテレビ、ラジオ等による公共放送は、住民等の情報ニーズに答えるとともに、住民等や関係機関等の職員が防災対策を遂行するうえで必要となる各種情報を提供するなど、極めて重要な役割を果たす。

### 2 関係機関による広報

#### (1) 九州電力株式会社

地震津波災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ、携帯電話サイト及び広報車、放送機関等により住民等への周知に努める。

#### (2) NTT 西日本株式会社鹿児島支店

地震津波災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車、報道機関等により住民等への周知に努める。

#### (3) JR 九州株式会社、バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、駅等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び放送機関等により住民等への周知に努める。

### 3 関係機関との調整

町は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。また、関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに県災害対策本部に報告する。

## 第３ 放送機関への要請・公表等

### 1 放送機関に対する災害情報の提供

避難の指示等緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。

なお、町は、県への報告と併せて放送機関にも情報提供を行う。

### 2 放送機関に対する放送の要請

町は、県に、放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関への放送の要請を行う。

なお、その場合は、要請の内容を補完するため、町から直接放送機関への要請も併せて行う。

### 3 報道機関に対する発表

町は、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、災害応急対策等の状況等を取りまとめて、適宜報道機関に発表する。

なお、発表は次の要領で実施する。

#### (1) 報道発表の要領

- ① 発表の場所は、原則として応接室とする。
- ② 発表担当者は、原則として総務対策部広報担当班の責任者（企画財政課長）とする。
- ③ 事前に総務対策部と協議のうえ、報道発表時間などの広報ルールを定めておく。  
また、情報の入手状況や防災活動の進捗状況により広報ルール通りの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより報道機関との混乱を最小限とする。
- ④ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するよう要請する。
- ⑤ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

#### (2) 報道機関への要請及び発表する広報内容

- ① 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等
- ② 災害対策本部の設置の有無
- ③ 津波の襲来状況
- ④ 火災の発生及び被害状況
- ⑤ 倒壊家屋件数、浸水状況
- ⑥ 二次災害の発生の危険が予想される地域住民等への警戒の呼びかけ
- ⑦ 周辺受入可能病院及びその診療科目等
- ⑧ 避難状況等
- ⑨ 被災地外の住民等へのお願い

ア 被災地への単なる見舞い電話等の不要不急電話をしないほしい

イ 安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル等を活用してほしい

ウ 個人からの義援物資は受付けない、支援はできるだけ義援金でお願いしたい

エ 企業等でまとまった義援物資を送って下さる場合は、できるだけ被災地での仕分け作業が円滑にできるよう1梱包1種を原則とし、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に表記してほしい など

- ⑩ ボランティア活動の呼びかけ
- ⑪ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序の保持のため必要な事項
- ⑫ 交通状況
- ⑬ ライフラインの状況
- ⑭ 道路、河川、港湾等土木施設状況

## 第7節 消防活動

地震津波災害時においては、津波の襲来、建物等の倒壊、火災の同時多発、住宅密集地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の自主防災組織等は、津波からの避難、可能な限りの出火防止、初期消火、延焼拡大の防止に努めるとともに、町は、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、迅速かつ的確な救急・救助活動など、住民の生命、身体 の保護を最優先とした活動を展開できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

### 第1 消防活動の基本方針

地震・津波による火災は、震源の位置、発生時刻、気象条件、地域の状況、消防力の配備状況等により被害の様相が大きく異なるため、臨機応変な対策を取る必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、東・長島分遣所及び長島町消防団の全機能をあげて次の基本方針により消防活動を行う。

#### 1 出火防止活動、初期消火の徹底

自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、地震発生後の出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の延焼拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所等においては、二次災害の防止に努める。

#### 2 消防活動の優先順位

地震発生後直ちに、消防指揮本部を東分遣所（代替施設：長島分遣所）に設置し、災害対策本部と連携のもと消防活動にあたるが、火災発生の通報に消防力を逐次投入した場合、人命救助等に必要な人員の不足を招き、又延焼の危険性の高い現場や多数の要救助者の発生している現場に最大の消防力を投入することができない事態を招くこととなる。

また、津波や土砂災害など同時に発生する場合が多く、消防活動人員が不足するとともに、消防車両等の通行障害等が発生するため、全ての災害に同時に対応することは極めて困難となる。

消防指揮本部は、町内消防機関の全勢力を的確に配置し、効率的に運用するため、次の優先順位で消防活動を行う。

##### （1）人命救助最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

##### （2）危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先して消防活動を行う。

##### （3）人口密集地優先

同時多発開催が発生した場合は、人口密集地及びその地域に密接する地域を優先して消防活動を行う。

##### （4）重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先して行う。

(5) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防団の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(6) 救命処置を要する要救助者優先

多数の負傷野党が発生した場合は、障害の程度に応じ救命処置を必要とする要救助者を優先し、そのほかの負傷者はできる限り自主的、又は住民等による応急処置を行わせる。

(7) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近で優先的に救急救助活動を行う。

(8) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助の必要がない場合は、多数の人命を救助できる現場で優先的に救急救助活動を行う。

### 3 出火防止警戒

地震災害によっておこる火災を防止するため東・長島分遣所及び長島町消防団は、車両等により管内を巡視し、被害状況の確認を行うとともに出火防止を呼びかける。なお、自らの安全の確保を最優先として活動を行うものとする。

(1) 地震の発生に伴い、電話の不通、混戦が予想されるので、この場合も各車両を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、適宜の方法により速やかにその状況を消防指揮本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図る。

(2) 消防団は、管内を巡回し可能な限り隣接分団と連携を密にして警戒する。火災を発見した場合は、極力自衛で消火を図り、火災規模が大きく自衛のみでの消火が困難であると判断するときは、その状況を速やかに消防指揮本部に報告し、他の分団等の出動を要請する。

## 第2 消防活動

### 1 消防団の招集

(1) 非常招集

長島町消防団の地震・津波災害における非常招集基準は次のとおりとする。

○ 全団員招集

- ・長島町の地域で震度5強以上の地震を観測したとき
- ・鹿児島県西部沿岸に津波警報が発表されたとき
- ・長島町が、避難勧告・指示等を発表したとき
- ・災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知したとき

○ あらかじめ定められた団員が招集

- ・長島町の地域で震度5弱の地震を観測したとき
- ・鹿児島県西部に津波注意報が発表されたとき

(2) 招集場所

消防団本部は消防指揮本部に参集する。

そのほかの団員は、各分団詰所に参集する。なお、道路の不通等により招集場所への参集が困難な場合は、近くの詰所又は避難所で消防活動を行う。

### (3) 招集の伝達

招集の伝達は、防災行政無線及び情報連携システムにより行う。

各分団は、連絡網を作成するなど、招集の伝達が速やかに全団員に伝達できるよう、事前に準備しておく。

原則として、消防団は団長の招集により活動を開始するが、次の場合はあらかじめ団長の指示するところにより、自らの安全を最優先としつつ、直ちに出勤し消防活動に従事する。

- ① 長島町が避難勧告・指示を発表したとき
- ② 鹿児島県西部に大津波警報が発表されたとき
- ③ 長島町の地域で震度6強以上を観測したとき
- ④ 火災の発生を認知したとき
- ⑤ 負傷者等要救助者を認知したとき
- ⑥ その他、災害の発生により人的被害の発生する可能性が高いと判断するとき

## 2 東・長島分遣所の活動

### (1) 東・長島分遣所の活動

東・長島分遣所は、阿久根地区消防組合消防計画に基づき活動するが、管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び阿久根警察署と相互に連携して消防活動を行う。

- ① 消防活動出勤可能職・団員の状況
- ② 延焼火災の状況
- ③ 自主防災組織の活動状況
- ④ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ⑤ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線塔通信連絡手段、消防資機材及び消防水利などの使用可能状況
- ⑥ 要救助者の状況
- ⑦ 医療機関の被災状況

### (2) 消防活動の留意事項

地震・津波災害の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- ① 同時多発火災が発生している地域では、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等を災害対策本部に要請するなど人命の安全を最優先にした消防活動を行う。
- ② 危険物の漏洩等により被害が拡大し、又は拡大おそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ③ 同時多発火災が発生し、多数の消火隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に密接する地域の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- ④ 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路、防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- ⑤ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- ⑥ 自主防災組織等が実施する消火活動と連携、指導に努める。

### (3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- ① 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害対策本部と密に連携し、災害の状況を把握して医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即した柔軟な対応をとる。
- ② 震災時は、外傷のほか骨折、失血及び熱傷等傷害の種類も多く、又軽傷者から救命処置を必要とする者まで緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と消防団を含めた他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- ③ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上の重要なポイントとなることから、住民対策部、北薩地域振興局出水市駐在、出水郡医師会等関係機関との情報交換を緊密に行い、救急救助活動を行う。
- ④ 震災時は、道路交通確保が困難なため、東・長島分遣所、各分団詰所及び防災倉庫等に備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

## 3 長島町消防団の活動

消防団は、消防指揮本部の指揮下で活動するが、活動の内容等は次のとおりとする。

### (1) 避難勧告・指示、津波警報等の的確な伝達

地域住民の円滑な避難の確保等のため、災害対策本部から避難勧告・指示が発表されたとき、又は気象庁等から鹿児島県西部に津波警報等が発表されたときは、情報を的確に収集し、消防車両、戸別訪問等により管内住民等に伝達する。

また、大津波警報が発表された場合は、自らが率先して避難行動を取るとともに、大声で避難を指示しながら安全を確保する。

### (2) 出火防止

地震・津波の発生により火災の発生が予測される場合は、管内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は住民等と協力して初期消火に努める。

### (3) 消火活動

避難路確保等のため消火活動等人命の安全最優先の活動を行う。

### (4) 避難誘導

避難勧告・指示及び津波警報等が発表された場合は、(1)のとおりその情報を的確に住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民等を緊急避難場所等の安全な場所まで避難させる。

### (5) 海面監視

津波警報等が発表された場合は、自らの安全の確保を最優先にあらかじめ決められた場所で海面を監視し、異常を認識した場合は災害対策本部に速やかに通報する。

### (6) 救急救助活動

東・長島分遣所による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置等を行い、救護所等安全な場所に搬送する。ただし、東・長島分遣所の出動が不能又は困難な地域では、自主防災組織等を指導しながら要救助者の救助救出に当

たり、負傷者等を避難所等に搬送するなど安全の確保に努める。

(7) 団員の安全確保

団員は、複数での活動を原則とし、自身の安全の確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先とする。

(8) 女性消防団

長島町消防団椿妃隊は、居住する地域の避難誘導に当たり、避難勧告・指示の発表や津波警報等の発表の際は率先して避難行動を取ることで住民等に避難を促す。

自らと家族の安全を確保したのち、避難所や消防団詰所を拠点として、地域の被害情報収集の一元化に努める。

また、交通不能等により避難所に町職員が配置できない場合や配置までに時間を要する場合は、避難所開設・初期運営の責任者として、自主防災組織と連携して避難所活動に従事する。

#### 4 水防活動

水防活動は、町及び県の定める水防計画によるが、概要は次のとおりである。

(1) 町の活動

① 地震による津波の襲来が予想され、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と求める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くことを指示することができる。

なお、水防管理者が立ち退きを指示する場合においては、阿久根警察署長にその旨を通知するものとする。

② 水防管理者、水防（消防団長）又は消防署長は、情報の収集に努め、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めるものとする。

(2) 水防作業の安全確保

水防作業時は、水防（消防）団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときは、自身の安全確保のための避難を最優先する。

## 第8節 救助活動

地震・津波災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救助救出し、又は搜索し、被災者の保護を図る。

### 第1 実施機関

#### 1 町

町長（災害対策本部長）は、災害により救出又は搜索を要する事態が発生した場合は、阿久根警察署その他の機関と連携を密にしながら救出を実施する。町単独での救出が困難な場合は、知事に対し救出活動の実施を要請する。

なお、地震・津波災害時は広域的に多数の負傷者の派生が予想されるため、東・長島分遣所及び長島町消防団は、住民等の協力体制を確保するとともに、出水郡医師会、日本赤十字社鹿児島支部、阿久根警察署との協力体制を整え的確な救出活動に当たる。

さらに、必要に応じ民間団体の協力を求める。

【知事に救出要請を行うときに示す事項】

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する事項

#### 2 広域的な応援

広域的な応援を必要とする場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。なお、他市町村から応援の要請を受けた場合、町長は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

#### 3 県・県警及び自衛隊

県・県警及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。

- (1) 県は、自衛隊、警察、消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。
- (2) 県は、救出活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (3) 町は、町域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

#### 4 自主防災組織等

自主防災組織や事業所等及び住民等は、地域における扶助による救出活動を行う。

### 第2 町の活動

#### 1 救助対象者

- (1) 災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者で、次の場合に該当する者
  - ① 火災の際に火中に取残されたような者
  - ② 水害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残されたような者
  - ③ がけ崩れ、土石流、地滑りなどにより生き埋めになった者

- ④ 海難、交通事故、河川における遭難等により救助を要する者
- ⑤ その他これらに類する者で救助を要する者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者
  - ① 行方不明の者で生存していると推定される者
  - ② 行方不明は分かっているが、生死が明らかでない者

## 2 救助隊

災害のために救助を要する者が生じた場合は、町長の指示により消防対策部に救助隊を設置する。

- (1) 救助隊の人員は、災害の規模により町長が指示する。
- (2) 救助隊は、消防職員及び消防団員をもって編成する。
- (3) 町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## 3 救助の方法

- (1) 被災者の救助は、救助隊が中心となり、関係機関と協力して救助作業に当たる。
- (2) 救助現場には、必要に応じて現地本部を設置し、関係機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救助隊に特殊機械機具や特殊技能者を要する場合には、県消防防災ヘリコプターの出動要請、又は自衛隊、警察、海上保安部その他関係機関等の協力を要請するほか、町内土木建設事業者（長島町建友会）等に応援を要請して救助活動に万全を期する。
- (3) 救助後は速やかに病院又は医療機関への収容等要救助者の救護に当たる。  
また、現場での救急処置を施す必要のある者が多数存在するときは、医師会等による救護班の出動が可能となるよう、住民対策部は調整する。
- (4) 救急搬送に当たって消防機関は、住民対策部と協力し、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況等を把握し、迅速に搬送できるようにしておく。
- (5) 海上における救助は、海上保安部が関係機関の協力を得て行うものとするが、海上保安部の要請の如何にかかわらず、長島町救難所は同組織による救助活動を行うことができるものとする。

## 4 救助活動

消防対策部は、町長（災害対策本部）及び関係機関と連絡を密にして情報の収集に努めるとともに、救助隊を指揮して被災者の搜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ、町長（災害対策本部）に報告する。

町長は、救助隊に搜索救出班と収容搬送班を設置し、次の活動を行う。

- (1) 搜索救出班  
消防指揮本部の指示のもと、災害現場における要救助者の搜索、救助を行い、収容搬送班に引渡す。
- (2) 収容搬送班  
救助された者を収容し、医療等を要する場合は、病院・医療機関又は救護所に搬送し、救護措置を行う。

また、死亡と確認された者については、警察官又は海上保安官により検視を行った後、町長が指示する場所に収容し、住民対策部において死体の処理を行う。

## 5 県消防防災ヘリコプターの要請

救急救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣や緊急消防援助隊の出動を要請し、迅速な人命救助活動を実施する。

## 6 記録等

救助を実施した場合に整備保存すべき記録等は次のとおりとする。

- (1) 救助状況記録
- (2) 救助関係支払証拠書類
- (3) 救助用燃料受払簿
- (4) 救助用機械器具修繕費支払簿

# 第3 自主防災組織・事業所等の活動

## 1 自主防災組織の活動

### (1) 救出・救護活動

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の救護を必要とする者があるときには、救護所へ搬送する。

### (2) 避難の実施

町や警察官等から避難の勧告・指示等が出された場合は、住民等に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を実施する。避難の実施に当たっては、次のことに留意する。

- ① 避難誘導責任者は、市街地では火災、落下物、危険物、山間部や起伏の多い場所では、がけ崩れや地滑り、海岸地域では津波などの危険がないかを確認しながら避難誘導を実施する。
- ② 避難にあたっては必要最小限のもの（非常持出し袋）のみ携帯する。
- ③ 要配慮者等、自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民が協力して避難させる。

## 2 事業所等の活動

事業所等の防災組織は、次により自主的な救出活動を行う。

- (1) 事業所内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織等と相互に連携し、地域における救出活動を行う。
- (4) 自主的な救出活動が困難な場合は、警察、消防、海上保安部などに連絡し、早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り消防、警察等と連絡を取り指導を受ける。

## 第9節 応援要請，自衛隊の災害派遣要請，海上保安庁の支援要請

大規模な地震・津波災害が発生した場合は，被害が拡大し，町及び防災関係機関独自では対処することが困難な事態が想定される。

このため，町及び防災関係機関は，相互応援協定に基づく応援要請や自衛隊による災害派遣，海上保安部や緊急消防援助隊など救助専門機関に出動を要請し，住民の生命，身体及び財産の迅速な保護に努める。

### 第1 応援要請（鹿児島県地域防災計画より）

地震・津波の大規模災害が発生し，町及び防災関係機関単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は，あらかじめ締結した応援協定等に基づき，迅速かつ的確な応援要請の手続きを行う。

#### 1 県及び市町村の応援要請

町は，町及び防災関係機関独自で十分な応急対策を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき，迅速に応援を要請する。

- （1）被災市町村は，災害応急対策を実施するために必要な場合は，他の市町村に対し，応援を求める。
- （2）応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は，被災市町村の指揮のもと活動する。
- （3）県は，災害応急対策を行うため必要な場合は，区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

#### 2 県外への応援要請

災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市町村は県に対し，その調整を要請する。また，県は，災害応急対策を行うために必要な場合は，災害規模に応じて他の都道府県に対し応援を求める。

#### 3 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県，指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は，災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は，市町村が実施する応急措置について，応援協力を行うものとする。

#### 4 消防機関の応援協定

##### （1）鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村長（消防の一部事務組合等も含む。）は，大規模な地震や火災等が発生し，所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に，県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは，「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき，迅速に応援要請を行う。

## 【鹿児島県消防相互応援協定】

### 応援要請の方法（第7条の1）

応援要請は、原則として第1要請，第2要請の順に行う。

#### ○ 第1要請

要請を行う市町村長等 → 地域代表消防機関 → 地区内の市町村等  
薩摩川内市消防局  
代行：阿久根地区消防組合

#### ○ 第2要請

地域代表消防機関 → 代表消防機関  
鹿児島市消防局  
代行：薩摩川内市消防局

ただし、要請を行う市町村長等が必要と認めた場合、直ちに第2要請を行うことができる。

### 応援要請を行うときに明確に示す事項（第7条の3）

- ・災害の種別，発生場所及び災害の状況
- ・応援隊の人員，車両，資機材の数量等
- ・応援隊の集結場所及び活動内容
- ・災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- ・使用無線系統
- ・その他必要な事項

### （2）緊急消防援助隊による応援

知事は，県内の消防力を結集しても災害の防御が困難な場合，消防組織法第44条の規定に基づき，消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

被災地の市町村長は，災害の状況，当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは，速やかに都道府県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において，都道府県知事と連絡がとれない場合は，直接消防庁長官に対して，要請するものとする。

## 第2 自衛隊の災害派遣要請

### 1 災害派遣の要件等

#### （1）災害派遣の要件

地震・津波災害の発生により，住民等の生命，身体又は財産の保護のため，町及び防災関係機関独自では明らかに対処することが困難であると判断され，かつ，自衛隊の装備，人員，資機材によらなければ，その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合。

## (2) 派遣活動

派遣活動はおおむね次のとおり。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開，障害物の除去
- ⑦ 応急医療，救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 救援物資の無償貸付，譲与
- ⑪ 危険物の保安又は除去
- ⑫ その他必要に応じ自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

## 2 災害派遣の要請

- (1) 町長は，自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは，「自衛隊の災害派遣依頼要請文書」により知事に災害派遣の依頼を行う。

ただし，事態が緊急を要するときは，電話等で通報し，事後速やかに文書を送付することができる。

- (2) 知事に災害派遣の要請を行えない場合は，町長は，その旨及び町の地域に係る災害の状況を下記の部隊の長にその内容を通知する。

ただし，時後速やかに自衛隊の部隊の長に通知した旨を知事に通知する。

### 【自衛隊の通知場所】

陸上自衛隊第12普通科連隊 第3科

霧島市国分福島2丁目4-14

電話0995-46-0350（内線237又は302）

- (3) 派遣要請は文書によるものとし，次の事項を明らかにする。

ただし，緊急の場合は，口頭，電話等によるものとし，時後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する人員，車両，船舶，航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項

## (4) 自主派遣

自衛隊は，災害の派生が突発的で人命救助が特に急を要し，知事等の要請を待つ暇がないときは，自主的に部隊等を派遣する。

### 3 派遣部隊の受入体制

町は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次の通り派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員，到着日時，場所その他の決定事項の確認
- (2) 災害派遣の間の連絡調整のための責任者の選任
- (3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 臨時ヘリポートの準備
- (6) 鑑定等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保
- (7) 情報等の提供
- (8) その他必要な事項

※自衛隊の宿営地，臨時ヘリポート候補地：長島高校跡地

### 4 災害派遣を命ぜられた自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、市町等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合は、当該措置をとったときは直ちにその旨を町長に通知する。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

### 5 災害派遣の撤収要請

災害派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、町長は知事に対し自衛隊の撤収の要請をする。撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行う。

### 6 経費の負担

災害派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については次を基準とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料，電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地，建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道，汲取料，電話及び入浴料
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材，器材等の購入，借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

### 第3 海上保安部への支援要請

津波災害時における沿岸及び海上からの人命に関する救出・救助及び災害後の捜索、物資の海上輸送の実施のため、特に必要があると認めるときは、第10管区海上保安本部の支援を要請する。

#### 1 災害支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、災害の発生に対し、第10管区海上保安本部の支援が必要と認められる事項

#### 2 災害支援要請要領

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を明示した要請文書により、第10管区海上保安本部の災害支援を要請する。

ただし、文書によって支援を要請するいとまがない場合や、通信の途絶等によって知事への依頼ができない場合には、串木野海上保安部へ口頭又は電話等により要請する。なお、事後速やかに文書により知事に要請手続きを行う。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する事由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

#### 3 支援部隊の受入

第10管区海上保安本部の支援を受けたときは、おおむね次の要領により受入準備を行う。

- (1) 支援を受ける船艇及び航空機の待機する場所の確保について必要な措置
- (2) 第10管区海上保安本部と連絡を密にするための責任者の選任
- (3) 臨時ヘリポートの設置
- (4) 船艇の接岸場所等の設定

## 第 10 節 医療救護活動

負傷者が多数発生し、医療機関の被災、ライフラインの停止により医療及び助産機能が一時的に混乱し、その機能が停止した場合、又は被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び被災者の保健活動を迅速かつ的確に行い、被災者の救護に万全を期する。

### 第 1 医療活動

#### 1 実施方針

- (1) 医療救護活動の実施にあたっては、死者の発生を最小限とすることを最優先とし、的確なトリアージの実施などにより効果的な医療救護活動に努める。
- (2) 町、県、日本赤十字社鹿児島県支部、出水郡医師会及び公的医療機関等は、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護活動を行う。
- (3) 町は、町区域内の医療救護を行うため、救護所を設置するとともに、病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネーターは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集、提供し、市町村の医療活動について広域的な調整を行う。
- (5) 出水保健所は、被災地域における医療救護活動支援の拠点として、災害医療コーディネーターと密接に連携して、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 町は、県と連携し、災害により在宅医療等の継続が困難となる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

#### 2 各機関の役割

##### (1) 町

###### ① 住民対策部

- ・医療救護に係る情報の収集及び伝達
  - ・医療機関、保健所等関係機関との連絡調整
  - ・町医療救護班の設置
  - ・町外からの医療救護班の受入・調整
  - ・医療ボランティアの受入・調整
  - ・医療救護に関する情報の広報
  - ・その他医療救護に係る事項
- ※町医療救護班：対策部職員、町内医師、看護師、保健師

###### ② 総務対策部

- ・出水郡医師会への協力要請
- ・救護班、災害派遣医療チーム（県DMA T）の派遣要請
- ・搬送手段の確保

##### (2) 東・長島分遣所

- ・広報医療機関への搬送

(3) 災害拠点病院

- ・広報搬送患者の受入
- ・救護班，災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- ・その他医療救護の実施に関する支援

3 情報の収集

医療機関の稼働状況等の情報は極めて重要度が高い。町は，医療に関する情報の拠点として，県（出水保健所），災害医療コーディネーター，消防・警察，県医師会等と連携のもと，次の情報の収集及び各機関との情報の共有に努める。

- (1) 医療機関・施設の被害状況（ライフライン，交通状況等含む）
- (2) 医療機関・施設の診療機能の確保状況
- (3) 避難所，救護所の設置状況及び医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 人工透析患者，在宅難病患者等の処置に関する情報
- (6) その他医療救護の参考となる事項

4 町の活動

(1) 医療救護体制の確立

- ① 町は，町内病院等の施設の被災状況や診療機能等の状況を速やかに調査し，医薬品，医療用資機材等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。町内病院等では負傷者等の受入が困難な場合は，避難所や避難所近くの施設等安全かつ活動容易な場所に救護所を設置する。
- ② 町は，救護所，救護病院等における医療ニーズを経時的に把握し，救護班の受入調整や各種要請，機能評価等を行うとともに，自ら十分な活動が行えない場合は，出水保健所に職員の派遣を要請する。

(2) 医薬品，医療資機材等の需給

町は，避難所，救護所及び救護病院で必要な医薬品，医療用資機材等を最寄りの販売業者から調達するとともに，県に対して医薬品，医療用資機材等の調達を要請する。

(3) 救護班，災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣要請

町は，多数の死傷者が集中する現場が発生した場合や孤立し医療が困難な地域が発生した場合，又は医療活動に従事する意思等が不足した場合は，県に対して次の事項を示して，救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

- ① 派遣を必要とする人員（内科，外科，助産等別の人員）
- ② 必要な救護班の数
- ③ 医療救護活動を必要とする期間
- ④ 派遣する場所
- ⑤ その他必要な事項

(4) 救護班，災害医療派遣チーム（DMAT）の受入

町は，救護班，災害派遣医療チーム（DMAT）の円滑な受入及び医療救護活動を実施するために必要な調整を，DMAT指定病院，出水郡医師会，出水保健所と協力して行う。

【災害派遣医療チームDMA T及び救護班（鹿児島県地域防災計画）】

(1) DMA Tの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMA Tの出動

① 知事による出動要請

知事は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院に出動を調整する。

② 市町村長による出動要請

市町村長は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院に出動を要請する。この場合において、市町村長は速やかに知事にその旨報告し、その承認を得る。

③ DMA T指定病院の長の判断による出動

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、自らの判断によりDMA Tを出動させることができる。この場合において、DMA T指定病院の長は速やかに知事にその旨報告し、その承認を得る。

④ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど、県内のDMA Tのみでは対応できないと判断する場合は、他県等の知事にDMA Tの出動を要請する。

(3) DMA Tの構成と所在地

① DMA Tの構成

DMA Tはおおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

② DMA Tの所在地

| 施 設 名            | 所 在 地             | 電話番号         | 数 |
|------------------|-------------------|--------------|---|
| 鹿児島市立病院          | 鹿児島市上荒田 37-1      | 099-230-7000 | 2 |
| 鹿児島赤十字病院         | 鹿児島市平川町 2545      | 099-261-2111 | 2 |
| 鹿児島市医師会病院        | 鹿児島市鴨池新町 7-1      | 099-254-1125 | 2 |
| 鹿児島大学病院          | 鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1    | 099-275-5111 | 2 |
| 鹿児島徳洲会病院         | 鹿児島市下荒田 3-8-1     | 099-250-1110 | 2 |
| 鹿児島健康プラザ鹿屋医療センター | 鹿屋市札元 1-8-8       | 0994-42-5101 | 2 |
| 県立大島病院           | 奄美市名瀬真名津町 18-1    | 0997-52-3611 | 2 |
| 出水総合医療センター       | 出水市明神 520         | 0996-67-1611 | 1 |
| 曾於医師会立病院         | 曾於市大隅町月野 894      | 099-482-4888 | 1 |
| 県立薩南病院           | 南さつま市加世田高橋 1968-4 | 0993-53-5300 | 1 |
| 県立北薩病院           | 伊佐市大口宮人 502-4     | 0995-22-8511 | 1 |
| 済生会川内病院          | 薩摩川内市原田町 2-46     | 0669-23-5221 | 1 |
| 田上病院             | 西之表市西之表 7463      | 0997-22-0960 | 1 |
| 霧島市立医師会医療センター    | 霧島市隼人町松永 3320     | 0995-42-1171 | 1 |
| 米盛病院             | 鹿児島市与次郎 1-7-1     | 099-230-0100 | 2 |

(4) 救護班の活動

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(5) 救護班の出動

① 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を行う。

② 知事による救護班の出動

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

③ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は、関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口9県災害応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(6) 救護班の編成と所在地

① 救護班の編成

救護班の編成は次のとおり。

ア 国立病院機構の職員による救護班

イ 公立・公的医療機関の職員による救護班

ウ 日本赤十字社鹿児島支部管内職員による救護班

エ 鹿児島県医師会・鹿児島県歯科医師会会員による救護班

② 救護班の構成

| 救護班名               | 班長<br>医師                                                          | 班員  |     |    |     | 計 | 班  |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|-----|-----|----|-----|---|----|
|                    |                                                                   | 薬剤師 | 看護師 | 事務 | 連絡員 |   |    |
| 国立病院機構救護班          | 1                                                                 | 1   | 4   | 1  | 1   | 8 | 4  |
| 公立・公的病院救護班         | 1                                                                 | 1   | 3   | 1  | 2   | 8 | 10 |
|                    | 県立病院 4, 済生会鹿児島病院 1, 出水総合医療センター1<br>枕崎市立病院 1, 鹿児島市立病院 2, 再生化川内病院 1 |     |     |    |     |   |    |
| 日本赤十字社鹿児島<br>支部救護班 | 1                                                                 |     | 3   |    |     | 6 | 8  |
| 県医師会救護班            | 1                                                                 |     | 2   |    |     | 3 | 45 |
| 県歯科医師会救護班          | 1                                                                 |     | 2   |    |     | 3 | 53 |

(7) 地域別救護班の所在地

北薩地域振興局 出水保健所管内

出水総合医療センター 出水市明神町 520 0996-67-1611

出水郡医師会 出水市昭和町 18-18 0996-63-0646

出水郡歯科医師会 出水市中央町 1180-3 0996-63-4618

## 第2 救護所等での活動

### 1 職員の派遣

町は、救護所等の収容状況等を把握するため、必要に応じて町職員を配置し、情報の収集及び報告させる。

### 2 救護所における活動

救護所での医療活動は、町の指揮のもとで救護班が実施するものとし、災害発生直後は、大量の傷病者に限られた医療資源により救護に当たる必要があることから、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の搬送の指示・手配を重点的に行う。

#### (1) 救護所で救護班の行う業務

- ① 傷病者のトリアージ
- ② 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ③ 広報医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 遺体の検案
- ⑦ 医療救護活動の記録及び町長への収容状況の報告

## 第3 後方医療機関への搬送

町内で処置の困難な重症患者等が発生した場合、東・長島分遣所は次により町外の後方医療機関（※）に搬送する。

※後方医療機関：災害拠点病院等

出水地区災害拠点病院…出水総合医療センター

鹿児島県期間拠点病院…鹿児島市立病院

出水地区後方医療機関…出水郡医師会広域医療センター

### 1 基本方針

被災地内での応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重傷者などは出来るだけ後方医療機関に搬送する。

### 2 被災地内での搬送

- (1) 広報医療機関への搬送については、救急車など重傷者の搬送に適した車両により実施する。搬送する傷病者が多数の場合や救急車両等の被災により車両の調達が困難な場合は、総務対策部に車両の調達を要請する。
- (2) 道路の通行状況、黒ノ瀬戸大橋、伊唐大橋、乳ノ瀬橋等橋梁の通行不能等車両による搬送が困難な場合や獅子島地区からの搬送の場合は、総務対策部は県消防防災ヘリコプターや自衛隊、海上保安庁のヘリコプターによる搬送及び船舶による搬送を要請する。
- (3) 本町における災害拠点病院等の後方医療機関は、全ての医療機関が町外に所在するため道路の通行状況等が良好であっても、1回の搬送で長時間を要する。そのため、救急車両及び隊員が不足することが想定される。町は、傷病者の状況等を的確に把握し、速やかに県に応援を要請する必要がある。

### 3 後方医療機関等（出水地区外）への搬送

町は、ヘリコプターや船舶の派遣を要請して広報医療機関に搬送する場合、総務対策部は県との間で受入先医療機関等に関する調整を的確に行う。特に獅子島地区においては、熊本県の地域に搬送することが想定されるため、事前に関係市町と応援協定等を締結するなど、協力体制を確立しておく。

### 4 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週に2～3回受けており、災害時にも平時と同様の医療を要し、また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全の患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

町内に血液透析をできる医療機関が存在しないことから、町は、あらかじめ患者の状況を把握し、県及び医師会等関係機関等から受診可能な医療機関等の情報の提供を受けるなど、発災後速やかに搬送等適切な医療体制を確保するよう努める。

### 5 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門的な医療を要することから、災害時には医療施設などに収容する。

このため、平常時から出水保健所等を通じて把握している患者を、県、医療機関、近隣市町等との連携により、適切に搬送及び救護所等へ収容する。

## 第4 心のケア

### 1 避難所等での措置

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が非常に高い。このため、常見良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、医師、看護師、保健師等による巡回等により避難者の健康状態を的確に把握し、必要に応じて救護所等に収容する。

### 2 要配慮者及び精神疾患患者

高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じて福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、ホームヘルパー又は福祉ボランティアの派遣、車いす等の設置などの措置を行う。

また、被災した精神疾患患者（通院患者）は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど、被災病院の早期復旧を図るとともに、服薬中断が生じないように出水保健所を拠点に精神科診療所を設置し、心のケアチームによって診療に当たる。なお、措置患者の緊急の受入は、県立始良病院で行う。

### 3 相談窓口の設置

県は、被災者の心のケアについて、精神科医、医療ケースワーカー、保健師等により保健所を拠点に相談窓口を設置する。また、精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。町もこれに協力するとともに、被災者に情報を提供する。

## 第5 災害救助法が適用になった場合

### 1 対象者

#### (1) 医療

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

#### (2) 助産

災害発生後（災害発生前後7日間）に分べんした者で災害のために助産の途を失った者

### 2 範囲

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間はおおむね次のとおり。

#### (1) 医療救助の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

#### (2) 助産救助の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

#### (3) 期間

- ① 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。
- ② 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日間に分べんした者に対して分べんした日から7日間

### 3 費用

費用及び費用の支弁等については、長島町地域防災計画（一般災害対策編）第3章 災害応急対策 第1節 活動体制 第8 災害救助法の適用 のとおり。

## 第 11 節 交通確保，緊急輸送

地震・津波災害直後の道路は，自動車，落下物及び倒壊物が散在していることが予想されることから，緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため，これらの障害物を速やかに除去し，必要に応じ交通規制を実施するなどして陸上の交通を確保する。

また，町の地勢上，応急対策には海上輸送路の確保が重要となることから，港湾施設の応急復旧，航路障害物等の除去及び必要に応じて海上交通の規制を行う。

### 第 1 陸上輸送体制

#### 1 道路等被害，交通状況等の把握

##### (1) 交通施設等の被災状況の把握

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，建設・農林各対策部は速やかに巡視等を実施し，町内の幹線道路，主要道路及び橋梁の損壊，決壊，流出等被災状況を把握し，総務対策部及び各施設管理者並びに阿久根警察署等に通報する。

特に，黒ノ瀬戸大橋，伊唐大橋，乳ノ瀬橋及び港湾施設は，すべての応急対策活動に欠かすことのできない施設であるため，できる限り迅速に被災の状況，通行の可否等を把握する。

##### (2) 道路，橋梁等の被災の通報

災害時に，道路，橋梁等交通施設について，被害箇所又は危険個所を発見した者は，速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町及び警察官は，被害状況を調査する。

##### (3) 総合的な被災状況の把握

総務対策部は，各対策部より通報を受けた交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ，緊急輸送計画等の基礎資料とする。

#### 2 交通施設の応急復旧，道路交通確保

##### (1) 応急復旧方針の決定

町は，救助のための緊急輸送や被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じて，とりまとめた道路等施設の被災状況から，復旧時間，大型車両等の通行可否及び通行可能交通量等を勘案し，長島町建友会等の協力を得て，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努め，優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定し，被害状況に応じた効果的な応急復旧を行う。

##### (2) 交通施設の応急復旧

経済対策部及び道路管理者は，町を選定した緊急輸送道路や主要道路をはじめ，所管する道路について早期に啓開を実施し，緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

また，必要に応じて地域振興局と連携し，道路啓開を実施する。

##### (3) 応急対策の実施

道路管理者は，所管する道路の中で，流出等した橋梁がある場合は，必要に応じて仮橋の設置など実施し，盛土や法面の崩壊がある場合は，必要に応じて仮設防御柵の設置などを実施し，関係機関の協力を得て可能な限り早急に応急対策を講じ，安全な輸送道路の確保に努める。

#### (4) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて自衛隊の応援が必要な場合は、総務対策部を通じて県に出動を要請する。

### 3 交通規制措置

地震・津波災害発生時において、道路の損壊等が発生した場合は、被災地における災害応急活動の円滑な実施を推進するため、県警察（阿久根警察署）、公安委員会、道路管理者等は緊密な連携のもと、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止及び制限、う回路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

#### (1) 実施機関

- ① 道路管理者は、道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められたとき、また、道路に関する工事のためやむを得ないとき交通規制措置をとる。
- ② 公安委員会、県警察（阿久根警察署）は、災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるよう、また、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがあるときに交通規制措置をとる。

#### (2) 緊急輸送路の確保

県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

- ① 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。
- ② ①の交通規制を行うため、道路管理者に対し道路啓開を要請する。
- ③ 被災地への流入車両を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また、必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

#### (3) 措置命令

- ① 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行う場合）

ア 警察官は、通行禁止又は規制に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の占有者、所有者及び管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。

- ② 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記①の措置をとることができる。ただし、とった措置については、直ちに阿久根警察署に通報する。

#### (4) 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のために交通規制を実施した場合は、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等により一般交通にできる限り支障のないようにする。

#### (5) 規制の広報・周知及び解除

交通規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じて住民等に周知徹底させる。

国道や県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

また、交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後速やかに行うものとし、阿久根警察署に通知するとともに県の管理する道路においては、道路維持課又は日本道路交通情報センターに連絡する。

### 4 緊急通行車両の申請

#### (1) 事前届出制度

災害応急対策が円滑に実施できるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

#### (2) 緊急通行車両の表彰及び証明証

車両の使用者は、知事又は県警本部（阿久根警察署）に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

知事又は県警本部（阿久根警察署）は、当該車両が緊急車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明証を交付する。

#### (3) 標章及び証明証の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前方の見えやすい位置に掲示する。

なお、証明証は必ず携帯し、警察官等から掲示を求められたときはこれを掲示する。

## 第2 地震発生時における運転者のとるべき措置

### 1 発見者等の通報

災害発生時に道路、橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官はその旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又は阿久根警察署に通報する。

### 2 大規模地震発生時における運転者のとるべき措置

#### (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。  
また、やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側端に寄せて停止

し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されていることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所。

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所。

② 速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 交通規制が行われている区域又は道路の区間内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないため措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

### 第3 海上輸送体制

本町は、離島が存在するうえ、地勢上、伊唐大橋、乳ノ瀬橋が通行できなくなった場合は、伊唐地区、諸浦地区への輸送は、海上輸送に頼らざる得なくなり、黒ノ瀬戸大橋が損壊した場合は、町への陸上からのアクセスが不可能となる。

このようなことから、地震災害発生後直ちに、黒ノ瀬戸大橋、伊唐大橋及び乳ノ瀬橋の被害状況を把握するとともに、海上輸送体制の確立を図ることが、災害応急活動を実施するうえで最も重要となる。

#### 1 海上輸送路の確保

町は、関係機関、東町漁業協同組合及び北さつま漁業協同組合等の協力を得て、地震・津波災害発生後速やかに（津波災害の場合は、警報等が解除され、津波の襲来の可能性がなくなった後安全を確保しつつ速やかに。）、主要な港湾・漁港施設及びそこに至る道路、交通可能な航路等の被災状況、被害復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、その情報に基づき海上輸送路を選定する。

##### (1) 海上輸送拠点施設

海上輸送を実施するうえで拠点となる港湾・漁港は次のとおりとする。

- 獅子島地区      片側港※（代替施設：幣串漁港※，獅子島港）
- 諸浦地区      諸浦港      （代替施設：葛輪漁港※，本浦港）
- 伊唐地区      伊唐港      （代替施設：伊唐北港）
- 本島地区      宮ノ浦港※，瀬戸港※，指江港※，茅屋漁港※，薄井漁港※  
小浜港，蔵ノ元漁港

※は、県管理港湾・漁港

## (2) 海上交通の整理

町、県、海上保安部及び漁業協同組合等関係機関は、相互に連携し、海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

## (3) 港湾・漁港施設等の応急措置

町は、各管理者と連携のもと、港湾・漁港について、障害物の除去、応急修理等海上輸送確保のための応急処置を講じる。

## (4) 海上保安部等に対する支援要請

町は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施など、海上交通の確保のために必要な措置の実施について、海上保安部又は海上自衛隊の応援が必要と認めるときは、県に対して海上保安部又は海上自衛隊の派遣を要請する。

## 2 海上交通の規制

(1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

(2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

(3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

## 第4 ヘリコプター等による輸送体制

獅子島地区において、地震・津波災害により港湾・漁港施設の損壊等で大型の船舶の着岸が困難となり、漁船等の小型船舶のみが輸送手段となった場合は、負傷者、緊急支援物資等の搬送には、県消防防災ヘリコプターや自衛隊、海上保安部のヘリコプターによることとなる。

獅子島地区の指定ヘリポートは片側港となっており、流出したがれき等により使用できないことが予想されるため、臨時のヘリポートを速やかに設置する必要がある。このため、獅子島小中学校校庭を臨時ヘリポートとし、負傷者、避難者及び緊急支援物資等の搬送拠点とする。

## 第5 緊急輸送

緊急輸送にあたっては、地震・津波災害から住民の生命の安全を確保することを最優先とし、被災者の避難、災害応急対策等の実施に必要な要員、物資及び資機材等の輸送を応急対策の段階に応じて迅速かつ的確に行う。

### 1 緊急輸送の実施

(1) 災害時における輸送は、町長の指示により各対策部が総務対策部と調整して行う。ただし、車両等が不足する場合は、総務対策部が応援協定締結事業所や漁業協同組合に要請し、又は民間の車両及び船舶等を確保する。

町は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者、海運事業者等と協定を締結するなどして、災害時における輸送車両、船舶等の運用計画又は調達計画等を定め、車両等の調達先及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員、物資等の輸送手段を確保しておく。

- (2) 緊急輸送の応援が必要であるときは、県に対し調達又は斡旋を要請する。  
その場合は、次の事項を明示して要請する。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名，数量（重量を含む）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

## 2 緊急輸送の対象

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

### (1) 第1段階（初動期）

- ① 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- ② 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資
- ③ 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員，物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資

### (2) 第2段階（事態安定期）

- ① 第1段階の続行
- ② 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

### (3) 第3段階（復旧期）

- ① 第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

## 3 輸送手段の確保

### (1) 車両の確保

車両の確保はおおむね次の順序による。

- ① 応急対策実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車
- ④ その他の自家用車両等

※上記①②③の車両等で不足を生ずるときは，鹿児島県トラック協会との協定に基づき，県に応援を要請する。

### (2) 船舶の確保

- ① 民間船舶等の借上げ

町は，町内海運事業者及び漁業協同組合に応援を要請し，必要な船舶と運航に必要な人員を借り上げる。それで不足を生じる場合は，県に要請し，県は九州運輸局鹿児島支局に緊急輸送への協力を要請する。

② 海上保安部及び海上自衛隊への派遣要請

町は、緊急に海上輸送を必要と認めるとき、又は①による海上輸送が困難であると判断したときは、輸送の条件※を明示して県に海上保安部又は海上自衛隊の派遣を要請する。

(3) 航空機等

町長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機等による輸送が必要なときは、県に輸送の条件※を明示して航空機等輸送の要請をする。

※輸送の条件 1 緊急輸送の実施 (2) のとおり

4 人力による輸送

災害により車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。ただし、労務者の確保が困難な場合で、物資の輸送が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

5 集積地及び要員の確保

物資の集積配分を円滑に行うため、町は集積拠点を定める。

集積拠点は、総合町民体育館とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な町有施設を選定し、必要に応じて物資の集積地に町職員を派遣する。

6 輸送施設の確保

輸送施設の被災状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うため、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

7 燃料の確保

町は、災害応急対策を実施するために必要な燃料について、あらかじめ石油類販売業者等と協定等を締結し、災害時の燃料の確保に努めるものとし、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

8 記録等

車両、船舶、人夫等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備し保管しておく。

(1) 輸送記録簿

(2) 輸送関係支払証拠書類

(3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿

(4) 修繕費支払簿

## 第 12 節 給水

地震災害により，給水施設の破壊や飲料水の枯渇，汚染等により，飲料に適する水を確保することができない者に対し，応急給水を実施するとともに，被災した諸施設を速やかに復旧し，飲料水の供給体制の確立を図る。

### 第 1 応急給水の実施

#### 1 被害情報の収集

町は，水道施設等の次の被害状況を調査し，被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関，社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水，浄水等の水質状況

#### 2 応急給水体制

##### (1) 基本方針

町民生活の安定のためには，一刻も早い水道機能の復旧を図ることが最優先されることから，水道対策部は，水道機能の復旧を最優先とした活動を行い，給水活動は，関係機関や水道事業者等に積極的に応援を要請し，給水班を編成して行う。

##### (2) 応急給水体制の確立

町は，災害による被害により応急給水が必要と判断したときは，必要な資器材・人員の確保に努め，迅速に応急給水体制を確立する。

また，断水状況に応じた応急給水計画を策定し，断水等により飲料水を得られない住民等に対して速やかに応急給水活動を実施する。

##### (3) 給水対象者

応急給水の対象者は，水道，井戸等の給水施設が破壊され，断減水，枯渇又は汚染されたために現に飲料水を得ることができない者に対し行う。

##### (4) 給水量

応急給水は，発災直後の当面の生命維持に必要な飲料水から，炊事，洗面等の生活用水へと時間の経過とともに，量的にも用途の面でも重要性が高まってくる。

そのため，被災者 1 人当たりの応急給水量は，おおむね次のとおりとする。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| ① 被災後 3 日まで（生命維持のための量） | 1 日 3 0   |
| ② その後 1 週間程度           | 1 日 2 0 0 |
| ③ さらに 2 週間程度           | 1 日 3 0 0 |

段階的に目標水準を定め，プール，河川等の利用，応援要請等により給水を確保する。

##### (5) 給水方法

給水の方法は，原則として，配水池等での拠点給水※又は給水車，給水タンク，ポリ容器等での役場，避難所等の指定場所での拠点給水とする。

また，状況に応じて，仮設管，仮設給水栓等を設置しての応急給水，水の缶詰，ペットボトル等による応急給水などの方法も用いる。

なお、医療機関や社会福祉施設等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

※配水池での拠点給水

配水池に被害があり給水できなくなった場合は、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて臨時給水所とする。

(6) 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに出水保健所に連絡し、指定検査機関に水質調査を要請する。

(7) 住民等への広報

町は、住民等に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、防災行政無線、広報車、放送機関等を通じて広報し、住民等の不安解消に努める。

(8) 要配慮者への配慮

いずれの給水方法も戸別給水ではないため、高齢者や障害者等の要配慮者にとっては運搬等が大きな負担となる。そこで、住民対策部は、要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、町災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を要請する。

## 第2 資機材及び人員の確保

### 1 給水資機材の確保

- (1) 町内の指定水道工事事業者等とあらかじめ協議し、所掌数量を確保しておく。
- (2) 発災後は、応急給水資機材を緊急点検し、緊急配備に備える。
- (3) 交通途絶等により、給水困難となることを想定し、搬送路の確保を想定しておく。
- (4) 給水タンク、トラック、発電機等の器材の確保を図るとともに、管路の復旧、修繕及び仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等を速やかに確保する

### 2 人員の確保

給配水管の復旧については、町内水道工事事業者に依頼する。

## 第3 施設等の応急復旧

災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

### 1 復旧班の編成

#### (1) 資機材の調達

応急復旧資機材等は、町内の指定水道工事事業者等から調達するものとするが、必要があると認めるときは、知事に対し資機材及び技術者のあつせんを要請する。

#### (2) 復旧班

応急復旧は、指定水道工事事業者等の協力を得て復旧班を編成して行う。

### 2 応急復旧措置

被災施設の応急復旧の順位はおおむね次のとおりとする

- (1) 取水，導水管
- (2) 配水施設
- (3) 貯水，浄水，送水などその他の給水管等

#### 第4 応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合は，知事及び周辺市町に応援を要請する。

##### 1 応援要請

応援を要請する場合は次の事項を示す。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具，薬品，水道用資機材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

##### 2 自衛隊への要請

町長は，自ら飲料水の供給が困難な場合は，必要に応じて知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

##### 3 ミネラルウォーター製造業者等との協力

町長は，水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には，応援協定を締結した事業者に応援を要請する。

また，必要に応じて知事にミネラルウォーター製造業者の協力要請を行う。

## 第 13 節 食料，生活必需品の調達供給

地震・津波災害の発生に伴う家屋の倒壊，焼失，津波等の切迫した状況の中で多くの住民等が極度の混乱状態となり，食料，自炊手段を奪うのみならず，被服，寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し，また，供給，販売機能の麻痺を招き，人心の不安を増大させる。

このような混乱状態を解消し，被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため，町は，防災関係機関と連携し，被災者に対する迅速な食料，生活必需品の応急供給を行う。また，これらの供給活動の実施体制の確立，調達等を迅速かつ的確に行う。

### 第 1 物資の供給

町は，被災者の生活を保護するため，食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに，炊き出し等を実施する。

また，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達や被災地に実状に配慮するとともに，要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

また，交通や通信の途絶等により孤立状態になる被災者や在宅での被災者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努める。

#### 1 実施主体

- (1) 災害時における食料，生活必需品等の調達，応急供給は，町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は，知事が行うことを原則とし，知事の委任に基づき町長が行う。
- (3) 町長は，町単独で炊き出しなどの食品の供給ができないとき，又は物資の確保ができないときは，県に対し，炊き出しの実施又は緊急救援物資の供給を要請するとともに，あらかじめ協定等を締結した緊急物資保有者から調達する。

#### 2 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給，生活必需品等の供給対象者は次のとおり。

- (1) 炊き出し及びその他の食品の供給
  - ① 避難所に収容された者（観光客，帰宅困難者を含む。）
  - ② 住家に被害を受けて炊事のできない者
  - ③ 一時縁故地等へ避難する必要がある者
  - ④ 救助，救護，災害防止，災害復旧等の従事者
- (2) 生活必需品等の供給

災害により住家が全壊，全焼，流失，埋没，半壊，半焼又は床上浸水，土砂の堆積により一時的に居住することができない状態になったなどにより，生活上必要な被服，寝具その他日用品等を喪失又はき損し，これらの物資を直ちに入手することのできない状態にあり，日常生活を営むことが困難な者。

### 3 供給品目

#### (1) 炊き出し及びその他の食品

原則として穀類とするが、実情に応じて配慮する。

- ① 乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、栄養調整食品、うどん等
- ② 弁当等
- ③ 費用の範囲内で副食品
- ④ 乳幼児については粉ミルク

#### (2) 生活必需品等

被災状況及び世帯構成人員に応じて、生活必需品等を給付又は貸与する。

- ① 寝具…就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
- ② 外衣…洋服、作業着、子供服等
- ③ 肌着…シャツ、パンツ等
- ④ 身の回りの品…タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 炊事道具…なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食器…茶碗、皿、箸等
- ⑦ 日用品…石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- ⑧ 光熱材料…マッチ、ろうそく、プロパンガス等

## 第2 食料の調達・供給

### 1 給食基準

1日当たりの配給量の基準は次のとおりとする。

#### (1) 米穀

- ① 被災者 1食あたり精米200g以内
- ② 応急供給受給者 1人1日当たり精米400g以内
- ③ 災害救助等従事者 1食あたり精米300g以内

#### (2) 乾パン 1食あたり1包(100g入り)

#### (3) 食パン 1食あたり185g以内

#### (4) 調製粉乳 乳児1日あたり200g以内

#### (5) 供給栄養量

避難所における食事提供の計画・評価のための当面の目標とする栄養の参考量(1歳以上1人1日あたり)は次のとおり。

なお、供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

- ① エネルギー 2,000kcal
- ② タンパク質 55g
- ③ ビタミンB1 1.1mg
- ④ ビタミンB2 1.2mg
- ⑤ ビタミンC 100mg

## 2 供給需要及び能力の把握

炊き出し及びその他の食品の供給対象者に対する食料の供給は、原則として避難所で行うものとし、供給需要及び能力の把握は次により行う。

### (1) 供給需要の把握

住民対策部は、以下のことを避難所等から把握し、必要な食料の確保を経済対策部に要請する。

- ① 避難所に避難した者の数
- ② ミルクを必要とする乳幼児の数
- ③ 食料の供給に配慮の必要な要配慮者等の数
- ④ 避難所施設の自炊能力
- ⑤ 避難所以外で、地区内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
- ⑥ その他避難所での食料供給に関して必要な事項

### (2) 食料供給の基本方針の決定

経済対策部は、住民対策部からの情報をもとに、供給需要及び能力を把握し、食料供給の基本方針を決定する。

## 3 食料の供給

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等により供給需要を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

### (1) 炊き出し

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

また、給食センターでの炊き出しが可能と判断された場合は、教育対策部と協力し、できるだけ活用して炊き出しを行う。

炊き出しをするにあたっては、責任者を配置し、安全面、衛生面に十分配慮し、必要に応じて、消防団、自主防災組織、女性団体、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

各自主防災組織、ボランティア団体等が独自に炊き出しを行う場合は、安全面、衛生面の指導を行ったうえで適切な場所を提供する。

### (2) 食料供給の留意点

- ① 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料を支給することは避ける。
- ② 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ組又は班を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分漏れ又は重複支給がないように適切に配分する。
- ③ 食料の配分にあたっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮して配分を行う。
- ④ 通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、乳幼児のための粉ミルク等の調達・供給に十分配慮する。

### (3) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

経済対策部は、自衛隊による炊き出しが効果的だと判断した場合は、総務対策部を通じて知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 県への要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対して炊き出し等について協力を要請する。

4 食料の調達

(1) 調達の担当

食料の調達は、経済対策部が担当する。

(2) 食料の確保

- ① 町長は、住民が各家庭や職場で平常時から3日分の食糧を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織等を通じて啓発する。
- ② 住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。特に、粉ミルクややわらかい食品、食物アレルギー対応職などの食料を必要とする者に対する食料の備蓄に努める。
- ③ 流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(2) 米穀の調達

① 応急用米穀

町長は、食料供給を必要とする事態が生じた場合は、供給に必要な米穀の数量を記載した申請書を知事に報告し、知事の指定する米穀販売業者等から現金で米穀を買い取り調達する。また、災害の状況により、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

② 災害救助用米穀

災害救助法が適用されて、災害の状況により①の方法で調達が不可能な場合、次の通り政府所有米穀を調達する。

- ・知事は、町長の要請を踏まえ、政府所有の米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務化に対し、政府所有米穀の引き渡しを要請し、売買契約締結後引渡しを受ける。売買代金は知事が災害救助費から支払う。

(3) その他の食料の調達

① パン、おにぎり、インスタント麺等

町長は、パン、おにぎり、インスタント麺等の供給を行う必要がある場合は、販売業者又は生産業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

② 副食、調味料

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合は、副食、調味料の販売業者又は生産業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

5 緊急時の食料の供給

県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待つ暇がないと判断するときは、要求を待たないで町に対する食料を確保し、輸送する。

## 6 食料の輸送

### (1) 調達した食料の集積場所

調達した食料及び供給する食料の集積場所は、町民総合体育館とする。

なお、経済対策部は、集積地に管理責任者及び警備要員を配置する。

### (2) 食料の輸送

① 町が調達した食料の輸送は、町が行う。

② 県が調達した食料の、町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から必要と求めたときは、町に供給する食料について知事は、町に指示する。

③ 交通途絶等により、緊急のように間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊に被災地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

④ 輸送方法は、貨物自動車等による陸所輸送を主とし、獅子島地区や孤立地区、黒ノ瀬戸大橋、伊唐大橋及び乳ノ瀬橋が通行不可能な場合は、船舶やヘリコプター等を利用する。

## 第3 生活必需品の調達・供給

### 1 供給又は貸与の流れ

#### (1) 必要品目及び必要量の把握

町は、以下の情報を収集し、被災者に対する供給又は貸与する必要品目及び必要量を把握する。その場合は、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する。

① 被災者の状況

② 医療機関、社会福祉施設の状況

#### (2) 町における供給又は貸与

町は、必要とされた生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達・確保し供給又は貸与する。

##### ① 情報の管理

経済対策部は、生活必需品の供給又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係対策部に協力を求めるとともに、供給計画を策定しその進行管理を行う。なお、情報の集約にあたっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携し、被災者のニーズを迅速かつ的確に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

##### ② 供給又は貸与

ア 発災直後は、生命と身体の安全の確保を最優先に町の備蓄する物資を供給又は貸与する。

イ 町は、あらかじめ流通業者と協定を締結するなどして、必要な物資を調達し、供給又は貸与する。

#### (3) 要配慮者等への配慮

自力で物資の供給を受けることが困難な要配慮者等を支援するため、及び被災者が多数発生した場合に円滑な供給を実施するため、ボランティア団体等と連携を可能な限り図る。

## 2 物資の調達

### (1) 町による物資の調達

町は、平素から生活必需品等の物資の備蓄を図るとともに、住民に非常持出し袋の設置を啓発するなど、家庭や職場での備蓄の推進を図る。

また、流通業者と災害時の応援協定を締結するなどして、流通在庫の円滑な供給に努める。

### (2) 県及び他市町への要請

町のみでは生活必需品等の物資の供給が困難と判断されるときは、以下の情報を集約し県及び近隣の他市町に物資の供給を要請する。

- ① 必要とする品目
- ② 所要供給量
- ③ 輸送ルート
- ④ その他物資の供給に必要な事項

### (3) 日本赤十字社鹿児島支部による供給

日本赤十字社鹿児島支部は、県と町と調整のうえ、備蓄物資を避難所等へ配分する。なお、その場合において、町社会福祉協議会が受入窓口となる。

また、災害救助法が適用されない災害においても、日本赤十字社独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。

### (4) 自衛隊による供給

知事の要請に基づき、その補完し管理する救助物資（毛布、作業服上下）を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や町による救助物資の供給又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

### (5) 義援物資

#### ① 義援物資の募集

災害の状況によっては、義援物資の募集を行う。募集にあたっては、報道機関に協力を求める。

義援物資については、避難所の管理運営チーム等を通じて被災者のニーズを的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく募集を行う。

経済対策部及び総務対策部は、義援物資について集積、配分の円滑を期すため、次に点に留意して各機関を通じて広報する。

ア 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしい旨の報道を各機関に要請する。

イ 義援物資については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受入れる。

#### ② 義援物資の受付

町に委託された義援物資については、経済対策部において受け付ける。義援物資については、原則として町民総合体育館に集積し、種類別に分別したうえで他の物資とともに輸送・配分する。

義援物資の受領については、寄託者に受領書を発行するとともに、保管にあたっては、寄託者名、物品名、数量等を、受付簿を作成して記入する。

### ③ 義援物資の活用

災害応急対策を実施するうえで現に不足している物資で義援物資のうち、直ちに利用できる物資は、町長に協議のうえ有効に活用する。

## 3 町の要請による県の法外援助

町長の要請による法外援助は以下のとおり。

| 区 分           | 1人世帯     | 2人世帯     | 3人世帯     | 4人世帯     | 5人世帯     | 6人以上1人<br>を増すごとに<br>加算する額 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------------------|
| 全焼<br>全壊・流失   | 13,900 円 | 17,800 円 | 26,200 円 | 31,300 円 | 39,700 円 | 5,800 円                   |
| 半焼・半壊<br>床上浸水 | 4,500 円  | 6,000 円  | 9,100 円  | 11,000 円 | 14,000 円 | 2,000 円                   |

## 4 物資の輸送

### (1) 調達した物資の集積場所

調達した物資及び供給する物資の集積場所は、町民総合体育館とする。

なお、経済対策部は、集積地に管理責任者及び警備要員を配置する。

### (2) 物資の輸送

① 町が調達した物資の輸送は、町が行う。

② 県が調達した物資の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から必要と求めたときは、町に供給する物資について知事は、町に指示する。

③ 交通途絶等により、緊急のように間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊に被災地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

④ 輸送方法は、貨物自動車等による陸所輸送を主とし、獅子島地区や孤立地区、黒ノ瀬戸大橋、伊唐大橋及び乳ノ瀬橋が通行不可能な場合は、船舶やヘリコプター等を利用する。

## 第4 燃料の確保

### 1 町の対策

(1) 町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。

また、これらの器具及び燃料を調達できないときは、必要なプロパンガスの量、必要な器具の種類及び個数を明示して、県に調達のあっせんに要請する。

(2) 町は、町庁舎、避難所、病院、社会福祉施設等防災対策上特に重要な施設又は災害応急対策車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

### 2 住民及び自主防災組織

地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

## 第 14 節 遺体の搜索、収容、処理、埋火葬

地震・津波災害により行方不明になり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬について、的確に実施するため、消防、警察機関と連携のもと対策に万全を期す。

### 第 1 遺体の搜索

#### 1 搜索対象

行方不明にある者で、次のような周囲の状況によりすでに死亡していると推定されるものとする。

- (1) 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後 7 2 時間）を経過している者
- (2) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- (3) 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

#### 2 遺体の搜索

##### (1) 行方不明者の届出

- ① 行方不明者の届出は、住民対策部（避難所では、避難所責任者。）において取り扱う。

届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、行方不明時の着衣、その他必要ない事項を聴取し、記録する。

届出のあった者については、上記の事項を記載した書面で警察に通報する。ただし、書面によって通報することが困難なときは、電話等によって連絡する。

##### ② 警察・海上保安部への届出

警察官及び海上保安官に行方不明の届出があった場合は、受理したのち町災害対策本部及び関係機関に通知連絡する。

##### (2) 遺体の搜索

遺体の搜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任に基づき町長が行う。

- ① 遺体の搜索及び収容の必要がある場合は、町長の指示により消防対策部に搜索班及び収容班を設置する。
- ② 遺体の搜索は、町及び警察、海上保安部が相互に連携し、それぞれの立場からこれを実施する。
- ③ 行方不明の搜索中に遺体を発見した場合は、町対策本部及び警察に通報するとともに身元の確認を行う。
- ④ 遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに県を通じて海上保安部及び海上自衛隊の搜索を要請する。
- ⑤ クレーン、バックホー等の建設重機は、人命救助等に有効であり、あらかじめ、所有する建設関係事業者等と搜索活動時に応援を要請する協定等を締結しておくとともに、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努める。

### (3) 搜索の事務処理

遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ① 実施責任者
- ② 遺体発見者
- ③ 搜索年月日
- ④ 搜索範囲
- ⑤ 搜索用資機材（借用関係内容含む。）の使用状況
- ⑥ 搜索に係る費用

### (4) 応援要請

- ① 搜索活動に特殊機械機具及び特殊技能者を必要とする場合は、県に要請し、自衛隊、海上保安部その他の関係機関の協力を求める。
- ② 遺体が流失などのより他の市町に漂着していると考えられるときは、県及び関係市町に次の事項を明示して搜索の応援を要請する。
  - ア 遺体が漂着又は埋没していると思われる場所
  - イ 遺体の数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣など
  - ウ 応援を求めたい人数又は船舶、器具など
  - エ その他必要な事項

## 第2 遺体の収容、処理

### 1 遺体の収容

発見された遺体は、警察及び海上保安部と協議して下記の「遺体収容場所一覧」の施設等から適切な場所を選定し収容する。

#### 【遺体収容場所一覧】

災害時の遺体収容所を下記のとおり定めるが、災害の状況により、下記の施設以外の町有施設を含め、警察及び海上保安部と協議して適切な施設を選定する。

- ・屋内ゲートボール場（鷹巣）
- ・旧獅子島小学校体育館（獅子島）
- ・汐見小学校体育館（下山門野）
- ・旧本浦小学校体育館（諸浦）

#### (1) 警察及び海上保安部

警察及び海上保安部は、遺体を発見し又は遺体を発見した通報を受けた場合は、検視等を行うものとするが、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、あらかじめ指定された検視等を行う場所あるいは、遺体収容所に搬送し検視等を行う。

#### (2) 町搜索班

町搜索班の発見した遺体も、警察及び海上保安部の検視等があるため、収容班によりあらかじめ指定された検視等を行う場所あるいは、遺体収容所に搬送する。

### 2 遺体の検視及び検案

#### (1) 検視

遺体は、死体取扱規則及び検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付する。

## (2) 遺体の検案

- ① 遺体の検案は、第 10 節医療救護活動内で定める医療救護班が、死因その他について医学的検査を行う。医療救護班がその他の活動により検案できない場合は、町内開業医に要請する。また、遺体が多数の場合は、県に協力を要請する。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を合わせて行うとともに検案書を作成する。
- ③ 検視を終えた遺体は、町の指定する安置場所※に移送し納棺する。

※遺体安置場所：屋内ゲートボール場

## 3 遺体の処理

### (1) 身元の確認

- ① 町は、警察、海上保安部及び関係機関等と協力して、行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認等により遺体の身元を識別し、遺族及び身元引受人に遺体を引き渡す。

なお、遺体の身元の識別については、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、できる限り科学的な根拠に基づいて特定する。

- ② 身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

### (2) 事務処理

遺体の処理を行った場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ① 実施責任者
- ② 死亡年月日
- ③ 死亡原因
- ④ 遺体発見場所及び日時
- ⑤ 死亡者及び遺族の氏名
- ⑥ 洗浄等の処理状況
- ⑦ 安置場所及び期間
- ⑧ 医師、警察による死体検案書
- ⑨ 遺体の処理費用

## 第3 遺体の埋火葬

### (1) 対象

町は、遺体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋葬を行うことが困難な場合並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情等により遺族等による埋葬ができない者について、応急措置として埋葬を行う。

### (2) 留意点

- ① 埋葬は、混乱期であるため応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬で行うもととするが、身元不明あるいは災害時の指導等であることから、原則火葬とする。
- ② 被災地以外に漂着した遺体のうち身元の判明しないものについては、行旅死亡人としての取扱いによる。

③ 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。

④ 身元の判明しない遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、埋葬後は各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

(3) 帳票等の整理

町は、埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類、帳票等を整理、保存する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬日支出関係証拠書類

#### 第4 応援協力要請

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合は、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村に遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、応援を要請するほか、知事にあつせんを要請する。

#### 第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、費用等については、長島町地域防災計画（一般災害対策編）第3章 災害応急対策 第1節 活動体制 第8 災害救助法の適用のとおり。

## 第 15 節 防疫，保健衛生

地震津波災害における，ごみ，がれき等の発生とともに，不衛生な状態から感染症の発生と流行を未然に防止するため，県と連携し迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに，被災者の心身の健康維持に努める。

### 第 1 実施体制

被災地の防疫活動は，町長が県又は出水保健所の指導指示に基づき実施する。ただし，町単独で実施することが困難な場合は，県又は隣接する市町及び関係機関に応援を要請して実施する。

町長は，知事の指示に基づき，住民対策部を中心とした町職員及び臨時に雇いあげた作業員による防疫班を編成する。

### 第 2 防疫活動

#### 1 消毒

町は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号，以下，「感染症予防法」という。）第 27 条及び災害対策基本法第 50 条の規定により，知事の指示に基づき，知事の定めた場所を対象として消毒を実施する。消毒は被災地あるいは避難所の状況に応じ，以下を実施する。

##### （1）床上浸水家屋

減水後に床下消毒を実施する。床・壁は，クレゾールで拭くとともに，器物は消毒する。便所の消毒では衛生上の指導を行う。

1 戸あたりの使用薬剤の基準は，クレゾール 200 g，石灰 6 kg とする。

##### （2）床下浸水家屋

減水後に汚物を除去し，清掃，通風を指示する。清掃完了後の朽木ごとに順次石灰を配付し，散布指導を行う。

1 戸あたりの使用薬剤の基準は，クレゾール 50 g，石灰 6 kg とする。

##### （3）その他の消毒

下水，避難場所の便所，井戸，その他不潔場所の消毒を実施する。

#### 2 ねずみ族・こん虫等の駆除

町は，感染症予防法第 28 条の規定による知事の指示に基づき，知事が指定する区域内を対象として，ねずみ族・こん虫の駆除を実施する。

#### 3 物件および建物

感染症予防法第 29 条及び第 32 条の規定により，感染症の発生を予防し，若しくは万円を防止するために必要な措置を講ずる。

#### 4 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は，県が行うものとされている。

町は，避難所，たん水地域，その他衛生条件が悪い地域を詳細報告するなど，県に協力する。

## 5 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずる必要がある場合は、県と連携し、臨時予防接種を実施する。

## 6 生活用水

感染症予防法第31条の規定により、知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、期間を定めてその使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合は、規定する期間中、知事の指示に従い生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

## 7 飲料水の消毒及び衛生指導

町は、給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施するとともに、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

## 8 患者などに対する措置

- (1) 町は、被災地域において感染症患者若しくは保菌者が発生した場合は、直ちに隔離収容の措置をとる。隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。
- (2) 町は、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行う。

## 9 避難所の防疫指導

- (1) 町は、出水保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民等の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。  
また、避難所の自治組織の協力を得て衛生、健康管理等の徹底を図る。
- (2) 町は、衣服を日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒と飲み等の発生防止のため、薬剤の散布を行わせる。  
また、便所、炊事場、洗濯物等の消毒、クレゾール石鹼液、逆性石鹼液等の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。

## 10 県への要請等

### (1) 県への要請

町は、防疫薬剤、貴器材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。

また、町は、甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき貿易業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

### (2) 県への報告

町は、感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、出水保健所に報告する。

### 第3 保健衛生活動

地震津波災害後、避難所での生活など生活環境等の劇的な変化・悪化により、被災者の心身への負担は大きいものがある。町は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係機関と連携し、チームでの活動を行い、必要に応じて県及び関係機関に応援を要請する。

#### 1 保健衛生ニーズの把握

町は、県及び出水保健所と連携して、以下の保健衛生ニーズを把握する。

- (1) 被災者及び災害応急対策に従事する職員等の身体的・精神的健康状態
- (2) 避難所における医療ニーズ
- (3) 避難所にいる要配慮者の数
- (4) 飲・食料の供給状態
- (5) 医療品、衛生物品、生活必需品の供給状態
- (6) 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- (7) 水道、電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- (8) 有害こん虫の発生状況
- (9) トイレ等の衛生状況

#### 2 情報の共有

- (1) 町は、避難所等の被災者の保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、上記1の情報等を速やかに収集し、県に報告するとともに、関係機関と共有する。
- (2) 町は、被災状況等により情報収集ができない場合には、県及び出水保健所に支援を要請する。

#### 3 保健衛生活動

町は、県及び出水保健所と連携して以下の保健衛生活動を実施する。

- (1) 要配慮者への保健指導及び情報提供  
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- (2) 健康相談  
避難所や仮設住宅、在宅避難者等における健康相談を行う。
- (3) 栄養指導  
避難所等を巡回し、栄養士とともに食品取扱者や被災者に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合は、県又は隣接市町に応援を要請する。
  - ① 要配慮者に対する栄養・食生活指導
  - ② 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言
- (4) 健康教育  
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活習慣病予防等の健康教育を行う。特に、避難所生活におけるエコノミークラス症候群の予防には、「予防体操」などを活用して十分配慮する。
- (5) 家庭訪問  
仮設住宅、在宅避難者等の家庭訪問を実施する。

#### 4 食品衛生

町は、食品衛生監視員による被災地営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）調査の実態を把握し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等による衛生指導を行うなど適切な措置を講ずることによって、被災者に安全で衛生的な食品を提供するよう次のような監視塔を行う。

##### （１）臨時給食施設

県及び関係機関と連携を密にし、施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

##### 重点指導事項

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器器具の消毒
- ③ 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- ④ 原材料及び食品の検査

##### （２）営業施設

##### 重点監視事項

- ① 浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導する。
- ② その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康状態について指導すること。また、汚水により汚染された食品および停電により腐敗及び変敗した食品が提供されないように指導する。

#### 第４ ペットの管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危険防止に対応するため、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

##### 1 町の活動

- （１）被災動物の把握
- （２）飼養されている動物に対する餌の配給
- （３）危険動物の逸走対策
- （４）被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保
- （５）被災動物救護所の設置場所あつせん
- （６）被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発
- （７）災害視した動物の処理
- （８）その他の動物に関する相談等

##### 2 住民等の活動

- （１）被災動物の一時保護、応急処置、通報
- （２）獣医師（ボランティア等）による負傷動物の治療
- （３）危険動物の逸走対策
- （４）ボランティアによる被災動物救護所の管理及び運営
- （５）その他町等への協力

## 第5 獣畜及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛，豚，馬，山羊等）及び家きんの処理は，原則として飼養者等が行うものとし，これが困難な場合は，町は，県と協力体制を確立し，衛生的処理に努める。

### 1 町の活動

- （1）飼養者等から要請があった場合は，処分方法を指導し，処理場所の確保について近隣住民への協力を依頼する。
- （2）処理場所の確保について，町単独での確保が困難な場合は，県に協力を要請する。

### 2 飼養者等の活動

- （1）処理場所を確保し，獣畜の処理については，出水保健所の許可を受ける。
- （2）処理場所を確保できないときは，町へ協力を依頼する。
- （3）処分方法及び公衆衛生上必要な措置について，出水保健所及び町の指導を受け，適正に処理する。

## 第 16 節 障害物の除去，がれきの処理

地震津波災害では，道路，河川等に土砂やがれき等が堆積し，応急対策や復旧活動をするうえで障害となることが想定されるため，救助・救出など人命第一の活動の妨げとならないようこれらの障害物を除去し，災害拡大の防止と的確な災害応急対策をとる。

### 第 1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象は，次の場合に実施する。

- 1 住民等の生命，身体及び財産の保護のため，速やかに除去を必要とする場合。
- 2 避難，消火等，緊急に応急対策を実施するために除去を必要とする場合
- 3 交通の安全及び輸送の確保に除去を必要とする場合
- 4 河川の氾濫，護岸の決壊等の防止，その他水防活動実施のために除去を必要とする場合
- 5 その他公共的立場から除去が必要と認められる場合

### 第 2 除去の実施機関等

- 1 災害応急対策の実施に必要な障害となる工作物等の除去は町長が行う。
- 2 水防活動実施に必要な障害となる工作物等の除去は水防責任者が行う。
- 3 道路・河川等にある障害物の除去はその道路・河川等の維持管理者が必要に応じて行う。
- 4 津波による浸水等により住居あるいはその周辺に運ばれ，これを除去する以外に居住の方法がないと認められる障害物の除去は町長が行う。
- 5 町単独で対処できないときは，他市町又は県にこれらの実施又は必要な要員，資機材の応援を要請する。
- 6 その他，施設敷地内の障害物の除去は，その施設敷地内の所有者若しくは管理者が行う。

### 第 3 除去の実施方法

小規模な障害物等の除去は，住民対策部で対応するが，障害物等の規模と範囲の状況によっては，町内建設業者等の協力を要請する。

また，除去に有する人員が不足する場合は，町内建設業者等からの供給を受けるとともに，必要に応じ地区住民に協力を要請するほか，県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

#### 1 優先除去対象

次の障害物については，優先的に除去の対象とする。

- (1) 緊急輸送道路の啓開について，車両の通行を妨げる障害物
- (2) 河川氾濫等の二次災害防止のために除去が必要と認められる障害物

#### 2 使用資機材

町有する応急対策器具等を用いて障害物を除去するほか，町内建設事業者や個人が所有する重機・トラック等を有効に活用しつつ実施する。

## 第4 障害物等の除去の実施

### 1 集積場所

除去した障害物等の集積場所は、それぞれの実施責任者が考慮するが、おおむね次の場所に集積、保管する。

- (1) 実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所とし、住民等の生命、身体及び財産に被害を与えない場所とする。
- (2) 除去した障害物等を保管する場合は、その保管する工作物等に対応する適当な場所で、盗難等の危険のない場所とし、保管日から14日間はその工作物名等を公示する。
- (3) 集積場所は、想定される障害物等の推量、性質等及び重機・トラックの活動状況等を考慮して、あらかじめ定めた災害時利用空地※等の中から選定する。
- (4) 集積場所が、災害時利用空地で不足する場合は、国、県の管理地又は民有地について、所有者等の同意を得て一時借り上げるなどの措置をとる。

#### ※災害利用空地

旧本浦小学校校庭（諸浦）

旧獅子島小学校校庭（獅子島）

松ヶ平海水浴場駐車場、浦底港、火ノ浦港、二本松グランド

蔵之元港舟津平、潟港、文化ホール下駐車場、小浜港

### 2 除去の実施

#### (1) 最終処分地

障害物等の最終処分地の確保は、原則として町が行う。困難な場合は県と協議して確保する。

#### (2) 搬入制限

災害の規模が甚大で大量の障害物等が発生する場合は、無秩序に障害物等を持ち込まないように、集積場所への搬入許可書等を発行するなどして、計画的に搬入するようにする。

#### (3) 障害物等の分別

障害物等の集積にあたっては、適切な分別を行って可能な限りリサイクルに努める。また、リサイクル技術者の派遣や業者の選定等について県と協議する。

また、関係機関や住民等に十分な分別を呼びかけ、障害物等の適正な処理に努める。

#### (4) 処理計画

町は、復旧・復興が効果的に行われるようにするために、その計画を考慮したがいき等の処理計画を明らかにし、円滑な処理を実施する。

## 第5 生活障害物等の除去

町は、地震等によって、土石、土砂、竹木等が日常生活に欠かすことのできない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がないと認められたとき、又は自らの資金では障害物の除去ができないと認められたとき、被災者の生活を保護するため、厚生労働大臣が定める1世帯当たりの金額を限度として、生活障害物の除去を行う。

## 第 17 節 廃棄物及びし尿処理

地震津波災害時において、処理施設等が多大な被害を受け稼働不能の場合に、被災地の環境衛生保全のため、廃棄物、し尿等の処理及び環境モニタリング等を行う。

### 第 1 基本方針

被災地における廃棄物、し尿等の処理は町が行う。

災害が一部地域に限定される場合は、あらかじめ定めた収集体制と応援体制によって収集するが、被害が全町に及ぶ場合は、主要幹線沿いや避難所等の重点収集とする。

また、被害が甚大で、町単独での処理が困難な場合は、県、関係機関及びその他市町に応援を要請するなど必要な措置を講じる。

### 第 2 廃棄物処理

#### 1 収集場所

住民対策部は、通常の収集場所に加え、主要幹線沿いや避難所等に仮設のごみステーションを設置する。なお、道路の通行状況等により通常の収集場所での収集が困難な地域では、仮設のごみステーションの設置と、通常のごみステーションへの排出の禁止等を住民等に十分周知する。

#### 2 分別排出

住民対策部は、処理施設の機能に障害を与えないよう、廃棄物の分別排出について、住民等に次のことを徹底する。

- (1) 可燃物優先
- (2) 分別排出の周知
- (3) 避難所運営管理チームへの指導
- (4) 定期的な消毒
- (5) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物の排出規制

なお、できる限り速やかに生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物の収集体制の確立に努める。

#### 3 廃棄物の仮置き

災害時には、粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると想定されるが、一時期の処理場への大量搬入はその処理が困難となる。必要に応じて、環境保全に支障のない仮置き場を指定※し、暫定的に積み起きするなどの措置を講じる。その際、産業廃棄物が持込まれたり、衛生害虫が発生しないよう仮置き場の管理を徹底する。

##### ※仮置き場の指定

廃棄物の仮置き場は、災害時利用空地のなかから、がれき等の集積地として使用しない場所から指定する。

#### 4 収集・運搬

住民対策部は、収集・運搬委託業者及び許可業者の車両及び作業要員を総動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬にあたるが、被害甚大等により収集・運搬が困難な場合は、運送業者、建設業者等の車両を借上げて、迅速かつ的確な収集・運搬に努める。

#### 5 廃棄物の処分

廃棄物は最終処分場で処理するが、処分場の容量に余裕がなかったり、被害を受けて使用が困難な場合は、代替処分地を確保して処分を行う。

代替施設の選定にあたっては、候補地を数地区選び、搬入路の状況、容量、工事費、閉鎖後の管理の難易度等を考慮して、県と協議して選定する。

#### 6 応援要請

町は、被災地における環境保全の重要性を考え、廃棄物処理にあたり平常作業員及び臨時雇用並びに消防団員等による応援体制を確立し、また、必要に応じて県及びその他市町等に人員及び車両等の資機材の応援を要請する。

### 第3 し尿処理

地震津波災害では、上下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

#### 1 し尿処理の方法

ライフラインの被災に伴い、し尿処理が困難となることが予想される。以下にし尿処理の方法を示す。

(1) 水を確保することによって、できる限り水洗トイレを使用できるようにする。

避難所では、学校のプール、河川等で確保した水を利用し、水洗トイレの使用を図る。家庭、事業所においても、河川や井戸等を利用して水洗トイレの使用を図る。なお、平素からの汲み置き等の推進による水の確保を図る。

(2) 便槽付の仮設トイレを早急に設置する。

#### 2 発災直後の対応

(1) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民等に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

(2) 水道施設の被災状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。

(3) 速やかに上下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民等に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

#### 3 仮設トイレ

町は、地震津波災害により、上下水道施設、電力施設等のライフラインが被害を受けた場合は、その被害の状況に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

(1) 設置場所

避難所のほか、ライフラインの被害状況によって水洗トイレの使用が不可能な在宅被災者を考慮して、必要に応じて公民館等の拠点に設置を行う。なお、設置後はこれを避難所避難者及び在宅被災者等に周知する。

(2) 設置基準

避難所における仮設トイレの設置数は、避難所避難者及び在宅避難者100人に対し1基とする。

(3) 調達・確保

仮設トイレの設置必要数に対して町内備蓄数が不足する場合は、流通在庫により調達するとともに、県及びその他市町に借上げ等の措置を要請する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、段差がなく、便座に座れるトイレ及びオストメイト対応トイレを使用する。

(5) 携帯トイレの配布

トイレが使用できない場合に備えて、避難所で携帯トイレを配付する。  
なお、使用済み携帯トイレは、通常の燃えるごみとして処理することができる。

#### 4 し尿処理

(1) し尿の収集・運搬

- ① 町は、仮設トイレの設置状況や使用可能なトイレの状況等を把握し、収集体制を整備する。
- ② 町は、し尿の収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先してし尿の収集・運搬を実施する。
- ③ し尿の収集は、避難所や公民館等の拠点に設置された仮設トイレ、医療機関、その他公共施設などを優先して収集する。

(2) し尿の処分

収集したし尿は、し尿処理施設で処分する。

#### 5 応援要請

町は、し尿の収集運搬及び処理について、町単独で措置することが困難な場合、又は施設等が被災により使用することができない場合は、県を通じて、他の市町にし尿の収集・運搬及び処理について、作業人員や収集車両の借用、し尿の処理等を要請する。

## 第 18 節 被害調査（り災証明）

災害における被害状況の現地調査は、災害対策を行ううえでの基礎資料となるもので、迅速かつ的確な対応が求められる。

町は、災害の種別や規模等により、関係機関の協力を得るなどして、災害発生後速やかに被害の調査を行う。

### 第 1 被害状況の現地調査

#### 1 被害の現地調査

町は、経済対策部及び消防対策部を中心として被害調査班※を編成し、発災後安全の確保ができた速やかにおおむね次の区分により被害の現地調査を行う。

※被害調査班

人的被害調査班…班長：総務対策部長，班員：消防対策部，住民対策部

物的被害調査班…班長：経済対策部長，班員：経済対策部，経済対策部

##### （1）人的被害

- ① 死者
- ② 行方不明者
- ③ 負傷者

##### （2）物的被害

- ① 住家（全壊，半壊等の区分）
- ② 住家以外の建物
- ③ 公共建築物

#### 2 被災現場と災害対策本部との連絡調整

災害応急対策を実施する担当者は、被災現場での目視あるいは被害調査班の調査した被害写真などにより、調査した状況を災害対策本部に報告し、集約した町内全般の被害状況について、必要に応じて関係機関に報告する。

### 第 2 り災証明

#### 1 り災台帳の整理

総務対策部は、災害対策本部で集約した現場調査及び関係機関からの調査報告をもとに、災害現場を確認のうえ、固定資産台帳及び住民基本台帳から世帯毎の罹災台帳を作成し、被害区分判定調査などの調査結果に基づき必要事項を登録し、り災証明交付の基本台帳とする。

#### 2 り災証明の発行

税務対策部は、り災証明窓口を設置し、被災者からの交付申請に対し、被害状況調査及びり災台帳の記載に基づき速やかにり災証明を発行する。

### 第3 町税等の減免等

#### 1 町税等の減免

税務対策部は、地方税法及び町税条例に基づき、町税の減免について納税義務者に対して手続きを勧告するなど、適切な措置を講ずる。

#### 2 町税等の徴収猶予

地方税法第15条に定める町税の徴収猶予に関しては、納税義務者の申請に基づき被災状況を考慮の上適切な措置を講ずる。

## 第 19 節 社会秩序の維持

地震・津波災害に際しては，多数の住民等が生命又は身体に危害を受け，あるいは住居や家財等の財産が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため，町，県及び県警察等の公共機関は，関係機関，団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

### 第 1 鹿児島県警察の行う対策

鹿児島県警察は，災害時における住民等の生命，身体及び財産を保護し，又は被災地の治安を維持するため，関係機関と協力しておおむね次に掲げる活動を行う。

#### 1 警察相談窓口の開設

県警本部及び警察署に，警察安全相談窓口を設置して，住民等の心配や要望等の相談に応じ，事案によっては町その他県警機関と連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

#### 2 臨時交番の設置

犯罪予防その他被災地の治安を維持するため，臨時交番を設置し，又は移動交番車両を配置する。

#### 3 防犯パトロールの実施

被災地域，避難所，仮設住宅，食料・生活必需品の備蓄倉庫，金融機関，公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

#### 4 犯罪の取締り

地震・津波災害の発生に伴う暴利販売，買占め，売惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯，詐欺事犯，凶悪事犯，粗暴事犯，暴力団の民事介入暴力事犯，窃盗事犯などの取締りを行い，住民等の不安を軽減するとともに，社会秩序の混乱を防止する。

#### 5 地域安全情報等の広報

地域住民に対し，地域安全情報の提供を行うとともに，流言飛語等が横行した場合は，正しい情報の伝達等を適宜行い，住民等がとるべき措置等について呼びかけを行うなど，被災者が安心して生活できるよう努める。なお，その際には，視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

### 第 2 町の行う対策

#### 1 生活物資の価格，需要動向，買占め，売惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需要状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ物価の安定を図るための施策を実施する。

#### 2 県に対する要請

町は，町の地域の社会秩序の安定を維持するために必要があると認めたときは，県に対し応急措置又は後方の実施を要請する。

## 第 20 節 ボランティアとの連携

大規模な災害の発生時には、様々な援護を必要とする被災者が増大することが想定され、町内外から参加するボランティア・NPO 法人等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、町では、ボランティアの善意を被災者のニーズに的確かつ効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備する。

なお、医療、斜面判定、応急危険度判定など、専門的な知識を要するボランティアについては、各対策部で要請する。

### 第 1 町災害支援ボランティアセンターの設置・運営

町は、大規模災害の発生時において、災害ボランティアを受入れ、その活動を支援するため、町社会福祉協議会と連携し、「町災害救援ボランティアセンター」を設置する。

#### 1 設置場所

町災害救援ボランティアセンターは、町社会福祉協議会に設置する。

#### 2 運営

町災害救援ボランティアセンターは、町災害対策本部（住民対策部）と連携し、災害救援ボランティアコーディネーターの協力を得て、社会福祉協議会が運営する。

#### 3 自己完結

一般ボランティア活動に係る移動、食料、宿泊等については、ボランティア本人が準備することを原則としている。

#### 4 任務

町災害救援ボランティアセンターの任務は、次のとおりとする。

##### （1）ボランティア活動に係る情報収集

町、県及びボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災者の避難、必要物資等の被災状況やボランティアによる救援活動状況、ボランティアニーズ状況等を的確に把握し、ボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を図る。

##### （2）情報提供窓口の開設

被災地の状況や活動状況等を、ボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を設置する。

##### （3）募集

ボランティアニーズを把握し、不足すると考えられる場合においては、ボランティア参加者の募集を行う。

##### （4）活動グループ等の整備

機能的、効果的な活動が行われるよう、ボランティア活動参加者のニーズを把握し、活動グループの編成などを行い、活動体制の整備を行う。

(5) 報道機関への情報提供

情報提供及びボランティアの活動関係の広報，参加者の募集等は，総務対策部を通じて報道機関に提供する。

5 町の活動

(1) 職員の派遣

町は，町災害救援ボランティアセンターと密に連携してボランティアの活動を支援するため，住民対策部の職員を派遣する。また，必要に応じて，連絡調整のための職員を受入れる。

(2) 情報の提供

避難の状況・避難所の開設状況，ライフラインの復旧状況や交通規制の状況，災害応急対策の状況など，ボランティア活動に必要な情報について，適宜，的確に町災害救援ボランティアセンターに提供する。

(3) ボランティア・NPO 等の独自の活動拠点の設置

ボランティア・NPO 等が被災地若しくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には，町災害救援ボランティアセンターと調整のうえ設置場所を提供に努めるとともに，情報の提供に努める。

(4) 活動資機材等の確保

ボランティア活動に必要な各種資機材等については，町災害救援ボランティアセンターと相互に協力し，被災地及び被災者の状況等を勘案して確保に努める。

(5) 施設等の提供

必要に応じて，町災害救援ボランティアセンター設置のための施設を提供するとともに，活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設を提供する。

6 ボランティア・NPO 等の受入・配置

ボランティア・NPO 等の受入は，町災害救援ボランティアセンターで行い，被災地や被災者のニーズとミスマッチすることがないように留意しながら，ボランティアの善意を的確かつ効果的に活かせるよう，その専門性や特殊性に配慮して適切に配置する。

第2 ボランティアの活動

1 一般ボランティアの活動例

資格や経験などに応じて次のメニューを中心として一般ボランティアの派遣を行う。

- (1) 救護救援活動，救援物資の搬入，仕分け及び配布等
- (2) 住居内の清掃・片付け作業
- (3) ボランティアセンター支援
- (4) 給食・炊き出し，給水活動
- (5) 心のケア
- (6) 要配慮者の支援
- (7) 手話通訳，要約筆記
- (8) 幼児・子供のケア
- (9) 理容・美容
- (10) その他の事項

## 2 専門ボランティア

専門ボランティアの要請，受入，連絡・調整等については，各対策部で対応する。

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 応急危険度判定            | 経済対策部  |
| (2) 被災宅地危険度判定，急斜面危険度判定 | 経済対策部  |
| (3) 医師，看護師，要介護者への介護等   | 住民対策部  |
| (4) 被災者の健康管理やカウンセリング   | 住民対策部  |
| (5) 児童生徒等の健康管理やカウンセリング | 教育対策部  |
| (6) 外国人に対する通訳          | 住民対策部  |
| (7) その他専門的な知識や資格を要する活動 | 各関係対策部 |

## 第 21 節 ライフラインの応急復旧

ライフラインの復旧は、災害応急対策や他機関の復旧作業及び民生の安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、ライフラインに復旧にあたっては、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所などの重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

### 第 1 水道施設

#### 1 水道施設の応急復旧体制

町は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、1日も早く給水施設を通じて給水できるようにするため、あらかじめ、災害時における応急復旧工事の協力に関する事項を、協定の締結を含め町内管工事業者等と協議しておくとともに、近隣市町と応援協定を締結するなど、迅速かつ的確な応急復旧体制の確立に努める。

#### 2 応急飲料水、生活用水の給水

その他、応急給水、水道施設の復旧に関することは、第 12 節給水で定める。

### 第 2 電力施設

電力事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期すこととしている。

町は、電力事業者と連携し、電力事業者が実施する電力施設の応急復旧に協力するとともに、停電による社会的不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況等について広報活動する。

なお、川内原子力発電所施設における原子力災害対策については、長島町地域防災計画原子力災害対策編に定めるところによる。

#### 1 電力事業者

##### (1) 応急工事

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

##### (2) 設備の復旧

災害状況、被災状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧の効果の大きいものから実施する。

##### (3) 優先送電

防災上の重要となる施設※に対しては優先的に送電する。

※防災上重要となる施設

人命に関わる施設、災害対策の中核となる施設、避難所との他

##### (4) 応援隊の編成

被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は電力会社他支店あるいは工事会社等の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。

## (5) 広報

被害状況及び復旧見通し等について広報するほか、電気による二次災害を防止するため、次の事項について注意喚起する。

- ① 避難するときはブレーカーを必ず切る。
- ② 垂れ下がった電線には触れないなど、感電事故の防止。
- ③ 冠水した屋内配線、電気器具等は使用しないなどの漏電等による出火防止。
- ④ 電気器具のコンセントを抜く。

## 2 町の活動

### (1) 協力応援

電気供給施設の被害が甚大で、電力供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力する。

### (2) 住民への周知

#### ① 二次災害の防止

漏電による火災の発生などの二次災害を防止するため、上記(5)広報について、町でも住民等へ周知する。

#### ② 異常の通報

電力設備について、次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給機関事業所又は災害対策本部に通報するよう周知する。

- ア 電線が切れ地面へ垂れ下がっているとき。
- イ 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触れているとき。
- ウ 電力施設から、火花、音響、煙等が出ているとき。
- エ 電柱が傾斜又は倒壊しているとき。

## 第3 ガス施設

地震により LP ガス事業所に被害があった場合は、速やかに被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止し、早急に応急復旧を行い、被災地に対する LP ガス供給を確保する。

### 1 鹿児島県 LP ガス協会北薩支部（長島）

#### (1) 対策要員の確保

地震津波災害により被害が発生した場合、又は被害が発生するおそれがある場合には、非常体制を設置し、あらかじめ定められた対策要員を確保する。

また、町内のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合は、北薩支部及び他支部からの応援を要請する。

#### (2) 資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を速やかに確保する。

#### (3) 応急措置

復旧に従事する者の安全の確保に配慮したうえで、可能な限り迅速かつ適切に機器等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。また、漏洩等による被害の拡大のおそれがある場合は、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### (4) 復旧計画

被災による被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。また、避難所、医療機関、要配慮者施設等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧するよう計画立案する。

#### (5) 広報

安全点検を実施し、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

広報は、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて行うほか、必要に応じて町と連携して直接被災地へ周知する。

## 2 町の活動

### (1) 協力応援

LP ガス事業所の災害による重大な被害について、関係機関から災害応急対策について応援要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。

### (2) 住民への周知

LP ガス協会と連携して、復旧状況等を住民等に周知するほか、LP ガス機器等に異常を発見した場合は、LP ガス販売事業所、鹿児島県 LP ガス協会北薩支部又は災害対策本部に通報するよう周知する。

## 第4 通信施設

地震により、通信施設に被害があった場合は、速やかに被害状況を把握し、二次災害に発生防止、情報通信網の確保をするため、早急に応急復旧を行い、迅速な機能回復を図る。

### 1 通信事業者

#### (1) 情報伝達

情報伝達体制を確立するとともに、気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。

#### (2) 防災関係機関等との連携

災害応急対策が円滑かつ適切に実施されるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。

- ① 災害に関する情報の提供及び収集
- ② 災害応急復旧及び災害復旧
- ③ 資機材及び物資対策
- ④ 交通及び輸送対策

#### (3) 応急復旧

通信施設等に被害を受けた場合は、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関等の通信の確保を最優先して行う。また、伝送路に障害が発生した場合は、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。

#### (4) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送などのライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資機材の緊急輸送などを確保する。

(5) グループ会社等との連携

グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の運用

家族等との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置をとる。

(7) 特設公衆電話の設置

避難所等に、特設公衆電話を設置する。

## 2 町の活動

(1) 協力応援

通信施設の災害による重大な被害について、通信事業者から災害応急対策について応援要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。

(2) 住民への周知

通信の疎通状況、利用制限の措置及び被災した通信施設等の復旧状況、特設公衆電話の設置状況等を、通信事業者と連携して住民等に周知する。

## 第5 郵便事業者

郵便事業者は、災害時においても郵便物の送達の確保、郵便局の窓口業務の維持など、各種の郵便事業の運営維持に努めることとしている。

町は、避難所に避難した住民等にも郵便物を送達できるよう、郵便事業者と連携し、避難者情報の共有手段の確保に努める。

## 第 22 節 公共・土木施設等の応急復旧

町は、公共・土木施設等における復旧対策のため、発災後直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被災状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかな応急復旧を行う。

また、引き続きおこる強い揺れあるいは降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を行うこととし、その危険性が高いと判断された個所については、関係機関や住民等に周知するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するとともに、住民等の安全の確保のため、避難の指示等の措置をとる。

### 第 1 公共施設等

#### 1 応急対策の基本方針

地震津波災害時において、公共施設や公共空地における被害の軽減及び応急復旧又は施設等の有効利用のための基本方針は次のとおりとする。

##### (1) 来場者等の安全確保

施設管理者は、来場者等の安全確保、情報の提供、応急救護、避難誘導を的確に行い、必要に応じて近隣の避難所等に誘導する。

##### (2) 被害の把握

施設管理者は、発災後直ちに施設の被害状況を調査し、町長に報告する。

##### (3) 応急対策の実施

施設管理者は、所管対策部の指示により、施設の応急対策業務に従事する。

##### (4) 施設等の有効利用

町は、報告された施設等の被害状況をもとに、時系列でニーズが変化する空地及び施設の応急利用の円滑化を図る。

#### 2 応急対策

##### (1) 発災後の措置

地震津波災害発生時における、不特定多数の来場者がある公共施設又は公園・グラウンド等の公共空地の施設管理者等が行う緊急措置は次のとおりとする。なお、次の措置を実施した後は、所管対策部の指示により災害応急対策業務に従事する。

###### ① 安全の確保

あらかじめ定められた避難場所に、来場者等を誘導し一時避難させる。

###### ② 情報提供

テレビ、ラジオ等や災害対策本部からの情報を来場者等へ提供し、不安の解消に努める。

###### ③ 応急救護

来場者及び職員等が負傷した場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて近隣住民や消防団の協力を得て医療機関等へ搬送する。

###### ④ 避難誘導

施設及び周辺における被害状況に応じて、近隣の避難所や長期滞在できる避難場所等へ誘導する。

④ 被害状況の把握

発災後直ちに施設の被害状況を調査し、町長に報告する。

3 公共施設及び公共空地の有効利用

町は、各対策部から報告された各施設等の被害状況を把握し、災害応急対策に必要な施設等の需要調整を行う。

**第2 道路施設**

町及び道路管理者は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置をとる。迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋等の設置など早急に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

**第3 海岸保全施設**

町及び海岸管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ措置を講じる。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

**第4 河川管理施設**

町は、堤防や護岸の崩壊等について浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じる。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

**第5 砂防等施設**

町及び砂防等施設の管理者は、砂防等施設の巡回を行うほか、砂防ボランティア等による現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害状況を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、引き続きおこる強い揺れや降雨に伴う土砂災害等の二次災害が発生するおそれがある場合は、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努めるとともに、細胞等施設が損壊したり、二次災害の恐れがある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能回復に努める。

なお、住民等の避難等が必要な場合は、速やかに町に状況の連絡を行い、避難の指示等の措置を講じる。

**第6 治山等施設**

町及び治山等施設の管理者は、施設の巡回や施設が設置された森林の所有者の情報等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、引き続きおこる強い揺れや降雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれ

がある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努めるとともに、治山等施設が損壊し、二次災害の恐れがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。

## 第7 港湾施設

町及び港湾管理者は、地震後早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等の必要な措置を講じる。

また、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点として重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

## 第8 漁港施設

町及び漁港管理者は、地震後直ちに漁港施設の調査を行い、被害状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。

また、漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等による船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物の除去等に努める。

なお、漁港施設は、震災後の緊急物資輸送拠点として重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧・本復旧工事等を効率的に行い、海上輸送の確保に努める。

## 第9 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

### 1 被害状況の把握

町庁舎等の施設管理者は、地震発生後早急に管理する施設及び設備について点検し、被災状況を確認する。

### 2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災関係機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

### 3 情報システム

町は、地震災害時の情報システムの確保対策として、速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。情報システムに障害が生じた場合は、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

## 第 23 節 住宅対策

地震津波災害の発生により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損個所の修理ができない者に対して、破損個所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

### 第 1 応急危険度判定

地震津波により、建築物等が被害を受けたときは、引き続きおこる強い揺れ等による人的被害の発生や被害の拡大などの二次災害を防止するとともに、従前の住宅の利用を促進するため、被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を実施する。

#### 1 被災建築物応急危険度判定

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に「応急危険度判定本部」を設置するとともに、その旨を県に報告する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に判定実施の支援要請を行い、可能な限り速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、「自宅避難」「避難継続」「応急修理」等の対策を所有者及び使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

#### 2 被災宅地応急危険度判定

町は、被災宅地応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に「応急危険度判定本部」を設置するとともに、その旨を県に報告する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に判定実施の支援要請を行い、可能な限り速やかに被災宅地の応急危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起をするとともに、遅延なく応急危険度判定本部に報告する。

#### 3 危険度判定士の要請

町は、応急危険度判定の必要性を検討し、必要と認めた場合は、県に対して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の参集を要請する。

また、町は、応急危険度判定士を輸送するための車両（自転車、オートバイを含む。）を確保する。

#### 4 判定作業の準備

町は、応急危険度判定の実施を決定し、県に判定士の参集を要請した場合は、判定が円滑に行われるよう、判定作業実施までに次の準備を行う。

- （１）判定街区の割り当て及びマップの作成
- （２）判定士受入名簿と判定チームの編成
- （３）判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定に係る備品

## 5 判定の対象

判定作業は、民間建築物等及び宅地を対象に外観目視点検調査を行い、3段階※に区分し判定する。

※3段階…危険，要注意，調査済

## 6 判定の標示

判定士は、判定結果を、判定標識の基準に従い建築物の入口又は外壁等及び当該宅地の見やすい位置に表示する。

## 7 処理

町は、応急危険度判定の結果を集計のうえ、町長に報告する。

# 第2 応急住宅対策の実施機関

被災者に対する応急仮設住宅及び応急修理等の応急住宅対策の計画の策定と実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき町長が実施する。

# 第3 被害調査

## 1 被災家屋調査

町は、被災者支援施策を実施するため必要な被害家屋の調査は内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」第1編に基づき実施する。なお、火災による被害については、消防が実施する。

### (1) 事前準備

町は、被災状況の把握や応急危険度判定の判定結果を参考にして調査区割りを行うとともに、次の事前準備を行う。

- ① 調査員及び調査備品などの確保
- ② 調査員の事前研修及び打合せ
- ③ 被災家屋調査の住民等への周知

### (2) 第一次調査

町は、被災家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

### (3) 第二次調査

町は、第一次調査の結果を受けた被災者から再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部立入による詳細な調査を実施する。

### (4) 災台帳の作成

町は、被災家屋調査の判定結果と家屋データ等を集積したり災台帳を作成し、罹災証明交付の基本台帳とする。

### (5) 被害認定基準

住家被害の認定基準は、第5節被害情報の収集・伝達、「災害報告の判断基準」による。

## 第4 応急仮設住宅の建設

町は、災害によって住宅を失ない、自らの資力では住居の確保ができない被災者を応急仮設住宅に入居させることで居住の安定を図る。

### 1 応急仮設住宅の建設実施者

応急仮設住宅の建設は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事がこれを行うが、災害の状況等により救助を迅速に行う必要がある場合その他必要と認める場合は、知事はこれを町長に委任することができる。災害救助法が適用されない場合も、町長は災害救助法に準じて行う。

また、町単独での処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

### 2 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保することができない者で、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊または流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自ら住家を確保できない者

### 3 入居者の募集・選定

#### (1) 入居者の募集計画

入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として当該市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村間で調整する。

住宅の割り当てを受けた市町村は、当該市町村の被災者に対し入居の募集を行う。

なお、入居の募集は、避難所生活世帯に入居の意向調査等を行う。

#### (2) 入居者の選定

入居者の選定は、高齢者、障害者等の要配慮者やひとり親世帯等の優先を原則として、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ実態を踏まえ認定し入居させる。

#### (3) 必要戸数

入居者の選定により算出された必要戸数から、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅により確保される応急住宅数を減じ建設戸数を決定する。

#### (4) 建設場所の確保

原則として公有地とするが、公有地のみでは建設場所が不足する場合は、無償で提供を受けられる企業等の民有地から確保するが、災害の規模及び種別等に応じ県と協議しながら次のことに留意して適当な空地に建設する。なお、町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設候補地※を確保しておく。

- ① 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。
- ② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

#### ※応急仮設住宅建設候補地

旧幣串小学校校庭，獅子島小中学校校庭（獅子島）

旧本浦小学校校庭（諸浦）

伊唐小学校校庭（伊唐）

太陽の里広場，総合町民体育館駐車場，長島高校跡地，平尾小学校校庭

川床コミュニティグラウンド，二本松グラウンド（田尻），田尻小学校校庭

城川内グラウンド，指江グラウンド，文化ホール下駐車場

#### （５）建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する仮設住宅１戸当たりの規模は， $29.7\text{ m}^2$ を基準とし，その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。なお，町長が実施する場合もこの基準に準ずる。

建設にあたっては，日常的にケアを必要とする高齢者，身体障害者等及びその家族に対して，平屋建て，バリアフリーなど，日常生活の送りやすさに配慮した応急仮設住宅を建設し，優先入居に努める。

#### （６）資材の調達

##### ① 組立式住宅

組立式住宅の提供，建設に関する（一財）プレハブ建築協会等との協定に基づき，迅速な仮設住宅の確保に努める。

##### ② 木造応急仮設住宅

木造応急仮設住宅に必要な資材の供給の要請を鹿児島県森林管理署を通じ九州森林管理局に行い，資材の供給を受ける。

建設については，建築関係団体等の協力を得て行う。

#### （７）期間

##### ① 実施期間

原則として，発災後２０日以内に着工する。

##### ② 入居期間

応急仮設住宅への入居期間は，工事が完了した日から２年以内とする。

#### （８）応急仮設住宅の運営管理

町は，各応急仮設住宅の運営管理を行う。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤立や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

## 第５ 応急住宅の確保

### １ 県営住宅

県は災害発生時において，県営住宅の空き家の確保に努めるとともに，他の地方公共団体に空家の提供を求め，災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合は，公営住宅の入居（公営住宅法第２２条第１項の規定に基づく特定入居又は地方自治法第２３８条の４第７項に基づく目的外使用）について，最大限の配慮を行う。また，災害により住家を滅失した者が，特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合は，特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第７条第３項の規定に基づく入居）について，最大の配慮を行う。

## 2 公営住宅の一次提供

町は、町営住宅の空き部屋及び県が提供する県内及び近隣県の公営住宅の空室状況に応じて、応急仮設住宅入居対象者を基準として割り当てる。

## 3 民間アパート

町は、応急仮設住宅の建設に代えて、応急仮設住宅建設費用の範囲内で民間アパート等の民間所有施設を借上げることによる応急住宅を設置することを県と検討する。

## 4 帰省・疎開の推奨

町は、姉妹都市や協定締結市町をはじめとして全国の自治体に公営住宅の空き家情報の提供を求め、出身地等への帰省や疎開を県と奨励する。

## 5 相談窓口の設置

町は、各避難所との協力のもと、被害調査の再申請、住宅の応急修理、応急仮設住宅等への入居などの応急住宅対策関連の相談、申請を受付ける専門の窓口を設置する。

# 第6 住宅の応急修理

## 1 実施者

町は、災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の委任を受けた町長が行う。また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

また、町単独で処理不可能なときは、近隣市町、県、国その他関係機関に応援を得て実施する。

## 2 応急修理の実施

### (1) 修理の実施

建築関係団体（町建友会等）との協定を活用し、応急修理業者を確保する。

### (2) 資材の調達

木造住宅等の修理に必要な資材の供給の要請を、鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。

## 3 応急修理部分

応急修理の部分は、屋根、居室、台所及び便所などの日常生活上欠くことのできない部分で必要最低限のものに限られる。

## 4 修理期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

## 第 24 節 文教対策

地震・津波災害時は、多数の幼児、児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校等施設は、避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。児童生徒等の安全を確保し、できる限り早期に応急教育を実施するための教室や教材を確保する。

### 第 1 園、学校における幼児、児童・生徒等の安全確保

地震・津波災害時は、園、学校（以下、「学校等」という。）関係者及び防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期す。

#### 1 学校等における応急対策

地震・津波災害は、いつ、どこで発生するかわからないことから、不測の事態に際しても万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって備えておくことが重要である。

このため、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアル及び応急教育計画等を平素から定めておき、計画に沿った防災訓練や避難訓練を継続的に実施し、計画等の実効性を検証し、適宜修正する。

また、学校等施設を避難所として指定する町や自主防災組織等の指導・協力のもと、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

##### （1）防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では、日頃から災害に備え教職員等の役割の分担、相互の連携、保護者・地域との連携、町及び防災関係機関との連携、時間外における教職員の参集等について体制を整備する。

##### （2）児童生徒等の安全確保

###### ① 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、防災訓練等の実施に努める。

###### ② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者や地域との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を定めるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

#### 2 学校等における応急措置

##### （1）児童生徒等の安全確保

学校等の教職員等は、地震による校（園）舎の損壊や火災、津波警報等により校（園）内に留まることが困難であると判断したときは、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。児童生徒等の安全が確保されたのちは、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、災害対策本部に安否情報を報告するとともに、負傷者、行方不明者等がいる場合は、消防、警察等に通報する。

(2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

学校等の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合は、直ちに校（園）内の児童生徒等を掌握し、学校（園）からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難所へ避難する。

学校等の教職員は、児童生徒等の安否確認に努め、災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、負傷者、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(3) 夜間・休日の対応

夜間・休日等で、児童生徒等が学校等の管理外にある場合は、あらかじめ定められた学校等防災計画で指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集や児童生徒等の保護者に連絡を取るなどして安否及び所在の確認に努める。

また、校（園）長は、状況判断して臨時休校（園）等の措置を講ずる。

(4) 避難が比較的長期にわたると判断される場合

避難が比較的長期にわたると判断される場合は、避難勧告の段階において児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(5) 学校等が緊急避難場所等に指定されている場合

学校等が、町地域防災計画において緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒等の保護者が学校等に避難してきた場合は、児童生徒等をその保護者に引き渡す。

### 3 避難の指示等の徹底

(1) 教育長は、学校等の区域に避難の指示等が発表された場合は、その指示に従って行うほか、安全性を考慮して早期の措置を行う。

(2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校等から順次避難指示を行う。

(3) 教育長は、災害の種別、程度等を速やかに校（園）長に通報し、必要な措置をとらせる。

## 第2 応急教育

学校施設が被災し、又は避難所として使用した場合、児童生徒等の被災により通常の教育ができない場合は、文教対策部及び県等は、学校施設の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置をとる。

### 1 応急措置

(1) 被災状況等の連絡

学校（園）長は、災害による当該施設の被災状況、児童生徒等及び教職員等の被災状況、避難所等としての使用状況等を迅速に把握し、適宜、文教対策部に連絡する。

(2) 応急教育の実施者

町立幼稚園、小学校及び中学校の応急教育等文教対策は、教育対策部（町教育委員会）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けた町長が行う。

### (3) 教室の確保

#### ① 応急危険度判定

町は、速やかに学校等施設の応急危険度判定を実施する。

#### ② 施設の応急復旧

被害の程度により応急修理のできる範囲の場合は、教職員を動員し施設及び設備をできるだけ速やかに修理を行い施設の確保に努める。なお、被害の状況により必要がある場合は、町又は地域住民の協力を得る。

#### ③ 普通教室の一部が使用不能となった場合

普通教室が使用不能となった場合は、使用できない教室に代えて特別教室、体育館等の利用を考慮する。また、必要に応じて、学年や学級を合同にした授業等を行う。

#### ④ 全面的に使用不能の場合

校（園）舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校等施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により仮校舎を設置する。

### (4) 仮校舎の設置

校（園）舎の被害が激甚で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため学力の低下のおそれがある場合は、応急の仮設校舎を設置して授業を行う。

### (5) 他地域への転入学

施設の安全が確保できず、仮設校舎の設置もできない学校等施設については、教育対策部（町教育委員会）は県災害対策本部に対し、児童生徒等を他の地域の学校等施設に転入学させる等の調整を要請する。なお、児童生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

### (6) 応急教育の周知

応急教育の実施にあたっては、児童生徒等及び保護者に対し、メール、ホームページ等避難した児童生徒等の連絡先が分からない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

### (7) 児童生徒等の安全確保

応急教育の実施にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

## 2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障をきたす場合は、教育対策部（町教育委員会）は、県教育委員会と連携のもとに、学校間の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携して、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

## 3 児童生徒等の保健衛生管理

学校等では、児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケアを教職員が分担して行う。

児童生徒等の保健衛生管理、校舎内外の清掃及び消毒、飲料水の監視などを行い、

感染症や食中毒などの集団的な発生の防止を図り、又避難生活で環境が激変することにより児童生徒等は心身に不調をきたしやすくなることから、保健室にカウンセリング室などを設けるなど、児童生徒等が適宜相談できる体制を確立する。

また、町は、被災学校等の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ保健所等と連携して各被災学校等に専門家を派遣する。

#### 4 学校給食の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合は、できるだけ速やかに応急措置を講ずる。
- (2) 原材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

#### 5 学校が避難所となる場合

学校等において避難所が開設される場合は、学校長等は避難所の開設・運営に協力し次のような措置をとる。

##### (1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先として、学校施設の使用方法について町と協議する。

##### (2) 避難所開設・運営への協力

避難所の開設・運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等と必要な協議を行う。

##### (3) 避難が長期化する場合

- ① 避難所収容者と児童生徒等がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- ② 学校給食と炊き出しなど、応急教育と避難活動の調整について、町等と必要な協議を行う。
- ③ 教育対策部（町教育委員会）は、必要に応じ県教育委員会に支援を要請し、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。

### 第3 教材学用品の調達及び給付

#### (1) 教科書

教科書については、教育対策部（町教育委員会）からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。教育対策部は、速やかに教科書の喪失及び損傷状況について把握する。

#### (2) 学用品

文房具、通学用品等の学用品については、教育対策部（町教育委員会）又は県教育委員会においてそれぞれ調達する。

#### (3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、知事から災害救助法による救助の一部を行うこととするものの通知を受けた町長が行う。その際の給与の基準及びその他の必要な措置は次のとおり。

① 給与の対象

住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童，中学校生徒に行う。

② 給与の品目

学用品の給与は，被害の実情に応じ教科書，文房具，通学用品とし，おおむね次のとおりとする。

ア 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で，町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

イ 文房具（ノート，鉛筆，画用紙，定規，消しゴム，クレヨン，絵具，筆等）

ウ 通学用品（運動靴，傘，カバン，長靴等）

③ 給与の額

学用品の給与の額は次のとおり。

ア 教科書及び教材 実費

イ 文房具・通学用品 生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は，内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。

④ 給与期間及び給与方法

ア 教科書及び教材…災害発生の日から1か月以内に現物を支給する。

イ 文房具・通学用品…災害発生の日から15日以内に現物を支給する。

⑤ その他

町長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は，次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともにこれを保存する。

ア 救助実施記録日計表

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

## 第4 授業料等の減免，育英資金

### （1）高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は県立高等学校にあつては県教育委員会，市立高等学校にあつては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

### （2）県立短期大学

県立短期大学の学生の保護者又は当該学生が被害を受け，授業料の減免が必要であると認められる場合は，学長が授業料の減免の措置を講じる。

### （3）県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け，授業料の軽減が必要であると認められるときは，県は，学校法人が軽減した額について一部を補助し，育英資金の貸与については，各学校長は，鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

## 第 25 節 孤立化対策

地震津波災害により孤立地区が発生した場合は、町は、県と連携し、地区との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急輸送等に備えるとともに、被災状況を把握のうえ、住民等の集団避難、支援物資の搬送等の必要な対策を行う。

### 第 1 孤立地区の把握

町は、孤立想定地区に対して、一般加入電話、衛星（携帯）電話、防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。また、必要に応じ、県に対して自衛隊、県警察、県消防防災ヘリコプター等による航空偵察の要請を行う。

#### 【孤立予想地区】

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 獅子島地区  | 港湾・漁港施設の使用不可、獅子島一周林道の交通途絶 |
| 諸浦葛輪地区 | 県道葛輪～瀬戸線の交通途絶             |
| 伊唐地区   | 伊唐大橋通行途絶                  |

### 第 2 外部との通信手段の確保

町は、孤立予想地区では、衛星（携帯）電話等を活用し外部との通信の確保を図る。

#### 【衛星（携帯）電話設置状況】

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 衛星電話        | 獅子島中学校校長室        | NTT 設置 |
| 衛星携帯電話（町設置） | 諸浦地区多目的集会施設（葛輪）  |        |
|             | 獅子島アイランドセンター（片側） |        |
|             | 伊唐アイランドセンター      |        |

### 第 3 緊急救出手段の確保

町は、孤立地区が発生し、緊急に救出をする必要があると認める場合は、県に対し、県消防防災ヘリコプターの出動又は自衛隊の災害派遣の要請を行う。

### 第 4 集団避難の指示等

町は、孤立状況が長期化した場合、又は長期化すると予想される場合は、地区の住民等に対し避難の指示等の実施について、県等関係機関と検討する。

### 第 5 警戒警備体制の確立

町は、集団避難を実施した場合は、避難住民の不安を解消するため、阿久根警察署及び消防機関等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化するなど、警戒警備体制の確立に努める。

### 第 6 緊急支援物資の確保・輸送

町は、孤立地区が発生した場合は、直ちに備蓄する物資を孤立地区に搬送するが、町単独では支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん又は緊急輸送の支援を要請する。

## 第 26 節 災害救助法の適用

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活の保全と全体的な社会秩序の保全を図る。

災害救助法適用後は、関係対策部は適切な救助の実施に努めるとともに、証拠書類の保全及び救助実施状況の記録・報告を適切に行う。

県への報告等は総務対策部が行う。

### 第 1 災害救助法の適用

#### 1 救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急に必要と認めるときは、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとしている。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長に行うこととすることができる。
- (3) 町長は、上記(2)の事務を除くほか、知事が行う救助に協力するものとする。

#### 2 適用手続き

- (1) 町長は、災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、ただちにその旨を知事に報告する。
- (2) 知事は、町長からの報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、法に基づく救助の実施について、町及び関係課に指示するとともに、関係機関、内閣総理大臣等に通知又は報告する。

### 第 2 災害救助法の適用基準

#### 1 本町における適用基準

本町の災害救助法の適用基準は次のいずれかの場合による。

- (1) 町の区域内で、住家が滅失した世帯数が 40 世帯以上であるとき。
- (2) 県内の滅失世帯数（※）が 1,500 世帯以上に達した場合で、町の区域内の滅失世帯数が 20 世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 7,000 世帯以上に達した場合又は、災害にかかったものに対する食品若しくは生活必需品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当するとき。
  - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
  - ② 災害にかかったものの食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の供給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※滅失世帯数：住家が全壊（全焼，全流失）した世帯・・・滅失世帯 1 世帯  
住家が半壊又は半焼した世帯・・・2 世帯で滅失世帯 1 世帯  
住家が床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・3 世帯で滅失世帯 1 世帯

## 2 救助の種類

災害救助法に基づく救助は，被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり，次のような種類の救助をいう。

- (1) 避難所の開設
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 災害にかかった者の救出
- (9) 災害にかかった住宅の応急修理
- (10) 学用品の供与（教科書・文房具）
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 輸送
- (16) 賃金職員等雇用

## 第3 救助の程度，方法及び期間

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度，方法及び期間については，逐次告示される。最新版は，内閣府（防災担当）ホームページ掲載のとおりであり，最新の『災害救助事務取扱要領』を参照して対応する。

（救助の程度，方法及び期間）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

（災害救助事務取扱要領）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/h30kaigi/siryo2-2.pdf>

## 第 27 節 危険物施設等の安全確保

地震津波災害により，危険物施設等が被害を受け，危険物の流出その他の事故が発生した場合，町及び関係機関は，被害の拡大防止と軽減を図るため，迅速かつ適切な防御措置を講じるとともに，事業所の関係者及び周辺の住民等に被害を及ぼすことがないように努める。

### 第 1 危険物施設の応急措置

#### 1 危険物施設

危険物関係施設の管理者，危険物保安監督者，危険物取扱者等は，町及び県の指導のもと，危険物施設の実態に即して，応急措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出，出火，爆発等の防止措置
- (3) 危険物施設の応急点検
- (4) 初期消火要領の徹底
- (5) 混触発火等による火災の防止
- (6) 異常反応，タンク破損等による広域拡散の防止
- (7) 防災関係機関への状況の提供及び相互の連携による従業員及び周辺住民等の人命安全措置

#### 2 町等

町は，公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは，危険物施設所有者，管理者又は占有者に対し，当該施設の使用を一時停止すべきことを命じ，又はその使用の制限をすることができる。（消防法第 12 条の 3）

- (1) 危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は，直ちにその旨を東・長島分遣所，阿久根警察署及び県等の防災関係機関に報告する。
- (2) 公共の安全の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは，危険物施設の使用を一時停止並びに危険物の除去等を命ずる。
- (3) 被害の状況，災害の及ぶ範囲等を把握する。
- (4) 被害が広範囲にわたり引火，爆発又はその恐れがあると判断した場合は，施設関係者及び関係機関と連携して，警戒区域を設定し，区域内居住者に対し避難先を指定して避難の指示等を発する。
- (5) 引火，爆発又はその恐れがあると判断した場合は，東・長島分遣所に出動を要請するとともに，町の保有する消防力を最大限活用して防御活動を実施するとともに，必要に応じて，他の機関の派遣要請等の措置を講じる。

### 第 2 高圧ガス施設

#### 1 施設事業者等

高圧ガス施設が，火災その他の事情により危険な状態となったときは，事業者は直ちに応急措置を講じるとともに，東・長島分遣所，阿久根警察署等関係機関に通報する。

## 2 消防機関

東・長島分遣所等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

## 第3 毒劇物貯蔵施設

### 1 貯蔵施設等

毒劇物の販売者等の貯蔵事業者又は毒劇物取扱責任者は、地震津波災害により毒劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合には、直ちに出水保健所、東・長島分遣所及び阿久根警察署に通報するとともに、毒劇物の回収、その他危険防止のための必要な措置を講じる。

### 2 東・長島分遣所等

通報を受けた、出水保健所、東・長島分遣所及び阿久根警察署は、相互に連絡を取り、住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

## 第 28 節 激甚災害の指定

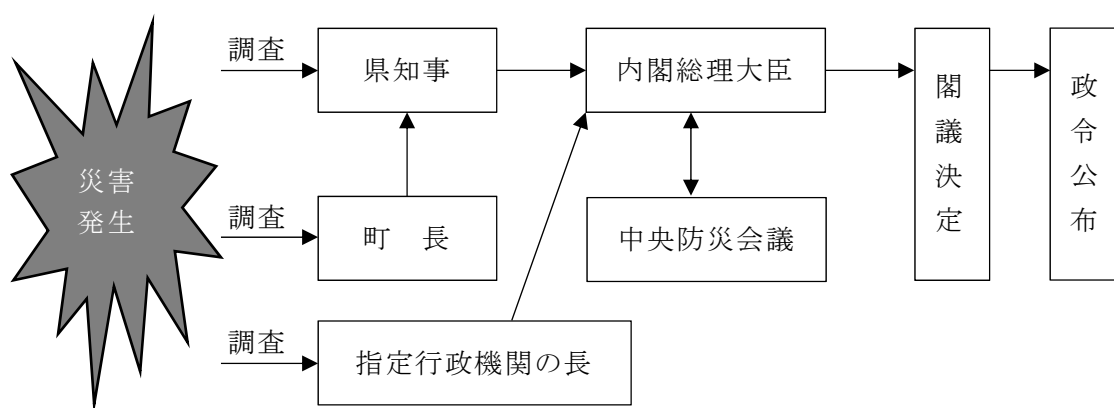
大地震の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号，以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

### 第 1 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生し，被害が激甚災害法に基づく指定基準に該当すると思われる場合は，町及び県は，恒久施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう，互いに連携して災害の状況を速やかに調査して実情を把握し，早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

#### 1 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きについては以下のとおり。



※激甚災害には，次の 2 通りの指定基準がある

- ・ 本激甚指定…広域的（全国レベル）
- ・ 局地激甚…市町村レベルの局地的な被害に対して救済

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公立学校施設災害復旧事業
- ③ 公営住宅災害復旧事業
- ④ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑦ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑧ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症予防施設災害復旧事業

- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業
- ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農水産業に関する特別の助成
  - ① 農地、農業用施設の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - ② 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - ④ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
  - ② 小規模事業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
  - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に関する補助
  - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
  - ⑤ 水防資材費の補助の特例
  - ⑦ り災公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - ⑧ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - ⑨ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
  - ⑩ 雇用保険法による求職給付の支給に関する特例

### 3 激甚災害に対する調査

- (1) 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- (2) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

### 4 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、総務対策部が国の機関と密な連携のうえ、指定の促進を図る。

## 第2 災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

### 第3 特別財政援助の申請

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け、事業の種別毎に激甚災害法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

## 第4章 復旧・復興

地震津波による被災地の復旧・復興は、単に被災前の状態に戻すことにとどまることなく、より安全・安心なまちづくりを目指すとともに、地域の振興にも配慮し、可能な限り迅速かつ円滑に行う。

このため、町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国、県等の関係機関と協議を行い、迅速な原状復帰を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復刻の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を策定する。

### 第1節 復興体制の整備

町長は、災害により重大な被害を受けた場合において、町の復興、被災者の生活再建、地域経済の復興等迅速かつ的確に復旧・復刻対策を実施するため、必要があると認めたときは、災害復興対策本部を設置する。

#### 第1 災害復興対策本部

##### 1 復興対策本部会議

町長は、災害復興基本計画等の策定等を決定し、また、災害復興事業の調整等を行うため、必要に応じて災害復興対策本部を設置し、対策本部会議を開催する。

##### 2 専門委員会の設置

災害復興対策本部会議を経て策定される災害復興基本計画等について、審議、検討、答申を行うため、必要に応じて、防災関係機関、学識経験者、住民等からなる専門委員会を設置する。

また、復興事業の実態において、各課間で調整が必要な課題を効率的かつ合理的に解決するため、必要に応じて分野別の調整会議を開催する。

##### 3 防災関係機関との連携

県が開催する、市町村その他関係行政機関や公共機関が実施する復興事業の整合性を図るために設置する連絡調整会議に参加するほか、県、国及び防災関係機関との連携のもと復興事業等を実施する。

#### 第2 人員の確保

復旧・復興事業を実施していくにあたり、通常の業務に加え膨大な事務執行が長期間にわたり必要となることが想定されるため、職員に被災等による減員に伴い、特定の分野や職種に人員の不足が予想される。町は、復旧・復興事業の実施に必要な人員を確保する。

##### 1 職員配置の調整

町は、職員の被災、応急・復旧対策業務の集中などから、職員の不足している部門及びその職員数について調査を行い、特に人員が必要と判断される部門がある場合に

は、弾力的に職員の再配置を行う。

## 2 職員数が不足する場合

町は、職員の絶対数が不足する場合は、応援協定締結市町村や県等に対して職員の派遣の要請を行い、職員を受入れる。また、必要に応じて臨時職員の雇用を検討する。

## 3 派遣職員の受入

職員の不足を補うため、以下の法令等に基づき職員の派遣要請を行い、職員を受入れる。

### (1) 地方自治法第252条の17第1項

他の不通公共団体に対する職員の派遣要請

### (2) 災害対策基本法第29条第2項

災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときの職員の派遣要請

### (3) 災害対策基本法第30条第1項及び第2項

指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関に対する職員の要請

## 4 専門家の支援

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されることから、県に、町が開催する相談業務に従事する、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の派遣を要請する。

## 第2節 復興に関する調査

災害時における町内の被災状況を詳細に把握し，市街地及び基盤施設の復旧・復興の基本方針の決定，応急住宅対策，生活再建支援策，復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため，被害状況調査を行う。

### 第1 建築物の被害調査

町は，応急復旧対策・復興対策を効果的に実施するため，被災地全体の建築物の被害状況の概要調査を行う。

#### 1 被害家屋の調査

応急活動期までは，住家を中心に被害調査を実施し，第1次の被害家屋調査終了後には全建物について被害調査を実施する。

住家の被害程度は，次に示す被災者に対する各種支援策の基礎となることから，被災直後から迅速に行う。

調査の方法等については，第3章災害応急対策 第2.3節住宅対策 第3被害調査により行う。

#### 【被災者支援策】

- ・被災者生活再建支援制度の適用
- ・応急仮設住宅等の応急住宅への入居
- ・災害援護資金の貸付
- ・災害見舞金（町単独）の支給
- ・義援金等の支給
- ・り災証明の発行

### 第2 都市整備基盤復興に係る調査

#### 1 公園・広場，緑地等の被害調査

町は，震災後に長期滞在避難場所や応急仮設住宅用地となる公園・広場，緑地等の被災状況を調査する。

なお，公園・広場については，被災直後から町が調査を実施し，緑地については県と連携しつつ被災後1か月を目標に調査を実施する。

#### 2 その他の都市基盤に関する調査

町は，県と連携し，次に例示する都市基盤に関する被害の状況や災害廃棄物の状況について調査する。

##### （1）発災直後から

- ① 道路及び橋梁に関する被害
- ② 河川施設に関する被害
- ③ がけ崩れ等の土砂災害による被害
- ④ 公共建物に関する被害
- ⑤ 電気，ガス，水道等ライフラインに関する被害
- ⑥ 交通機関に関する被害
- ⑦ 学校等文教施設に関する被害

- ⑧ 医療機関に関する被害
- ⑨ 社会福祉施設に関する被害
- ⑩ 下水道施設に関する被害
- ⑪ 清掃施設に関する被害
- ⑫ 海岸保全施設に関する被害
- ⑬ 港湾、漁港に関する被害
- (2) 発災1週間後から
  - ① 災害廃棄物の発生量
  - ② 船舶に関する被害
  - ③ 山腹崩壊等の森林及び治山施設に関する被害

### 第3 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

町は、被害家屋調査の結果及び公営住宅等の被害データを基礎として、必要となる応急仮設住宅、民間賃貸住宅等の応急住宅の必要戸数及びその地域を把握し、調査結果をおおむね発災後1ヶ月までに県に報告する。

### 第4 生活再建に係る調査

#### 1 リ災証明の根拠となる住宅の被害状況の調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要となるリ災証明を発行するために、住宅被害調査データ等をもとに、リ災証明の根拠となる住宅の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

#### 2 災害による離職者数に係る調査

町は、雇用対策のため、地域経済の被害状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行う。

#### 3 住宅再建に関する意向調査

町は、市街地再開発による復興住宅や土地区画整理事業における住宅用地の必要量を把握するため、おおむね被災後1か月を目標に、住宅の再建に関する被災者の意向調査を実施し、調査結果を県に報告する。

#### 4 その他生活再建に係る調査

町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被害状況について調査する。

### 第5 地域経済復興支援に係る調査

町は、被災地全体の概要の把握や、特に中小企業や商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、県と連携のもと、可能な限り綿密に調査を行う。

## 1 事業所等の被害調査

町は、被災直後の緊急応急対策及び復旧・復興に向けての施策を検討するため、業種別、規模別被害額や事業所、農林水産業等の被害について調査を行う。

なお、業種別、規模別の被害調査については、被災直後から実施し、農林水産施設等の被害については、おおむね被災後1週間後を目標に実施する。

## 2 地域経済影響調査

町は、地域経済への影響を把握するため、産業基盤施設の被害調査や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査をおおむね被災後1か月を目標に行う。

## 第3節 復興計画

大規模地震等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模な事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくことを目的に、必要に応じて復興計画を策定する。

復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第1 復興計画の策定

#### 1 復興の基本方針の決定

町、町民、事業者等、長島町が一体となって効果的な復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人々が地域のあるべき姿を共有することが必要である。そのため、復興の目指す姿となる復興理念及び基本目標を明確化する。

また、復興は地域が一体となって行っていくものであり、復興計画策定過程においては、地域全体の合意形成を図るよう推進する。

#### 2 分野別の復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の再建にあたっては市街地整備のみならず、農山漁村復興、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる広範な事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別の復興計画を策定する。また、計画の策定については、各計画の整合性を図る。

#### 3 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に答えるための施策体系が必要である。

また、復興施設や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業のうち何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

##### (1) 復興計画に規定する事項の例

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標、方向性
- ③ 復興の目標年
- ④ 復興計画の対象地域
- ⑤ 復興施策の体系（市街地・都市基盤及び農山漁村等の復興計画、生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- ⑥ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑦ 復興施策や復興事業の優先順位

## （２）復興計画の整合性

復興計画の策定にあたっては、町の総合戦略との調整を図るとともに、国や県等との調整を行う。

## 第２ 復興計画の公表

町は、町民や防災関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、町ホームページ、広報誌又は臨時刊行物等により復興計画及び復興施策を具体的に公表する。

## 第３ 災害に強いまちづくり

復興にあたっては、次の災害防止・減災と快適な環境をめざし、住民の安全と環境保全等にも配慮したものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、障害者、高齢者、女性等の意見を反映した環境整備を図るなど、住民の理解を求めるよう努める。

### １ 復興に関する法律等の活用

- （１）町は、復興基本方針及び県復興方針に即して復興計画を策定し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- （２）町は、復興計画策定等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

### ２ 災害に強いまちづくり

- （１）住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成を図る。
- （２）被災した学校施設の復興にあたりとともに、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安心安全な理知の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- （３）既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民等に説明しつつ、再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- （４）新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民等に対し行う。
- （５）建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。
- （６）被災地の復興計画の策定に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災者の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

## 第4節 復興財源の確保

被害状況の把握と応急対策の検討と同時に、応急復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込額を把握する。また、財政需要見込額に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や予算編成を行う。

### 第1 財政需要見込額の算定

応急復旧事業、復興事業に係る財政需要見込額は、震災後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料である。このため、被害状況の把握と応急対策の検討と同時に需要見込額の算定を行うことが必要である。

#### 1 応急復旧事業に係る財政需要見込額の算定

町は、緊急を要する応急復旧事業に係る事業概要及び財政需要見込額について、各課に照会・集約し、災害対策本部会議に報告する。

#### 2 復興事業に係る財政需要見込額の算定と見直し

町は、復興事業に係る事業概要及び財政需要見込額について、各課に照会・集約し、災害復興対策本部に報告する。

また、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行う。

### 第2 予算の編成・執行方針の決定

緊急度が高い応急復旧事業について当年度予算で可能な限り措置するため、優先的に取り組むべき施策と執行を当面凍結すべき事業をリストアップし、その必要額を確保するための予算執行方針を、被災後2週間を目標に決定する。

また、応急復旧事業及び復興事業を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を結滞する。

### 第3 財源の確保

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など十分な支援を国や県に要望していく。

#### 1 町の取組みによる財源の確保

##### (1) 自主財源の確保

財政調整基金の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保に努める。

##### (2) 町債による確保

町は、財政需要見込額の照会と併せて災害復旧事業債の起債所要額をとりまとめ、起債要望、起債協議等の手続きを行う。

#### 2 特例措置の要望

町において大規模な災害が発生した場合は、平成23年の東日本大震災などと同様の措置を講じるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努める。

### 3 一般災害に係る財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業は、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令等は次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
  - ・国土交通省所管  
河川，海岸，砂防施設，地滑り防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路  
港湾，下水道施設，公園施設
  - ・農林水産省所管  
林地荒廃防止施設，漁港
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
  - ・農林水産省所管  
農地農業用施設，林業施設，漁業施設，共同利用施設
- (3) 都市災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）
  - ・国土交通省所管  
街路，都市排水施設等，堆積土砂排除事業，湛水排除事業
- (4) 水道災害復旧事業（上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について）
  - ・厚生労働省所管 水道施設
- (5) 公営住宅災害復旧事業（公営住宅法）
  - ・国土交通省所管 既設公営住宅，災害公営住宅の建設
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業（社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について）
  - ・厚生労働省所管 社会福祉施設
- (7) 公立医療施設，病院等災害復旧事業（内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領）
  - ・厚生労働省所管 医療施設等
- (8) 廃棄物処理施設災害復旧事業（廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要領）
  - ・環境省所管 廃棄物処理施設
- (9) 学校教育施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
  - ・文部科学省所管 公立学校施設

### 4 激甚災害の指定

激甚災害法は，著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化，及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としている。

町は，県が行う激甚災害法に関する必要な調査に協力し，激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは，国の機関と密な連携のうえ，指定の促進を図る。

町は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書を作成し，県に提出する。

県はこれを受け，事業の種別毎に激甚災害法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金，補助金を受けるための手続きを行う。

指定等についての詳細は，第3章災害応急対策 第28節激甚災害の指定のとおり。

## 5 その他の災害復旧に必要な融資等のあっせん

### (1) 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の各種融資制度についての情報提供を行うとともに、活用を促進する。

### (2) 中小企業復興資金

町は、被災した中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が行う融資制度の周知及びあっせんを行う。

## 第5節 市街地復興等

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自らが立ち上がっていくことが必要となる。

市街地復興にあたっては、被災地区の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、官益者の意向等をもとに迅速な復旧をめざし、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を図るかを検討する。

市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災上の向上が必要とされる地区では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成を図る。

### 第1 復興方針の策定

#### 1 復興方針の策定

町は、各地の被害状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、規定の長期計画・広域計画における位置づけ、関係者の意向等を踏まえ、現状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするかを検討して復興方針を策定する。

#### 2 復興方針の周知

復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、町広報誌、町ホームページ等で周知する。

### 第2 復興整備条例

町は、市街地の無秩序な復興を防止し、復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定する。

#### 1 復興整備条例の検討及び制定

町は、復興整備条例の必要性について事前に検討を行い、必要があると判断なれる場合は、事前の制定に努める。

#### 2 復興整備条例の構成

復興整備条例において想定される構成内容は次のとおり。

- I 条例の目的
- II 用語の定義
- III 復興の理念
- IV 町の責務
- V 住民等の責務
- VI 事業者の責務
- VII 復興対象地区の指定と整備手法
- VIII 適用期間

### 第3 建築制限

特定行政庁となる県は、緊急復興地区を対象に建築基準法第84条第1項に規定する建築制限区域を、必要に応じ指定する。

また、必要に応じ、建築制限期間を延長する。

### 第4 基盤施設等の復興

#### 1 災害復旧事業の方針

基盤施設の復旧は、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良を伴う関連事業を積極的に取り入れて施行する。

##### (1) 被害状況の調査と災害復旧体制の整備

町は、災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配置、応援、派遣等の体制の整備に努める。

##### (2) 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧にあたっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

なお、国または県が費用の全部または一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

##### (3) 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

### 第5 応急復旧後の本格復旧・復興

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化等の防災性の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とする。

#### 1 道路・交通基盤

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて検討する。

##### (1) 道路復旧・復興方針の作成

道路に関する復旧・復興方針の作成については、被災状況調査の結果を踏まえ、市街地復興方針との連携・調整を図りながら進める。

なお、震災前にすでに道路計画が定められていた未整備の道路については、被災状況や市街化動向を勘案し、幅員、ルート、線形等の変更も含めて再検討する。

##### (2) 道路ネットワークの整備

###### ① 復旧事業の実施

道路に関する復旧・復興方針において、現状復旧が決定された道路については

迅速に復旧事業実施する。

## ② 計画道路の整備

災害に強い道路ネットワークを構築するため、計画道路の整備を進める。

なお、震災の状況により市街地の状況が大きく変化した場合は、復興方針との連携・調整を図りながら必要に応じて既存の道路計画の見直しを検討する。

## ③ 既存道路の耐震性等の強化

災害に強い道路ネットワークを補完するため、市街地の整備に合わせて、道路や道路施設の優先度等を勘案し、既存道路の耐震対策及び道路環境の安全性や快適性の向上を図る。

# 2 公園・緑地

町は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成する。

## (1) 公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成

公園・緑地の復興は、市街地の復興と密接に関連するため、公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成については、復興計画、西部手法などと調整を図りつつ進める。

## (2) 公園・緑地ネットワークの整備

### ① 復旧事業の実施

各種防災拠点や長期滞在避難場所などの指定されている公園・緑地については、被災後直ちに復旧事業を実施する。

### ② 公園の整備・拡充

災害発生時における防災空間の確保のため、まちづくり基本計画などにおける公園の整備を進めるほか、市街地整備事業等により、公園、緑地を整備する。

なお、新たな公園の整備にあたっては、陸・海・空路の緊急輸送網との接続や避難所、医療機関等の公共施設などの配置について配慮する。また、公園内の施設の整備にあたっては、防災機能の強化に配慮する。

# 3 災害廃棄物等

町は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、発災後早期に災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等の処理体制を確立する。

実施方針を作成する際には、腐敗・悪臭の防止、公共衛生確保の観点から、被災地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再利用、アスベスト等の適正処理等を考慮する。

また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合は、町は、県及び関係機関と調整のうえ、解体処理について必要な措置を行う。

## (1) 災害廃棄物等処理実施方針・計画の作成

災害廃棄物等の処理に関する基本方針を示した災害廃棄物等処理実施方針を作成する。また、県及び被災市町村等で組織する災害廃棄物等対策組織に参画し、相互の連携体制を確立する。

## (2) 災害廃棄物等処理の実施

### ① 災害廃棄物量の把握及び推計

町は、被災状況の調査のより、災害廃棄物等の推量発生量を算出し、知事に報告する。

### ② 災害廃棄物等の処理実施計画の作成及び支援の要請

町は、災害廃棄物等の処理実施計画を策定し、これを知事に報告するとともに、必要に応じ処理の支援を要請する。

なお、災害廃棄物等の処理実施計画には、仮置き場の配置、町内からの収集方法と搬入ルート、処分の優先順位、選別・中間処理場及び最終処分場などを検討し記載する。

### ③ 収集処理業務実施者の確保

災害廃棄物等の収集に際しては、町が委託事業者や競艇事業者の協力のもとに実施する。なお、収集能力が不足する場合は、必要に応じて県に協力を要請する。

### ④ 不適正処理対策

町は、災害廃棄物等の処理計画に基づき、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう監視するとともに、ごみの分別方法や収集場所、し尿の処理、家屋の解体撤去等について住民等に広報する。また、把握した処理状況を知事に報告する。

## 4 家屋等の解体

### (1) 受付窓口の設置

町は、住宅被害の発生状況、国の補助施策の動向などを踏まえ、解体処理に関する処理実施計画を定める。

また、解体申請の受付窓口を設置するとともに、申請方法等について広報を行う。

### (2) 解体業者の指定等

町は、解体業務を発注する業者をしてするとともに、解体の実施にあたり廃棄物の適正処理について指導を行う。

### (3) 分別処理の徹底

解体処理に伴って発生する廃棄物については、分別処理を徹底し、再利用、再資源化を極力図り、有効利用が不可能なものは適正処理されるよう解体業者を指導するとともに、処理処分状況を知事に報告する。

### (4) 粉じん・アスベスト等飛散防止

町は、解体撤去作業時及び搬出輸送時の周辺環境に及ぼす影響を最小限にする対策を講じるよう解体業者等を指導する。

## 第6節 被災者の生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため元の生活の戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、町、町民、民間機関が連携し、協働することが重要である。

### 第1 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、町は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及び被災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

#### 1 共通事項

##### (1) 制度の広報

被災者の生活再建支援は多岐にわたるため、企画財政課が各制度をまとめたチラシ等を作成し、避難所や人が集中する場所で配布するほか、町ホームページ、広報誌等様々な手段で広報を行う。

##### (2) 事前の取組み

総合相談窓口における業務マニュアルやそれに基づく訓練の実施、チラシ案や被災者用のチェックリスト等を事前に作成するなど、窓口での混乱を防ぐための取組みを実施する。

#### 2 総合相談窓口の運用

被災者が被災状況に応じて受けることができる視線制度を容易に確認できるチェックリスト等を用意し、総合相談窓口において被災証明書を発行するなど、被災者が手続きで混乱することがないように配慮する。

#### 3 被災者の経済的再建支援

##### (1) 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者の自立的な生活支援が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

#### 【被災者生活再建支援制度の概要】

##### 1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

- (6)(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

## 2 制度の対象となる被災世帯

### 1の自然災害により

- (1)全壊：住宅が「全壊」した世帯
- (2)解体：住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3)長期避難：災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4)大規模半壊：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

## 3 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額とする。

なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額

- (1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
  - ①全壊、解体、長期避難・・・100万円
  - ②大規模半壊・・・50万円
- (2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
  - ①建設・購入・・・200万円
  - ②補修・・・100万円
  - ③賃借(公営住宅以外)・・・50万円

## 4 支援金の支給申請

- (1)申請窓口市町村
- (2)添付書類
  - ①基礎支援金：り災証明書、住民票等
  - ②加算支援金：契約書(購入、賃借等)等
- (3)申請期間
  - ①基礎支援金：災害発生から13月以内
  - ②加算支援金：災害発生から37月以内

## 5 基金と国の補助

- (1)国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。
- (2)基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

(2) 災害援護資金、災害福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害については、災害弔慰金の支給等に関する条例（以下、「災害弔慰金等条例」という。）第12条の規定に基づき災害援護資金の貸付を行う。また、社会福祉協議会は、同法の規定にいたらない小規模災害には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸付を行う。

(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金等条例第3条の規定に基づき、災害弔慰金の支給を行う。また、災害により精神的又は身体的に著しい障害を受けた者に対しては、同条例第9条の規定に基づき、災害見舞金を支給する。

(4) 義援物資の受入及び配分

① 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入を希望するもの及び希望しないものを、避難所等のニーズ調査を通じて把握し、その内容及び送り先を公表することで周知等を図る。

また、被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次更新するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

② 個人等からの小口の義援物資

町は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知する。

なお、周知にあたっては、記者発表や町ホームページへの掲載のほか、県内報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの記載要請などを行う。

③ 義援物資の受入体制

県等からの義援物資を適正に受け付けるため、避難所等からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県に報告する。

(5) 義援金の受入及び配分

県、市町村、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県共同募金会等から組織される義援金配分委員会からの義援金の受入、配分を行う。

町は、被災後直ちに義援金の受付窓口を開設し、義援金及び義援物資に関する要望をホームページ等で発信し、個人からの援助の志は義援金により行っていただくよう広報する。

(6) 生活保護

被災による生活環境の激変により、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、町は、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な状況も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

(7) 税の減免等

町は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、固定資産税などの地方税について、納付及び申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討する。

#### (8) 社会保険

町は、被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

### 第2 雇用対策

#### 1 雇用対策の実施

町は、国、県と連携のもと、雇用状況の把握、雇用維持の要請等被災者の雇用確保に関する対策を推進する。

#### 2 国への要望

町は、雇用状況の把握から、国等への要望事項を検討し、必要に応じて県と連携して国への要請を行う。

### 第3 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

#### 1 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

#### 2 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議する。

#### 3 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や町営住宅を供給する。

#### 4 住宅情報の提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

#### 5 災害復興住宅

災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸し付け条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

### 第4 精神的支援

#### 1 精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談

町は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行う。

## 2 被災者の精神保健活動支援地域拠点の設置

町は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置して地域に根差した精神保健活動を行う。

## 3 PTSDの啓発冊子の作成・配布

メンタルヘルスケアは被災者だけでなく、災害応急対策・復旧復興対策要員、ボランティア等についても必要となるため、被災に関わる心の変化について、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布し、啓発に努める。

## 4 被災児童・生徒の心のケア

町は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等にいる巡回相談等を実施する。

## 5 女性のための相談窓口

町は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職員等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施や必要な支援・助言を行う。また、各種相談窓口の設置情報について周知を図る。

# 第5 要配慮者対策

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、町は、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

## 1 被災状況の把握

町は、次の事項を速やかに把握して県に報告する。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 社会福祉施設の被災状況

## 2 一時入所等の実施

県を通じ、社会福祉施設や関係機関等と連携のもと、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

## 3 高齢者、障害者等への支援の実施

町は、高齢者、障害者等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、福祉ボランティアの確保等を実施する。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、障害の特性に応じた支援も実施する。

## 4 健康管理・巡回健康相談

出水保健所と協力して、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。

また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

## 5 成年後見制度

義援金等の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるよう配慮する。

## 6 外国人被災者

町は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、ふりがなをつけた日本語ややさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で帰国手順、被災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等において、通訳ボランティア等による支援を行う。

## 第6 医療機関

町は、民間医療機関の被災状況や再開状況を把握し、地域医療救護所を縮小するなど、災害時医療体制から平常時の医療体制への移行を促進し、その状況を県に報告する。

## 第7 社会福祉施設

### 1 地域の福祉需要の把握

町は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被害による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

### 2 社会福祉施設の再建

町は、社会福祉施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

### 3 福祉サービス体制の整備

町は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、貴全施設の創設等を検討する。

## 第8 生活環境の確保

### 1 食料品、飲料水の確保

町は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生を防止するため、飲料水の安全の確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧を早期に完了する。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

## 2 公衆浴場等，入浴可能施設の情報提供

町は，公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し，住民等に情報提供を行う。

## 第9 教育，社会教育，文化財

### 1 学校施設の再建，授業の再開

町は，被災地での授業の早期再開を図るため，校舎等の損傷箇所等を確認し，修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに，学校周辺の被災状況を把握し，再建復興計画を作成する。

また，学校施設の相互利用，仮設校舎の設置や公共施設の利用等により応急教育を行う場を確保する。学校は正規の授業再開を目指して，応急教育計画を作成し実施する。

### 2 児童生徒への支援

町は，児童，生徒等の心的影響，経済的影響，学用品の不足等に対して支援を行う。また，転入・転出手続きについても弾力的に行う。

### 3 社会教育施設，文化財

町は，被災施設の再建計画を作成するとともに，収蔵品の保管場所の確保，破損した収蔵品の補修計画を策定する。

また，文化財についても，破損，劣化，散逸を防止し，復旧対策を推進する。

## 第10 情報提供，相談窓口

町は，行政の行う施策のほか，被災地の生活関連情報等を整理し，ホームページや広報誌等を利用して住民等に提供する。

また，臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し，生活再建や事業復旧の不安に対する相談に応じる。

## 第11 男女共同参画

町，県及び防災関係機関は，復興期における男女のニーズの違い等に十分配慮し，応急仮設住宅等において，被災者の良好な生活環境型も立てるよう努めるとともに，復興に関する各種計画の策定にあたっては，男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

## 第7節 地域経済復興支援

地域経済の状況はそこに居住する住民等にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接にかかわってくるもので、被災した住民等の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、町民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられる。

### 第1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

#### 1 産業復興方針の策定

町は、県、関係団体と協力して、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から新たな産業復興方針を策定する。

#### 2 相談指導体制の整備

町は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談にあたっては、町商工会議所等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行う。

#### 3 イベント等の活用

町は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベント等の活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客や大規模な催しなどの誘致を目指す。

### 第2 金融・税制面の支援

#### 1 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被災の状況に応じて貸付手続きの簡易化・迅速化、償還期限の延期等特別な取扱いを行うよう要請する。

#### 2 既存融資制度等の活用促進

町は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

#### 3 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町は、災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定

されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

#### 4 新たな融資制度の検討

町は、本格的な復興資金需要に対応するため、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討する。

#### 5 金融制度、金融特別措置の周知

町は、速やかに事業者の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

#### 6 税の減免等

町は、災害の状況に応じて、個人事業性などの地方税の納付、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討する。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項，南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め，当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 計画の性格と役割

- 1 この計画は，南海トラフ地震災害に関して，県，町その他防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに，防災関係機関等の業務等について基本的な事項を示す。
- 2 この計画は，長島町地域防災計画 地震津波災害対策編 第5章として作成する。
- 3 この計画は，南海トラフ地震防災対策推進計画（平成26年中央防災会議作成）等を踏まえ作成する。

#### 第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し，本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設管理者（以下，「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は，長島町地域防災計画（一般災害対策編） 第1章 総則 第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 に準ずる。

## 第2節 関係者との連携協力

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達、手配

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から災害応急対策、復旧・復興に必要な防災施設・設備及び資機材等を有効かつ適切に使用できるよう、資機材等の点検・整備に努めるとともに、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、備蓄体制の税目について検討する。

- (1) 発災後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を定めておく。
- (2) 現在整備されている防災施設・設備及び資機材の現況を把握しておく。また、その機能がいつでも有効に発揮できるよう定期的に資機材等の点検・整備を行う。
- (3) 災害の発生によりその機能が損なわれるおそれがある施設、設備及び資機材については、代替手段を検討し、その整備を図る。
- (4) 発災後、物資等が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を事前に定めておく。
- (5) 町は、県に対して住民等に対する応急救護及び発災後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### 2 人員の配備

災害による被害の発生が予想される場合、あるいは現に災害により被害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制が確立できるよう、本部職員、消防団員の動員、指揮伝達系統及び方法、並びに連絡責任者を事前に具体的に定めておく。

職員及び消防団員は、あらかじめ定められた配備体制（第3章災害応急体制 第1節応急活動体制）により災害警戒本部・災害対策本部配備とすることを原則とするが、配備体制に関わらず、気象情報や災害に関する情報等により被害の発生のおそれがあると判断した場合は、勤務時間外においても常に連絡が可能で、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する災害応急対策が早期に実施できるように努め、他課所管事務の応援要請に対応することができるように備える。また、町は、災害応急対策を実施するにあたって、町災害対策本部要員のみでは人員に不足をきたすとき、又は特殊な技術を要するため専門の技術者等の必要を求めたときは、要請があり次第速やかに対応できる体制の構築に努める。

また、町は、人員の配備計画を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は県に応援を要請する。

### 第2 他機関に対する応援要請

- 1 町及び消防機関が、災害応急対策のために必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は次のとおり。
  - 鹿児島県及び鹿児島県内市町村の災害相互応援協定
  - 鹿児島県消防相互応援協定

- 2 町は、必要があると認めるときは、1に掲げる応援協定に伴い応援を要請する。
- 3 町は、平素から「鹿児島県及び鹿児島県内市町村の災害相互応援協定」等に基づく広域応援が円滑に行われるよう体制整備を推進するとともに、災害物資等の供給、提供、支援等に関する協定等を県内外問わず近隣市町や各市町村及び関係機関と締結するよう努める。
- 4 町は、自衛隊や海上保安庁と防災訓練等を通じて平素から連携体制の強化を図り、自衛隊等の災害派遣活動等が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

【自衛隊、海上保安庁の連絡先】

陸上自衛隊第12普通科連隊 第3科  
霧島市国分福島2丁目4-14  
電話0995-46-0350（内線237又は302）

第十管区海上保安本部 串木野海上保安部 警備救難課  
いちき串木野市浦和町54-1  
電話0996-23-3592

### 第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は、むやみに移動を開始しない、という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力により一斉帰宅の抑制対策をとる。
- 2 帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

### 第3節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

#### 第1 津波からの防護

1 河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，地震が発生し津波の恐れがある場合は直ちに，水門の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

2 河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，次のとおり各種整備等を行う。

(1) 堤防，水門等の点検及び計画的な整備

河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，津波による被害を防止・軽減するため，大きな津波が来襲するおそれのある地域において，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸とした堤防，防潮堤，水門等の施設の計画的な整備を推進する。また，既存の施設については，耐震点検を実施し，計画的な補強・整備に努める。

(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川，海岸，港湾及び漁港等の水門の管理者は，地震発生時に多数の水門の閉鎖を迅速かつ確実に行うため，水門の自動化・遠隔操作化に努める。

(3) 水門の閉鎖を確実に行うための体制

河川，海岸，港湾及び漁港等の水門の管理者は，水門の開閉体制，開閉手順，平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検，開閉訓練等の実施に努める。この場合において，水門の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な捜査を行うための非常用発電装置の整備，点検等の措置を講じておく。

(4) 防災行政無線等の整備等

町は，津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線，コミュニティ無線や防災情報ネットワーク等の維持・更新を適宜行う。

(5) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート等の整備

町は，津波等により孤立が懸念される地域※について，ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努める。

※津波等により孤立が懸念される地域

獅子島地区，諸浦（葛輪）地区，伊唐地区

#### 第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者に役割分担や連絡体制は，第2章災害応急対策 第2節情報の収集伝達，緊急連絡体制の確立 第2津波警報等及び第3地震情報及び津波情報等の伝達 に定めるところによる。

#### 第3 避難対策等

1 避難指示等の対象地域

地震発生時の津波による避難指示等の対象となる地域は次のとおり。（行政区別）

- 獅子島地区 片側，御所ノ浦，幣串，湯ノ口
- 諸浦地区 葛輪，本浦，白瀬，薄井
- 鷹巣地区 伊唐，宮ノ浦

|         |                     |
|---------|---------------------|
| ○浦底地区   | 浦底，福ノ浦，三船           |
| ○川床地区   | 脇崎，塩迫，市来崎，牧         |
| ○山門野地区  | 梅ノ木山，加世堂，火ノ浦，田尻     |
| ○平尾地区   | 藤之元（口之福浦），茅屋，浜漉，北方崎 |
| ○蔵之元地区  | 蔵之元，小浜              |
| ○指江地区   | 指江，川内               |
| ○城川内地区  | 城川内，唐隈              |
| ○下山門野地区 | 潟，汐見                |

## 2 避難対策

津波からの避難に関する事項は，一般災害対策編 第2章災害予防対策 第10節 避難対策及び地震・津波対策編 第3章災害応急対策 第3節避難対策・第4節津波対策に定めるとおり。

### 第4 防災部局及び消防機関等の活動

1 町は，消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に関する指導
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した避難・退避ルールの確立

2 水防管理団体等は，水防資機材の点検，整備，配備を行うとともに，地震が発生した場合は，次のような措置を講ずる。

- (1) 所管区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置

3 消防機関等の活動

消防機関等の活動については，第3章災害応急対策 第7節消防活動に定めるとおり。

### 第5 ライフライン，通信，放送関係

1 水道

水道事業者は，地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

2 電気

電力事業者は，津波からの円滑な避難を確保するため，津波警報等の伝達や夜間の避難時の証明の確保等が必要なことから，電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに，火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また，災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

### 3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報等を実施する。

### 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じる。

### 5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、町、防災関係機関と連携して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフライン施設に関する情報、地震・津波情報等、防災関係機関や住民等が津波の円滑な避難行動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検、その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

### 6 その他

ライフライン、通信関係のその他の活動については、第2章災害応急対策 第21節ライフラインの応急復旧に定めるとおり。

## 第6 交通対策

### 1 道路

- (1) 県警及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。
- (2) 道路管理者は、災害が予想される個所から重点的に施設等の整備を行う。
  - ① 道路沿線の土砂崩壊・落石等の危険個所について現況調査を行い、法面防護工事等の実施を関係機関も含めて検討する。
  - ② 津波災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋梁や老朽化した橋梁については、架け替えや拡幅等を検討する。
  - ③ 町内通過交通量の分散・緩和と、災害時における交通途絶に応じた迂回路や幅員の確保等を十分検討する。
  - ④ 道路の新設、改良にあたっては、歩道整備、街路樹等の幅員・オープンスペースを確保するよう努める。
  - ⑤ 災害時の救援物資等の輸送、救助・救護等の活動を円滑かつ迅速に実施するため、多重性のある道路ネットワークの整備に努めるとともに、南九州自動車道や

国・県道等の幹線道路の建設・整備促進に積極的に参加する。

## 2 海上

- (1) 第十管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限等の措置を講じる。
- (2) 港湾・漁港管理者は、船舶の交通に支障を及ぼす恐れのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査を求める。
- (3) 船舶の旅客運送事業者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努める。

## 第7 町自らが管理を行う施設等に関する対策

### 1 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校等公共施設の管理上の措置はおおむね次のとおり。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 飲料水、食料の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

- ① 病院、社会福祉施設、老人福祉施設等にあつては、重症患者、障害者、高齢者、新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置を定める。  
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- ② 学校等にあつては、当該施設が町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置を定める。また、当該施設に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置も定める。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、前項(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
  - ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
  - ② 無線通信機等通信手段の確保
  - ③ 災害対策本部等の開設に必要な資器材及び緊急車両等の確保
- (2) 町は、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備を町単独で実施することが困難な場合は、県に対し協力を要請する。

### 3 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。  
なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業者等の安全確保

のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## **第8 迅速な救助**

### **1 救助・救護のための体制，車両・資機材の確保**

発災後の迅速な救助・救護の体制は，第3章災害応急対策 第8節救助活動及び第10節医療救護活動により定める。

### **2 救助実動部隊の活動における連携**

町は，自衛隊，警察，海上保安庁及び消防等の実動部隊による迅速かつ確実な救助のため，被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

### **3 消防団の充実強化**

町は，地域防災の中核として代替性のない存在として，消防団に関し，加入促進による人員確保，車両・資機材の充実，安全管理マニュアル等の作成による安全の確保，教育・訓練の充実による団員のスキルアップ等を図る。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行う。

具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序・方法について考慮する。

### 第1 建築物、構造物の耐震化

#### 1 建築物、構造物

町、県及び防災関係機関は、地震災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物の耐震化等を計画的に行う。

- (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設の耐震診断及び耐震化の推進
  - ① 学校、病院等不特定多数の者が利用する施設の耐震化
  - ② 道路、港湾、漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化

#### 2 橋梁

本町は、地理的条件から黒ノ瀬戸大橋の通行が途絶した場合は、物資等の陸上緊急輸送路が存在しない事態となり、海上又は空路によることとなる。また、伊唐大橋、乳ノ瀬橋の通行途絶により伊唐地区、諸浦地区（葛輪、本浦、白瀬）が孤立することとなることから、橋梁の耐震診断及び耐震化の整備推進に努める。

### 第2 避難場所、避難経路の整備

町、県及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行う。

#### 1 緊急避難場所

町は、住民等の避難の円滑化と安全、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所及び案内標識、避難所案内標識等の整備を計画的に行う。

#### 2 避難経路

道路は、町民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難経路の役割を果たす。このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街地道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進する。

### 第3 土砂災害防止施設

#### 1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生及び地震後の大雨等により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらす恐れのある土石流危険渓流の整備が急務である。このため、人家5個以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれのある危険渓流の整備を推進する。

## 2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらす恐れのある地区の整備を推進する。

## 3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらす恐れのある地区の整備が急務である。このため、人家5個以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれの高い危険箇所等の整備を推進する。

## 第4 治山施設

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により10個以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を実施する。

## 第5 避難誘導及び救助活動のための拠点となる施設その他の消防用施設

### 1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点となる施設（地域消防センター等）の整備の促進を図る。

### 2 自衛隊、警察、海上保安庁、緊急消防援助隊の活動拠点の確保

町は、自衛隊、警察、海上保安庁及び緊急消防援助隊が、救助活動を行うための拠点となる施設をあらかじめ設定し、災害発生時の支援体制の確保を図る。

- (1) 自衛隊活動拠点：長島高校跡地
- (2) 警察活動拠点：川床コミュニティ
- (3) 海上保安庁活動拠点：城川内運動場
- (4) 緊急消防援助隊活動拠点：川床コミュニティ
- (5) 獅子島地区活動拠点：獅子島小中学校
- (6) 代替活動拠点：太陽の里広場、指江庁舎駐車場、杉ノ段馬鈴薯選果場

## 第6 港湾・漁港の整備

本町における地震・津波災害後の緊急物資・資機材等、災害応急対策・応急復旧要員及び避難者・負傷者等の搬送は、海上輸送が不可欠であり、港湾・漁港施設は、災害応急対策・応急復旧にきわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

## 第7 通信施設

町は、庁舎等の災害時の情報連絡の基地となる公共建築物の耐震化の強化を図り、また、通信施設のための予備電源を確保し、震災時の情報連絡体制を確保する。

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて二重化を図るなどして、災害耐性の強化に努める。

## 第5節 防災訓練

### 第1 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、互いに連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 訓練の実施時期等

第1の訓練は、年1回以上実施するよう努める。

### 第3 訓練の内容

第1の訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑かつ確実な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も併せて実施する。

その他、訓練に係る事項は、一般災害対策編 第2章 第5節 防災訓練に定める。

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び後方を推進する。

### 第1 町職員に対する教育

災害応急対策に従事する町職員等を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2 地域住民等に対する教育

町は、県と協力して、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震等が発生した場合の次の住民等がとるべき行動に関する知識
  - ① 出火防止対策、初期消火
  - ② 近隣の人々と協力して行う救助・救護活動
  - ③ 近隣の人々と協力して行う避難行動
  - ④ 自動車運転の自粛
  - ⑤ その他防災上取るべき行動
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における緊急避難場所、避難所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 住民等が自ら実施し得る最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び発災時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 教職員及び児童生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、町職員に準じて教職員への教育を行う。

また、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が、地震・津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、主体的に行動する態度を育成するよう、次のとおり安全教育の徹底を指導するものとする。

- (1) 関連する授業、部活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら、地震・津波に関する基礎知識を習得させるとともに、緊急避難場所、避難所、避難の経路、避難の方法等の周知を図る。
- (2) 住んでいる地域の地勢や過去の自然災害等について、防災ノート等を活用するなどして、継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学生の生徒を対象に、応急手当の普及を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発する（長島町防災ノートの作成等）などして、地震・津波災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) すべての基本研修で防災研修を実施するなど、研修会等を通じて、指導者の資質向上を図る。
- (6) 防災ノート等を活用して、家庭と連携した防災教育に取り組む。

#### **第4 相談窓口の設置**

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨住民等に周知徹底を図る。